地域的な包括的経済連携協定の説明書

外

務

省

																		_	
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1-++	2	1	lum	
経	中	錇	電	午 日	投	自	ᆉ	曶	仟	衛	税	原	物	冒	協 定	拹	協	概 説	
済	小	競 争	子	知 的	投資	然	サー	貿易	任意規格	生	関	産	品	頭	の	定	協 定	:	
済協力及び	企業	(第	商 取	財 産	(人の一	ビス	上 の	規枚	植物	手続	地坦	の 密	の 坦	内容	締結	の	÷	
乃及		宛 十	取引		ヵ 十		の	救	俗、	物検	舵 及	規 則	貿易	定	谷 :	\mathcal{O}	成立		
び	第	<u> </u>		第	章	時	の貿易	救済	強	疫	び			及		意	経緯	÷	
技術	(第十四	章	第十	+	*	的た	易	(第	制	検疫措置	貨	第三	第	Ŭ.		意義…	緯 :		
技術協力	章	(第十三章)※…	<u> </u>	章	:	時的な移動	(第	七	規格		勿円	章	一章	般	÷	÷	÷	÷	
力	章)	÷	章	\smile	÷		八	章	及	第	び貿易円滑化	\smile	<u> </u>	的	÷	÷	÷	÷	
(第	÷	:	引(第十二章)	(第十一章)※…	(第十章)※	(第	早し	*	い滴	土 音		(第三章)※	:	規定及び一般的定義	÷	÷	÷	÷	
+	÷	÷	÷	÷	÷	(第九章)	*	÷	合	÷	(第	÷	(第二章)		÷	÷	÷	÷	
(第十五章)	-			÷	-	章	(第八章)※	(第七章)※	性亚	(第五章)	(第四章)	÷	÷	(第一章)				÷	
早し				÷		÷			矸価					章		÷		÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	及び適合性評価手続	÷	×	÷	÷	<u> </u>	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷		÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	(第	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
-			-				-	-	(第六章)			-	÷		÷	÷			
÷	÷	÷			÷	÷	÷	÷	Ч С			÷	÷	÷	÷	÷			
÷	÷		÷	÷	÷	÷	÷		÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷			:	:			-			:	:	÷	÷	-			:	:	
÷	-						-									÷		÷	
÷	÷	÷			÷	÷	÷	÷	÷			÷	÷	÷	÷	÷			
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
ł			-	-	į	į	-		-	-		÷	÷			÷			
					÷	÷						÷	÷						
÷	÷	÷	÷	÷		÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
:	:	-	÷	÷	:		:		:	÷	÷		-	:	:	÷	÷	÷	
÷													÷		-	÷			
				-		÷						÷	÷						
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
	-		÷	÷	÷		-	-		÷	÷	÷	÷	-		:	÷	÷	
												÷	÷						
÷	÷	÷	:	÷	:	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	:	:	÷	÷	÷	÷	
			÷	÷	÷					÷	÷	÷	÷			÷	÷	÷	
÷				-	-	-	-			-	÷					÷	÷	ł	
÷	÷					÷	÷	÷					÷	÷					
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷			:	:	:						:	:	;		÷	÷	:	÷	
÷	-				÷							÷	į		•				
			į		-					į			÷		į			į	^°
: 	: :::::::::::::::::::::::::::::::::::::	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	: 二 九	: 	: 一 八	: 一 七	: 一 四	·····		•	·	:	•	•	·	÷	·	:	ì
			九	\bigcirc	八	七	兀		<u> </u>	九	七	兀	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	_	ージ

目

次

(参考)	三	*	21	20	19	18	17	16
	協定の実施のための国内措置	その章の附属書を含む。	附属書	最終規定(第二十章)	紛争解決(第十九章)	制度に関する規定(第十八章)※	般規定及び例外(第十七章)	政府調達(第十六章)※

)
1 協定の成立経緯
平成二十四年(二千十二年)十
中国、インド、韓国及びニュージー
成二十五年(二千十三年)五月から交渉を行
至ったので、令和二年(二千二十年)
は、茂木外務大臣及び梶山経済産業大臣が
2 協定締結の意義
この協定は、地域的な包括的経済連携協定交渉参加
機会を拡大させ、知的財産、電子商
を設けるものである。この協定の締結
れる。
一 協定の内容
この協定は、前文、本文全二十章及び末文並びに協定
がある。)から成っている。それら
1 冒頭の規定及び一般的定義(第
(ア) 締約国は、千九百九十四
的な包括的経済連携(以下
(イ)協定における用語の一般:
り 姦官り目りこついて見官

2 物品の貿易(第二章)

(ウ

概説

おいて、各国代表によりこの協定の署名が行われた。我が国について 果、 定に署名した。 的な包括的経済連携のための交渉を開始することについて一致し、平 国連合(以下「ASEAN」という。)の構成国、オーストラリア、 インドを除く十五箇国で、協定案文について最終的合意をみるに

・組みを構築すること等を内容とする経済上の連携のための法的枠組み び投資を促進し、並びにサプライチェーンを効率化することが期待さ

物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の

0 の一部を成す附属書(各章の附属書と協定の末尾に付された附属書と

由貿易地域として設定することを規定している(第一・一条)。 ービス貿易一般協定第五条の規定に従い、協定の規定に基づいて地域

(第一・二条)。

協定の目的について規定している(第一・三条)。

(─)

般規定及び物品

の市場アクセス

(第 A 節

(7) 第二章における用語の定義について規定している(第二・一条)

0

- (イ) 第二章の規定の適用範囲について規定している(第二・二条)。
- (ウ) 定している 各締約国は、 (第二・三条) 千九百九十四 0 [年のガット第三条の規定の例により、 他の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること等を規
- (I)引き下げ、 各締約国は、 又は撤廃すること等を規定している 協定に別段の定めがある場合を除くほ (第二・四条) か、 附 属 書 I 0 \mathcal{O} 自 国 の表に従って、 他 この締約 玉 \mathcal{O} 5原産 品 に っ $\langle \cdot \rangle$ て関税を
- (オ) 兀 条の規定に従って協定を改正することを妨げるものではないこと等を規定している 協定のい かなる規定も、 締約国が、 附属書Iの自国の表に定める関税に係る約束を繰り上げ、 (第二・五条) 又は改善するため、 第二十・
- (カ) を \mathcal{O} 規定している 関税率の差異の対象となる全ての原産品は、 表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出 (第二・六条) 輸出締約国がRCEP原産国である場合に限り、 I 締約 国 「の原産品について適用する関税上の特恵待遇を受けること等 輸入締約国が 附属書I \mathcal{O} 自国
- (‡) 締約国間で取引される

 物品の分類は、 統一システムに適合したものとすることを規定している (第二・ 七条) 0
- (7)締 約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用することを規定している。 千九百九十四年のガット第七条の規定並びに関税評価協定第一部及び関税評価協定附属書一の (第二・八条) 解釈のための注釈の規定は、 0
- (ケ) は 他 各締約国は、 の締約国 \sim の 千九百 通過物品の通関を引き続き円滑に行うことを規定している(第二・九条) 山九十四 年のガット第五条3の規定及び貿易円滑化協定の関連規定に従い、 0 他 の締約国 か らの 通 過 物品又
- (ב) るところにより、 ことを認めること等を規定している 各 締約国 は 産 輸入税の納付について条件付で全額の又は部分的な免除を受けて当該産品 品 が特定の目的のために自国の関税領域に持ち込まれること等の要件を満たす場合には、 (第二・十条)。 前が自国 の関税領域に持ち込まれる 自 国の 法令の定め
- (#) 各締約国は、 自国の法令又は自国が締結している関連する国際協定の定めるところにより、 国際運輸において産品の輸送に

と等を規定している 用 いられており、 又は用いられるコンテナー及びパレットについて、 (第二·十一条)。 その原産地のいかんを問わず、 一時免税輸入を認めるこ

- (ジ) 従って免税輸入を認めることを規定している(第二・十二条)。 各締約国は、 他の締約国の領域から輸入された商品価値のない見本に対し、 その原産 地 の $\langle v \rangle$ かんを問 わず、 自 玉 の法令に
- (ス) ゆ る形態の再導入を防止するために協力すること等を規定している(第二・十三条)。 締約国は、 農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目的を共有するとともに、 当該輸出補助金のあら
- (セ) る同附属書の自国の表の置換えが、 ている(第二・十四条) 各締約国は、 統一システムの定期的な改正の後に附属書Ⅰを改正された統一システムの品目表により実施するために行われ 同附属書に定める関税に係る約束を損なうことなく行われることを確保することを規定し
- (ソ) 有する他の全ての締約国の合意により、 締約国は、 又は撤回することができること等を規定している(第二・十五条)。 自国の関税に係る約束を実施するに当たり予見されなかった困難に直面する例外的な状況におい かつ、 RCEP合同委員会の決定により、 附属書Ⅰの自国の表に定める譲許を修正 て、 利害関 係を
- □ 非関税措置(第B節)
- (7) 又は い る 締 約国は、 他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、 (第二・十六条) 世界貿易機関設立協定又は協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除くほか、 非関税措置を採用し、 又は維持してはならないこと等を規定して 他の締約国の産品の輸入
- (イ) る産品の輸出について、 制限も採用し、 いずれの締約国も、 又は維持してはならないこと等を規定している(第二・十七条) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、 割当てによると、 輸入又は輸出の許可によると、 他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の その他の措置によるとを問わず、 0 いかなる禁止又は 領域に仕向けられ
- (ウ) こと等を規定している(第二・十八条)。 締 柳約国は、 自国の貿易に悪影響を及ぼしていると認める措置について、 他の締約国との技術的協議を要請することができる

Ξ

- (I)輸 三、許可手続に関する協定に従い適用されることを確保すること等を規定している 各締約国は、 全ての自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、透明性がある、 (第二・十九条) かつ、予見可能な態様で実施され、 0 及 び
- (才) 出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保すること等を規定している る全ての手数料及び課徴金が、 各締約国は、 千九百九十四年のガット第八条1の規定に従い、 提供された役務の費用の概算額を限度とし、 自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課す かつ、 国内産品の間接的保護又は輸入若しくは輸 (第二・二十条) 0
- (力) 条 締約国は、 0 分野別 の問題に関する作業計画を開始することを決定することができること等を規定している (第二・二十一

原産地規則(第三章)

3

- () 原産地規則(第A節)
- (ア) 第三章における用語の定義について規定している(第三・一条)。
- (イ) 協定における原産品について規定している(第三・二条)。
- (ウ) 締約国において完全に得られ、 又は生産される産品について規定している(第三・三条)。
- (I)料として使用されるものについては、 なすこと等を規定している 第三・二条に定める原産品の要件を満たす産品又は材料であって、 (第三・四条)。 完成した産品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみ 他の締約国において他の産品又は材料の生産において材
- (才) 附属書三Aに定める産品の域内原産割合の算定について規定している(第三・五条) 0
- (カ) 十分な作業又は加工とはみなさないことを規定している 産品を生産するために非原産材料に対して行われる一定の工程については、 (第三・六条)。 当該産品に原産品としての資格を与えるため Ď
- (キ) (第三・七条)。 附属書三Aに定める関税分類の変更を満たさない産品は、 一定の条件の下で、 原産品とすること等について規定している
- (力) 産品の原産品としての資格を決定するに当たってのこん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱いについ

几

て規定している(第三・八条)。

- (ケ) 定している(第三・九条)。 産品の原産品としての資格を決定するに当たっての附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の取扱いについて規
- (ב) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず原産材料として取り扱うこと等を規定している(第三・十条)。
- (サ) 代替性のある産品又は材料の取扱いについて規定している(第三・十一条)。
- (Ÿ) して取り扱うことを規定している(第三・十二条)。 非原産材料について第三章に規定する要件を満たすような更なる生産が行われる場合には、 当該非原産材料は、 原産材料と
- (ス) 原産品としての資格の単位について規定している(第三・十三条)。
- (t) 討議を開始すること等を規定している(第三・十四条)。 締約国及び署名国は、 いずれかの締約国の要請があった場合には、第三章の規定の下における一定の産品の取扱いについて
- ()) を維持すること等を規定している(第三・十五条)。 原産品が輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること等の条件を満たす場合には、 当該原産品は、 原産品としての資格
- (二) 運用上の証明手続(第B節)
- (7) 定している(第三・十六条)。 原産地証明書、認定された輸出者による原産地申告及び輸出者又は生産者による原産地申告を原産地証明とすること等を規
- (1) 原産地証明書の発給等について規定している(第三・十七条)。
- (ウ) 原産地申告の作成等について規定している(第三・十八条)。
- (エ) 連続する原産地証明の発給等について規定している(第三・十九条)。
- (オ) 輸入締約国は、 産品が第三章に定める要件を満たす場合には、仕入書が当該産品の輸出者等により発給されていないことの
- みを理由として、 関税上の特恵待遇の要求を否認してはならないことを規定している(第三・二十条)。
- 認定された輸出者の認定等について規定している(第三・二十一条)。

(カ)

Ŧ.

- (‡) (第三・二十二条) 輸入締約国は、 原産品に対し、 協定の規定に従い、 原産地証明に基づき、 関税上の特恵待遇を与えること等を規定している
- (ケ) (力) か 結果として超過して支払った関税等の還付を申請することができることを定めること等を規定している(第三・二十三条)。 밂 (第三・二十四条)。 を決定するため、 の輸入者が、 輸入締約国の権限のある当局は、 各締約国は、 自国の法令に従うことを条件として、 定の期間内に、 輸入者に対し追加の情報を要請する等の手段により確認手続を行うことができること等を規定している 一定の書類を自国の税関当局に提示することにより、関税上の特恵待遇が与えられなかった 他の締約国から一の締約国に輸入される産品が第三章の規定に基づき原産品であるかどう 産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、 当該産
- (כ) 輸入締約国の税関当局が関税上の特恵待遇を否認することができる場合等について規定している(第三・二十五条)。
- (#) 輸入締約国の税関当局は、 軽微な表現の相違又は誤りを考慮しないことを規定している(第三・二十六条)。
- (ジ) 定期間保管することを要求すること等について規定している(第三・二十七条)。 各締約国は 自国の輸出者等が、 原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を一
- (ス) ることを確保するために協議することを規定している(第三・二十八条)。 締約国は、 必要な場合には、 協定の精神及び目的を達成するため、 第三章の規定が効果的に、 一律に及び一貫して運用され
- (セ) 産 品 の原産性の情報の交換のための電子的なシステムの開発について規定している(第三・二十九条)。
- ()) 輸送中の産品についての経過規定について規定している(第三・三十条)。

(4)

- (第三・三十一条) 各締約国は、 第三章の規定に関連する自国の法令の違反に対する罰則等の措置を採用し、 又は維持することを規定している
- (チ) 輸入締約国と輸出締約国との間 の連絡については、 英語により行うことを規定している(第三・三十二条)。
- (") 三条)。 第三章の規定の実施に関する連絡部局の指定及び当該連絡部局の連絡先の詳細の通報等について規定している(第三・三十

六

- (テ) 統一システムの品目表の定期的な更新を反映するための品目別規則の置換えについて規定している(第三・三十四条)。
- (ト) 附属書三A及び附属書三Bの改正について規定している(第三・三十五条)
- (三)附属書
- (7)非 原産材料を使用して生産される産品が原産品として取り扱われるために満たすべき要件として、 品目別規則を規定してい

る。 産品ごとに、 満たすべき関税分類の変更、 域内原産割合の要件等について規定している (附属書三A)

- (1) 原産地証明書及び原産地申告の必要的記載事項について規定している (附属書三B)。
- 4 税関手続及び貿易円滑化(第四章)
- (ア) 第四章における用語の定義について規定している(第四・一条)。
- (1) 第四章の規定の目的について規定している(第四・二条)。
- (ウ) 第四章の規定の適用範囲について規定している(第四・三条)。
- (I)定している 各締約国 は (第四・ 自国の関税法令が自国の関税領域全体において一貫して実施され、 四条) 0 及び適用されることを確保すること等を規
- (オ) 及び書類等を速やかに公表すること等を規定している く、 各締約国は、 容易に入手可能な方法により、 政府、 貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、 可能な限りインターネットにおいて、輸入、輸出及び通過のための手続並びに所要の書式 (第四・五条)。 差別的でない 態様で、 か
- (カ) 所要の書式及び書類の取得を容易にするため、 各締約国は、 利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、 照会所を指定することを規定している(第四・ 並びに輸入、 六条)。 輸出 及び通過のため D
- (キ) 関等を通じて貿易を円滑にすることを確保すること等を規定している(第四・七条) 各締約国は、 自国の税関手続及び税関実務が、 予見可能性、 一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通 0
- (り) (第四・八条)。 各締約国は、 関税分類及び関税評価に関して、 船積み前検査を利用することを要求してはならないこと等を規定している

七

- (ケ) 兀 物 ・九条)。 品 各締約国は、 の輸入の ために必要とされる書類その他 物品の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、 の情報の提出を認める手続を採用し、 又は維持すること等を規定している(第 物品の到着の前に処理を開始するため、
- (כ) に 6 各締約国は、 よる事前の教示を行うこと等を規定している の者の代理人であって、 他の締約国からの物品の自国の領域 全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出したものに対して、 (第四・十条)。 への輸入の前に、 輸入者、 輸出者若しくは正当な事由を有する者又はこれ 関税分類等に関する書面
- (サ) は 各締約国は、 維持すること等を規定している 締約国間の貿易を

 円滑にするため、 (第四・十一条)。 効率的な物品の引取りの許可のための簡素化された税関手続を採用し、 Z
- (沙) を補助するために情報技術を利用すること等を規定している 各締約国 は 可 能 な限り、 物品の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に基づき、 (第四・ 十二条) 0 税関の 、業務
- 提供すること等を規定している(第四・十三条)。 各締約国は 特定の基準を満たす事業者に対して、 輸入、 輸出又は通過の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑 化措置を

(ス)

- ()) (セ) 条)。 各締約国は、 税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、 又は維持すること等を規定している (第 四 • $+ \cdot$ 应
- 用 に関連する情報を到着 各締約国は、 Ļ 又は維持すること等を規定している(第四・十五条)。 少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、 の前に処理することについて定めること等によって、 急送貨物の 適切な税関管理及び選定を維持しつつ、 通関を迅速に行うための税関手続を採 急送貨物
- (१) の 監査を採用し、 各締約国 は 物品の引取りの許可を迅速に行うため、 又は維持すること等を規定している (第四・十六条) 自国の関税法令その他の関連する法令の遵守を確保するための通関後 0
- (チ) 間 各 の 測定のための指針等の手段を利用しつつ、定期的に、 締 約国は、 自国の貿易円滑化措置を評価すること等のため、 かつ、 世界税関機構が公表する物品 貫性がある態様で、 自 国 の税関当局が物品 の引取 ŋ \mathcal{O} 許可 の引取りの許可 までに 要する時

八

- までに要する時間を測定し、及びその結果を公表するよう奨励されること等を規定している(第四・十七条)。
- (") 局による審査の請求等を行う権利を有することを定めること等を規定している 員若しくは官署より上級の行政当局若しくはそれらから独立した行政当局に対する行政上の異議の申立て又はこれらの行政当 各締約国は、 税関当局が行政上の決定を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、 (第四・十八条) 0 当該行政上の決定を行った職
- (テ) ことができること等を規定している(第四・十九条)。 各締約国の税関当局は、 適当と認める場合には、 第四章の規定の実施及び運用等について他の締約国の税関当局を支援する
- (\}) 提供して、 締約国は、 他の締約国との協議を要請することができること等を規定している(第四・二十条)。 第四章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、 当該問題に関連する詳細を
- (+)兀 Aに特定する一定の期間 締約国は、 二十一条)。 第四章の規定に基づく約束のうち一部のものの実施における締約国の準備状況の異なる水準を認識し、 (特定された約束の完全な実施がその期間内に開始される。) を与えられることを規定している 附属書四 (第
- (=) 基づく約束の実施のための期間について規定している(附属書四A)。 ブルネイ・ダルサラーム国、 カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー及びベトナムの第四章に
- 5 衛生植物検疫措置(第五章
- (ア) 第五章における用語の定義について規定している(第五・一条)。
- (1) 第五章の規定の目的について規定している(第五・二条)。
- (ウ) 第五章の規定の適用範囲について規定している(第五・三条)。
- (I)している 各締約国は、 (第五・四条) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく他の締約国に対する自国の権利及び義務を確認することを規定
- (才) 勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、 締約国は、 世界貿易機関 (以下「WTO」という。 \smile の 衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、 措置の同等に関する協力を強化すること等を規定している 指針及び

九

	(第五・五条)。
(力)	締約国は、地域的な状況(有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含む。)の概念を認め
	ること等を規定している(第五・六条)。
(‡)	締約国は、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措
	置の適用に関する協定に従い、危険性の分析に関する協力を強化すること等を規定している(第五・七条)。
(곗)	各締約国は、監査を行うに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮
1-	すること等を規定している(第五・八条)。
(ケ)	各締約国は、証明の要件を適用するに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び
<i>F</i> L	勧告を考慮すること等を規定している(第五・九条)。
(ב)	各締約国は、輸入検査を行うに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を
مها	考慮すること等を規定している(第五・十条)。
(サ)	締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置であって、貿易に影響を及ぼし得るものを採
	用する場合には、関係する輸出締約国に対し、第五・十五条の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約
	国の連絡経路を通じて書面により直ちに通報すること等を規定している(第五・十一条)。
(ジ)	締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Bに定める透明性の重要性を認識すること等を規定している(第
	五・十二条)。
(ス)	締約国は、利用可能な適当な資源の範囲内で、第五章の規定に従い、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する締
11-	約国間の更なる協力(能力開発、技術援助、協調及び情報交換を含む。)のための機会を探求すること等を規定している(第
	五・十三条)。
(セ)	締約国は、衛生植物検疫措置の適用から生ずる特定の問題に関する懸念を解決するため、他の締約国と技術的協議を行うこ
,	とを要請することができること、要請を受けた締約国は、当該技術的協議を求める妥当な要請に対して速やかに回答すること

 $\overline{\bigcirc}$

等を規定している(第五・十四条)。

- ()) について規定している 第五章の規定の対象となる事項についての連絡を円滑にするための連絡部局の指定、 (第五・十五条)。 当該 連絡部局 の連絡先の詳細 の通報等
- (月) は .複数国間の取決めを作成することができること等を規定している(第五・十六条)。 締約国は、 相互に合意する場合には、第五章の規定を適用するための相互に決定した了解及び詳細を定めるための二国間又
- (Ŧ) 条) 第十九章の規定は、 協定が効力を生ずる時には、 第五章の規定については、 適用しないこと等を規定している (第 五 ・ 十 七
- 6 任意規格、強制規格及び適合性評価手続(第六章)
- (7) 第六章における用語の定義について規定している(第六・一条)。
- (イ) 第六章の規定の目的について規定している(第六・二条)。
- (ウ) 第六章の規定の適用範囲について規定している(第六・三条)。
- (I)規定している 貿易の技術的障害に関する協定の一部の規定は、 (第六・四条)。 必要な変更を加えた上で、 協定に組み込まれ、 協定の一 部を成すこと等を
- (オ) 要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認識すること等を規定している(第六・五条)。 締約国は、 国際規格、 指針及び勧告が、 強制規格、 適合性評価手続及び国内の任意規格を調和し、 並びに貿易に対する不必
- (カ) が、 各締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定附属書三を受け入れ、 任意規格の立案、 制定及び適用に関して、 国内の任意規格を立案し、 かつ、 遵守することを確保すること等を規定している(第六・六 制定し、 及び適用する自国の標準化機関
- (キ) 条)。 規格の基礎として用いること等を規定している 各締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定2に規定する限りにおいて、 (第六・七条)。 関連する国際規格又はその関連部分を自 玉 の 強制
- (力) 貿易の技術的障害に関する協定5の規定を適用するほか、各締約国は、 中央政府機関が関連する国際規格又はその関連部分

を自らの適合性評価手続の基礎として用いることを確保すること等を規定している(第六・八条)。

- (ケ) を規定している 締約国は、 任意規格、 (第六・九条)。 強制規格及び適合性評価手続の分野において、 第六章の規定の目的に適合する協力を強化すること等
- (ב) ができること、 締約国は、 貿易及び第六章の規定に関する問題を解決する必要性を認める場合には、技術的討議を書面により要請すること 要請を受けた締約国は、 可能な限り速やかに、 その要請に応ずること等を規定している(第六・十条)。
- (#) 締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定における透明性に関する規定の重要性を認識すること等を規定している(第六・
- 十一条)。
- (ジ) て規定している(第六・十二条)。 第六章の規定の実施の調整について責任を有する連絡部局の指定、 当該連絡部局の関連職員の連絡先の詳細 の通報等につい
- (ス) 成することができること等を規定している(第六・十三条)。 締約国は、 第六章の規定を適用するための相互に関心を有する協力の分野を定めるため、 二国間又は複数国 間 の取決めを作
- (セ) いる(第六・十四条) 第十九章の規定は、 0 協定が効力を生ずる時には、 第六章の規定の下で生ずる問題については、 適用しないこと等を規定して
- 7 貿易上の救済(第七章)
- RCEPセーフガード措置(第A節)
- ⑦ 第七章における用語の定義について規定している(第七・一条)。
- (1) 経過的RCEPセーフガード措置をとるに当たっての条件、 形態等について規定している (第七・二条)。
- (ウ) 経過的RCEPセーフガード措置をとるに当たっての通報及び協議について規定している (第七・三条)。
- (I)経 「過的RCEPセーフガード措置をとるに当たっての調査手続について規定している(第七・四条)。
- (才) 経過的RCEPセーフガー ド - 措置の: 適用範囲及び適用期間について規定している (第七・五条)。
- (か) 少量の輸入の場合の措置及び特別の待遇について規定している(第七・六条)。

						~ /					
たって算入されること等を規定している(第七・十三条)。	れる場合には、全ての個別の価格差が、その正負にかかわらず、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較するに当	⑦ ダンピング防止協定第二条、9.及び9.並びに第十一条の規定に従いダンピングの価格差が定められ、確定され、又は見直さ	(イ) ダンピング防止のための調査等を開始するに当たっての通報及び協議について規定している(第七・十二条)。	の権利及び義務を留保すること等を規定している(第七・十一条)。	⑦ 締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国	ダンピング防止税及び相殺関税(第B節)	とを確保すること等を規定している(第七・十条)。	(1) 各締約国は、経過的RCEPセーフガード措置に関する自国の法令の運用が一貫した、公平な、及び合理的なものであるこ	響を及ぼすものではないこと等を規定している(第七・九条)。	(か)協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影	⑦ 暫定的RCEPセーフガード措置をとるに当たっての条件、形態等について規定している(第七・八条)。

 $(\underline{})$

(‡)

経過的RCEPセーフガード措置に係る補償について規定している(第七・七条)。

(I) て、 七・十四条)。 各締約国は、可能な限り最終的な決定を行う少なくとも十日前までに、検討の対象となっている全ての重要な事実であっ 措置をとるかどうかを決定するための基礎を成すものの十分なかつ意味のある開示を確保すること等を規定している(第

- (才) ない要約を提供するよう要請すること等を規定している(第七・十五条)。 締約国の調査当局は、 秘密の情報を提供する利害関係者に対し、ダンピング防止協定5.に規定する当該秘密の情報の秘密で
 1
- (力) らないこと等を規定している(第七・十六条)。 いずれの締約国も、 第B節又は附属書七Aの規定の下で生ずる問題について、第十九章の規定による紛争解決を求めてはな

(三) 附属書

(7)ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行について規定している(附属書七A)。

サービスの貿易(第八章

8

- (7) 第八章における用語の定義について規定している(第八・一条)。
- (1) 第八章の規定の適用範囲について規定している(第八・二条)。
- (ウ) こと等を規定している 各締約国は、 第八・七条又は第八・八条のいずれかの規定に従って、 (第八・三条)。 第 八 ・ 四条、 第 八 ・ 五条等の規定に基づく約束を行う
- (I)束を行う締約国は、 及び制限に従い、 遇を与えること等を規定している(第八・四条)。 第八・七条の規定に従って約束を行う締約国は、 他 同条に規定する適合しない措置を除くほか、 の締約国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待遇を与えること、 附属書Ⅱの自国の表に記載する分野において、 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待 第八・八条の規定に従って約 かつ、 当該表に定める条件
- (才) する適合しない措置を除くほか、 Ĺ 締約国は、 又は維持してはならないこと等を規定している(第八・五条)。 市場アクセスに係る約束を行った分野において第八・七条に規定する特定の約束に従い、 サービス提供者の数の制限、 サービスの取引総額又は資産総額の制 限等を課する措置を採用 又は第八・八条に規定
- (カ) のサービス及びサー と等を規定している \mathcal{O} 選択するものは、 自国の表に記載する適合しない措置を除くほか、 第八・七条の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条2の規定に従って最恵国待遇に関する約束を行うことを 附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等に関して、 ビス提供者に対して最恵国待遇を与えること、 (第八・六条)。 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対して最恵国待遇を与えるこ かつ、 第八・八条の規定に従って約束を行う締約国は、 自国の表に定める条件及び制限に従い、 他の締約国 附属書Ⅲ
- (キ) 附属書Ⅱ 第八・七条の規定に従って約束を行う締約国は、 の自国の表に記載すること等を規定している 第八・四 (第八・七条)。 [条、 第 八 ・ 五条及び第八・ 九条の規定に従って行う特定の約束を
- (力) 第八・八条の規定に従って約束を行う締約国に関し、 第八・四条から第八・六条まで及び第八・十一条の規定は、 附属書Ⅲ

匹

とを確保すること等を規定している(第八・十五条)。
() 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、客観的及び公平な態様で運用されるこ
(セ) 各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進すること等を規定している(第八・十四条)。
撤回することができること等を規定している(第八・十三条)。
生じた日から三年を経過した後いつでも、「FL」の記載がある分野又は小分野の約束を除くほか、当該約束を修正し、又は
(3) 第八・七条の規定に従って約束を行う締約国は、一定の条件を満たす場合には、附属書Ⅱの自国の表における約束が効力を
に係る表の案をサービス及び投資に関する委員会に提出すること等を規定している(第八・十二条)。
ジア、ラオス及びミャンマーについては、協定が効力を生ずる日の後十二年以内)に、第八・八条に合致する適合しない措置
② 第八・七条の規定に従って約束を行う締約国は、他の締約国への配布のため、協定が効力を生ずる日の後三年以内(カンボ)
八・十一条)。
店若しくは何らかの形態の法人を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならないことを規定している(第
くほか、第八・一条(r)(i)、ii)又はív)に規定するサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において代表事務所、支
(サ) 第八・八条の規定に従って約束を行う締約国は、他の締約国のサービス提供者に対し、同条に規定する適合しない措置を除
透明性に係る表を作成すること等を規定している(第八・十条)。
ことを選択するものは、中央政府が維持する第八・四条又は第八・五条の規定に適合しない現行の措置に関する拘束力のない
(コ) 第八・七条の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条2の規定に従って第八・十条の規定に基づく約束を行う
に関する約束について交渉することができること等を規定している(第八・九条)。
(f) 締約国は、第八・七条又は第八・八条の規定に基づく表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置
締約国が採用する措置については、適用しないこと等を規定している(第八・八条)。
の当該締約国の表の表Aに記載する措置及び同附属書の当該締約国の表の表Bに記載する分野、小分野又は活動に関して当該

(タ) 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当た

一 五

- Ŋ が できること等を規定している(第八・十六条) いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認すること
- (Ŧ) 十七条)。 ハ・四条及び第八・五条の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保すること等を規定している(第八・ 各締約国は、 自国の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、 第
- (") を規定している(第八・十八条)。 各締約国は、 他の締約国の要請があった場合には、サービス提供者の一定の商慣習を撤廃するために協議を開始すること等
- (テ) 払に対して制限を課してはならないこと等を規定している(第八・十九条)。 締約国は、 第十七・十五条に規定する場合を除くほか、 自国の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転又は支
- (\}) サービスの提供等について、 締約国は、 サービスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における 第八章の規定による利益を否認することができること等を規定している(第八・二十条)。
- 措置の組込みについて見直しを行うこと等を規定している(第八・二十一条)。 締約国は、サービス貿易一般協定第十条の規定による多数国間の場における更なる進展が得られるまでの間、セーフガード

(†)

- (ニ) 八・二十二条)。 ることを目的として、 締約国は、 サービス貿易一般協定第十五条の規定に基づいて合意される規律を踏まえ、当該規律を第八章の規定に組み入れ サービスの貿易に関連する補助金に係る規律の問題について見直しを行うこと等を規定している (第
- (ア) スに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化等を促進することを規定している(第八・二十三条)。 第八章の規定は、 ASEANの構成国である後発開発途上締約国の参加を増大させるためにこれらの締約国の国内のサービ
- 的として、 締約国は、 サ 締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するために第八章の規定に基づく約束の更なる改善を行うことを 目 1 ビスの貿易に関する約束を見直すことを規定している(第八・二十四条)。

(ネ)

- ())
- 締約国は、 諸分野における協力のための努力を強化すること等を規定している(第八・二十五条)。

六

- (n)決について規定している 透明性、 金融サー 金融サービスに係る例外、 ビスに関して、 (附属書八A)。 定義、 適用範囲、 情報の移転及び処理 新たな金融サービス、 自主規制団体、 信用秩序の維持のための措置、 支払及び清算の 制度、 協 特定の情報の取扱い、 議 連絡部局並びに紛争解 承認、
- (7) (と) 決定、 に関心を有する自由職業サービスを特定するよう努めるため、 の 際機関との関係、 保のためのセーフガード、 書八C)。 電気通信サービスに関して、 各締約国は、 選択における柔軟性、 コロケーション、 職業上の資格、 国際的な海底ケーブルシステム、ネットワーク構成要素の細分化、 国際移動端末ローミング並びに電気通信に関する紛争の解決について規定している 独立の電気通信規制機関、 主要なサービス提供者による待遇、 定義、 免許又は登録の承認に関する問題について、 適用範囲、 規 制 ユニバーサル・サービス、免許、 への取組方法、アクセス及び利用、 再販売、 自国の領域内の関係団体と協議すること等を規定している 相互接続、 二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互 専用回線によるサービスの提供及び価格の 柱、 希少な資源の分配及び利用、 管路及びとう道へのアクセス、 番号ポータビリティ、 (附属書八B)。 競争条件の確 透明性、 技術 前 玉
- 9 自然人の一時的な移動 (第九章)

属

- (7) 第九章における用語の定義について規定している(第九・一条)。
- 第九章の規定の適用範囲について規定している(第九・二条)。

(1)

- (ウ) 九 ・三条)。 各締約国は、 附属書Ⅳの自国の表において配偶者又は被扶養者に関する約束を行うことができることを規定している (第
- (I) 対 Ĺ 各締約国は、 第九章の規定に従って一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可すること等を規定している 他の締約国の自然人が一定の要件を満たす場合には、 附属書Ⅳの自国の表に従い、 当該他の締約国の自然人に (第九・四条)
- (オ) 時 各締約国は、 的 な滞在に関する約束を附属書Ⅳの自国の表に定めること等を規定している 第九・二条の規定の対象となる他の締約国の自然人の自国の領域への (第 九 五条) 時的な入国及び自国の領域における一 0
- (カ) 締約国 に、 出入国管理に関する文書の不備のない申請等を可能な限り速やかに処理すること等を規定している(第九・六

七

条 。

- (キ) 及ぼすものを公表し、 各締約国は、 全ての関連する出入国管理に関する文書に係る説明資料であって、第九章の規定の運用に関 又は公に利用可能なものとすること等を規定している (第九・七条)。 連 Ĺ 又は影響を
- (7)て討議することができること等を規定している(第九・八条) 締約国は、 他 の締約国の自然人の一時的な入国及び一時的な滞在を一層円滑にするため、 0 相互に合意する協力の分野につい
- (ケ) 求 めてはならないこと等を規定している(第九・九条)。 いずれの締約国も、 定の要件を満たす場合を除くほか、 ____ 時的な入国の拒否について、 第十九章の規定による紛争解決を
- 投資(第十章)
- (7) 第十章における用語の定義について規定している(第十・一条)。
- (1) 第十章の規定の適用範囲について規定している(第十・二条)。
- (ウ) えること等を規定している(第十・三条) 各締約国は、 自国 の領域における投資財産の設立等に関し、 0 他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、 内国民待遇を与
- (I)えること等を規定している(第十・四条) 各締約国は、 自国の領域における投資財産の設立等に関し、 0 他の締約国 の投資家及び対象投資財産に対 ŕ 最恵国 待遇を与
- (才) 分な保護及び保障を与えること等を規定している 各締約国は、 対象投資財産に対し、 外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に従って、 (第十・五条)。 公正かつ衡平な待遇並びに十
- (カ) 等 の特定措置 いずれの締約国も、 の履行要求を課し、 自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立等の条件として、 又は強制してはならないこと等を規定している (第十・六条) 物品の輸出 についての要求
- (キ) 要求してはならないこと等を規定している いずれの締約国も、 対象投資財産である当該締約国の法人に対し、 (第十・ 七条)。 特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを
- (力) 第十・三条、第十・四条、 第十・六条及び第十・七条の規定は、 附属書Ⅲ の締約国の表の表 Aに記載する措置及び同附属書

八

いこと等を規定している(第十・八条)。	の締約国の表の表Bに記載する分野、小分野又は活動に関して当該締約国が採用し、
	、又は維持する措置については、適用しな

- (ケ) B 各締 自 自に、 約 玉 に、 か う、 一定の場合を除くほか、 遅滞なく行われることを認めること等を規定している 対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、 (第十・九条) 自 玉 の領域に向け又は自 玉 の領域か
- 妨げるものと解してはならないこと等を規定している(第十・十条)。 第十・三条のいかなる規定も、 締約国が、 対象投資財産に関連して特別な手続を定める措置を採用し、 又は維持することを

(ב)

- (サ) 家及び非締約国の投資家並びにこれらの者の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定している 失に関して自国が採用し、 + · + 一条)。 各締約国は、 他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対し、 又は維持する措置について、 自国の投資家及びその投資財産又はその他の 武力紛争等によって自国の領域にある投資財産が被った損 いずれかの締約国の投資 (第
- (ジ) 機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している(第十・十二条) 自国の投資家に対し、 保証、 保険契約その他の形態の損害の塡補に基づいて支払を行った締約国又は当該締約国が指定する 0
- (t) (ス) こと、収用、 いずれの締約国も、 国有化等に伴う補償は、 公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、 遅滞なく支払われるものであること等の要件等を規定している(第十・十三条) 収用、 国有化等を実施してはならない
- され、又は支配されており、 章の規定による利益を否認することができること等を規定している 締約国は、 他の締約国の投資家であって当該他の締約国の法人であるものが非締約国の者又は当該締約国の者によって所有 かつ、 一定の場合に該当するときは、 当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対して、 (第十·十四条)。 第十
- ()) 安全保障のための例外について規定している(第十・十五条)。
- (月) 努めることを規定している 締約国は、 締約国間の 投資を 奨励する こと等を 通じて、 (第十・ 十六条)。 域内を一の投資地域と認識することを促進し、 及び向上させるよう
- (チ) 各締約国は、 自国の法令に従うことを条件として、 特にあらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと等を通じて、 締約

一九

国間の投資を円滑にするよう努めること等を規定している(第十・十七条)。

- (") 条)。 の投資紛争の解決等に関する討議を開始し、 締約国は、 それぞれの立場を害することなく、協定が効力を生ずる日の後二年以内に、締約国と他の締約国の投資家との間 当該討議の開始の日から三年以内に完了すること等を規定している(第十・十八
- (テ) る るとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認することを規定してい 締約国は、 (附属書十A) 「国際慣習法」 が、 外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に関連するものを含め、 各国が法的義務であ
- (\}) 押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する事態を取り扱うものであること等を規定している 第十・十三条の規定は、 直接的な収用及び締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差 (附属書十B)
- 11 知的財産(第十一章)
- 一般規定及び基本原則(第A節)
- ⑦ 第十一章の規定の目的について規定している(第十一・一条)。
- (1) 知的財産の範囲について規定している(第十一・二条)。
- (ウ) 関 連 知的財産に関し、第十一章の規定と貿易関連知的所有権協定の規定とが抵触する場合には、 知的所有権協定の規定が優先することを規定している (第十一・三条)。 その抵触の限りにおいて、貿易
- (I) できること等を規定している(第十一・四条)。 極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、 締約国は、 自国の法令の制定又は改正に当たり、 公衆の健康及び栄養を保護し、並びに自国の社会経済的及び技術的発展に 第十一章の規定に適合する限りにおいて、とることが
- (オ) 各締約国は、第十一章の規定を実施すること等を規定している(第十一・五条)。
- (カ) 知的財産権の消尽について規定している(第十一・六条)。
- (キ) 各締約国 は 知的財産の保護に関し、 内国民待遇を他の締約国の国民に与えること等を規定している(第十一・七条)。

 $\overline{\bigcirc}$

(三)																()			
商	7	(ケ)	(곗)	歺	(‡)	L.	(カ)		(才)	R	1-	(I)	(ウ)	(1)	(7)	著		(ケ)	7
標(第C節)	不当に害しない特別の場合に限定すること等を規定している(第十一・十八条)。	各締約国は、排他的権利の制限又は例外を著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を	ソフトウェアの政府による使用について規定している(第十一・十七条)。	定めることができること等を規定している(第十一・十六条)。	各締約国は、第十一・十四条及び第十一・十五条の規定を実施する措置に対する適当な制限及び例外を自国の法令に従って	十一・十五条)。	各締約国は、電磁的な権利管理情報を保護するため、適当かつ効果的な法的救済について定めること等を規定している(第	一・十四条)。	各締約国は、技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めることを規定している(第十	条)。	に透明性がある態様並びにその構成員に説明責任を負う態様で運営することを奨励すること等を規定している(第十一・十三	各締約国は、集中管理を行う団体の設立を促進するよう努めること、集中管理を行う団体に対し、公正な、効率的な及び公	各締約国が放送機関に対して付与する排他的権利等について規定している(第十一・十二条)。	実演家及びレコード製作者の放送に対する報酬請求権について規定している(第十一・十一条)。	各締約国が著作者、実演家及びレコード製作者に対して付与する排他的権利について規定している(第十一・十条)。	著作権及び関連する権利(第B節)	(第十一・九条)。	各締約国は、締結していない特定の知的財産に関する多数国間協定を批准し、又はこれに加入すること等を規定している	る(第十一・八条)。

(곗)

締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言を再確認すること等を規定してい

_____ ____

(7)(‡) (カ) (才) (I) (ウ) (1) (ケ) (7) 条) 。 及びその使用を禁止するための適当な措置を定めること等を規定している(第十一・二十六条)。 行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、 している(第十一・二十四条)。 ある場合には、 同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれが 等を含む商標の登録のための制度を定めること等を規定している(第十一・二十二条)。 組 各締約国は、 (第十一・二十一条)。 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 締約国は、 各締約国は、 各締約国は、 合せを商標とすることができるものとすることを確保すること等を規定している(第十一・十九条)。 各締約国は、 商標により与えられる権利につき、 自国の法令に従い、 自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護することを規定している(第十一・二十五条)。 ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその 同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することが先 登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと 出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する(電子的手段によることができる。)との要件 商標には団体標章及び証明標章を含むことを定めること等を規定している(第十一・二十条)。 当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定めること等を規定している(第十一・二十三 商標分類制度について、ニース協定に適合する商標分類制度を採用し、 商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、 記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができることを規定 又は維持すること等を規定している その登録を拒絶し、 自国の権限のある当局が当該出 又は取り消し、

()

二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録に関する単一の出願について規定している(第十一・二十

又は当該登録を取り消す権限を有することを定めることを規定している(第十一・二十七条)。

願を拒絶し、

八条)。

		(キ)			(力)		(才)			(I)			(ウ)		(1)		(7)	(四) 地
9	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定し	いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定に	情報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。	理的表示が第十一・三十条に定める手続によって保護されていないときは、地理的表示の保護又は認定のための手続に関する	締約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該地	当するいずれかの日以後に開始することを規定している(第十一・三十三条)。	締約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日又は登録の日のうち該	を規定している(第十一・三十二条)。	の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けないこと	地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、締約国の領域において関連する商品	及び当該保護が拒絶されることを認める手続を定めること等を規定している(第十一・三十一条)。	られている用語であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立て、	各締約国は、少なくとも地理的表示が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用い	せんを要求することなく、地理的表示の保護の申請を受理すること等を規定している(第十一・三十条)。	締約国は、地理的表示の保護のための国内の行政上の手続を定める場合には、いずれかの締約国による自国民のためのあっ	(第十一・二十九条)。	各締約国は、自国の法令において、地理的表示を保護するために適当かつ効果的な手段を確保すること等を規定している	理的表示(第D節)
		て保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用す	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国情報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ情報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。理的表示が第十一・三十条に定める手続によって保護されていないときは、地理的表示の保護又は認定のた	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定情報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。 「「「「「「「」」」」」では「「」」」」」では「」」」」」では「「」」」」」」」」	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定情報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。 締約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該当するいずれかの日以後に開始することを規定している(第十一・三十三条)。	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用す理的表示が第十一・三十条に定める手続によって保護されていないときは、地理的表示が第十一・三十条に定める手続によって保護されていないときは、地理的表示時報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。当するいずれかの日以後に開始することを規定している(第十一・三十三条)。総約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用すずおいずれの締約国又は非締約国の関係する国際協定において明示的に特定の「「「「「「「「「「「「「」」」」」、「「」」」」、「」 「「」」、「」」、「」	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求締約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定すに、「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定している(第十一・三十二条)。 がずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において保護を受けないこの一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている(第十一・三十三条)。 がずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該 第約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日又は登録の日のうち がずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該 第約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日又は登録の日のうち がずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において関連する商 前の時に、当該 がの、当該国際協定において、当該 第1、地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、締約国の領域において関連する商 ○	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定している(第十一・三十二条)。 この一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けないこ を規定している(第十一・三十二条)。 締約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日又は登録の日のうち さするいずれかの日以後に開始することを規定している(第十一・三十四条)。 いずれの締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において保護を受けないこ 情報を公に利用可能なものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。 いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該 において保護を受けないこと等を規定している(第十一・三十四条)。 して保護され、又は認定さんる地理的表示について第十一・三十四条)。	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定している(第十一・三十二条)。 た規定している(第十一・三十二条)。 た規定している(第十一・三十四条)。 た規定している(第十一・三十四条)。 た規定している(第十一・三十四条)。 た規定している(第十一・三十四条)。 た規定している(第十一・三十一条)。 た規定している(第十一・三十四条)。 た規定して、 ための手続に関す ための行動 ための手続に関す ための行動 ための行動 ための手続に関す ための行動 ため	後の一般名称として日常の言語の中で通例として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護として用して、当該国際協定において通例として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立てられている用語であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立てられている用語であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立てに、かがれの時以後に開始することを規定している(第十一・三十一条)。	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定している(第十一・三十条)。 でられている用語であることを根拠として、少なくとも利害関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定にいるの一般名称として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、維約国の領域において関連する商及び当該保護が拒絶されることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護して保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、維約国の領域において関連する商及び当該保護が拒絶されることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護して日常の言語の中で通例として用いられている(第十一・三十二条)。 年約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において保護を受けないこの一般名称として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、維約国の領域において保護を受けないこと等と規定している(第十一・三十一条)。 年約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において保護を受けないこと考えのデが第十一・三十条(定している(第十一・三十三条)。 第約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護されていないときは、地理的表示の保護の目のうちを規定している(第十一・三十二条)。 第約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十条)。 第約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十条)。 第十一・三十二条)。 第約国の国内の行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十条)。 第4のの方式による地理的表示について第十一・三十四条)。 第4のの行政上の手続による地理的表示の保護の日本において開まの目的のうちを規定している(第十一・三十二条)。 第4のの行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十一条)。 第4の保護が拒絶される定定している(第十一・三十二条)。 第4のの行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十一条)。 第4のの行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十一条)。 第4のの行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十条)。 第4のの行政上の手続による地理的表示の保護されている(第十一・三十条)。 第4のの行政上の行政による、 第4のの行政において関連する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として、 第4のの行政上の行政において関連する商品の一般名称として日常の法がの保護の行政において、 第4のの行政において保護を受けないこと 第4のの行政において保護を受けないこと 第4のの時間の目の時間を定している(第十一・三十条)。 第4のの行政において保護を受けないこと 第4のの行政にような、 第4のの行政において 第4のの行政において 第4のの行政において 第4のの行政において 第4のの行政において 第4のの行政にようなの行政において 第4のの行政において 第4のの行政に 第4のの行政 第4のの行政 第4のの行政 第4のの行政 第4のの行政 <	縦のして保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定して保護され、又は認定する場面の国内の行政上の手続を定めること等を規定している(第十一・三十一条)。 縦和別国は、地理的表示の保護のための国内の行政上の手続によって保護されていないと等を規定している(第十一・三十一条)。 縦約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示の保護し、又は認定する場合において保護を受けないこの一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けないこの一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語を構成する個々の要素は、締約国の領域において関連する商及び当該保護が拒絶されることを認める手続によって保護されるいいる(第十一・三十一条)。 第約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定に従って地理的表示の保護し、又は認定する場合において保護を受けないこの一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている(第十一・三十三条)。 第4の前期、単本のための国内の行政上の手続に定める場合には、いずれかの締約国において保護を受けないこのの一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている(第十一・三十三条)。 第4の前期、単本の表示の保護の目標での目標の行政上の手続に定める場合には、いずれかの締約国においては認定のための手続に関す 第4の前期、単本の表示の保護の目標の行政上の手続に定める場合には、いずれかの締約国においてと等を規定している(第十一・三十一条)。 第4の前期であることを認める手続によって保護されていないときを規定している(第十一・三十一条)。 第4の前期でものとすること等を規定している(第十一・三十四条)。 第4の前期であることを認める手続によって保護されていないときを規定している(第十一・三十一条)。 第4の前期であることを認める手続によって保護されていないときは、地理的表示の保護において保護を受けないこの 第4の前期であることを認める手続によって用いられている用語である場合には、当該 第4の前期の日の行政上の手続によう 第4の前期の日又は登録の日のうち 第4の前期であることを認める手続によって保護されている(第十一・三十一条)。 第4の前期であることを認める手続によって保護されている(第十一・三十一条)。 第4の行政上の手続による 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続によう 第4の行政上の手続を規定している(第十一・三十一条)。 第4の前期の 第4の行政上の手続を規定している(第十一・三十回条) 第4の前期によう 第4の行政上の 第4の行政上の 第4の行政上の 第4の行政上の 第4の行政上の 第4の行政上の 第4の行政上の 第4の行政法の	従って保護され、又は認定される地理的表示について第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定 従って保護され、又は認定される地理的表示にしている(第十一・三十四条の規定を適用することを要求されないこと等を規定 いずれの締約国は、地理的表示の保護の中請を受理すること等を規定している(第十一・三十一条)。	従って保護され、又は認定される地理的 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

ト 四 許 四 タ と 許 子 益 に 十 願 の な 規 こ の に ラ 十 出 日 等 出 的 で 新 一 人 便 い 定 と 条 対 マ 十 田 十 日 等 出 的 な 規 に 日 こ を 条 し ス 六 願 五 ネ を 願 な あ 規 に 日 こ を 件 し て 赤 頼 に 特 る 性 四 対 に と 、 規 の ち で 寿 ン ん 条 ッ 規 に 特 る 性 四 対 に を 貿 定 下 す の た し い 出 と あ 一 て い 規 易 し で え	各称約国は、ストラスブール (第十一・四十六条)。 各称約国は、特許出願人がそ 本約国は、特許出願人がそ の猶予期間が有益であることを規定し の猶予期間が有益であることを規定し ないる(第十一・四十六条)。 本約国は、特許出願人に対して とを規定し の で は、 本 の に つ い る に の の の し に つ い た の た の の し に つ い た の の の の し に つ い た の た の た の た の た の の し に つ い た の の た の た の し の の の の た の た の し 、 の た の に つ い の し て い の の た の た の の し て い た の の の た の し て い の の の し て い の し て の い し て の た の た の し て い の し て い の し て し の し て い の し て い の し て い の し て い つ い し て し て い の し し て い ろ い し て し て の い し て い ろ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ し し し の し の し つ し し の し の し し つ し し し し し し の し し つ し し し つ し し の し の し て う の し て う の し の こ し て ら の で の し て ら に つ い し て ら に つ い し て ら の の い ろ ろ つ い ろ し つ い ろ の つ い ろ こ と う ろ こ と う ろ こ と う ろ の つ い ち つ い ろ つ し つ い ろ つ い つ つ い ろ つ つ つ い ろ つ い つ こ し つ つ い つ し つ い つ い つ つ い ろ つ い つ し つ つ い つ い つ し つ い つ い つ い つ い つ い つ つ い つ つ つ い つ つ い つ つ い つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	各称約国は、ストラスブール (第十一・四十六条)。 各称約国は、特許出願人がそ 本約国は、特許出願人がそ の猶予期間が有益であることを規定し の猶予期間が有益であることを規定し ないる(第十一・四十六条)。 本約国は、特許出願人に対して とを規定し の で は、 本 の に つ い る に の の の し に つ い た の た の の し に つ い た の の の の し に つ い た の た の た の た の た の の し に つ い た の の た の た の し の の の の た の た の し 、 の た の に つ い の し て い の の た の た の の し て い た の の の た の し て い の の の し て い の し て の い し て の た の た の し て い の し て い の し て し の し て い の し て い の し て い の し て い つ い し て し て い の し し て い ろ い し て し て の い し て い ろ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ し し し の し の し つ し し の し の し し つ し し し し し し の し し つ し し し つ し し の し の し て う の し て う の し の こ し て ら の で の し て ら に つ い し て ら に つ い し て ら の の い ろ ろ つ い ろ し つ い ろ の つ い ろ こ と う ろ こ と う ろ こ と う ろ の つ い ち つ い ろ つ し つ い ろ つ い つ つ い ろ つ つ つ い ろ つ い つ こ し つ つ い つ し つ い つ い つ つ い ろ つ い つ し つ つ い つ い つ し つ い つ い つ い つ い つ い つ つ い つ つ つ い つ つ い つ つ い つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	各総約国は、ストラスブール 高に対して与え 本約国は、特許出願人がそ 本約国は、特許出願人がそ 本約国は、特許出願人に対して りる に の 猫 が に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	各締約国は、マトラスプール協定に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規一 の 着、約国は、マトラスプール協定に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規一 や に、マー・四十一条)。	各称約国は、ストラスブール (第十一・四十六条)。 各称約国は、特許出願人がそ 本約国は、特許出願人がそ の猶予期間が有益であることを規定し の猶予期間が有益であることを規定し ないる(第十一・四十六条)。 本約国は、特許出願人に対して とを規定し の で は、 本 の に つ い る に の の の し に つ い た の た の の し に つ い た の の の の し に つ い た の た の た の た の た の の し に つ い た の の た の た の し の の の の た の た の し 、 の た の に つ い の し て い の の た の た の の し て い た の の の た の し て い の の の し て い の し て の い し て の た の た の し て い の し て い の し て し の し て い の し て い の し て い の し て い つ い し て し て い の し し て い ろ い し て し て の い し て い ろ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ い ろ し つ し し し の し の し つ し し の し の し し つ し し し し し し の し し つ し し し つ し し の し の し て う の し て う の し の こ し て ら の で の し て ら に つ い し て ら に つ い し て ら の の い ろ ろ つ い ろ し つ い ろ の つ い ろ こ と う ろ こ と う ろ こ と う ろ の つ い ち つ い ろ つ し つ い ろ つ い つ つ い ろ つ つ つ い ろ つ い つ こ し つ つ い つ し つ い つ い つ つ い ろ つ い つ し つ つ い つ い つ し つ い つ い つ い つ い つ い つ つ い つ つ つ い つ つ い つ つ い つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ
は、植物の品種の保護に関する効果的 に 、 一定の条件の下で、 第三者の正当か た 、 一定の条件の下で、 第三者の正当か た 、 一定の条件の下で、 第三者の正当か た に 、 、 、 一定の条件の下で、 第三者の正当か た に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	a権者に対して与える排他的権利等について規定し 、 「 た の か た し 、 特 許 出 願 人 に 対 し て い る こ と を 規 定 し て い る に と を 規 定 し て い る に と を 規 定 し て い る に 、 特 許 出 願 し て い て 、 に 一 ・ 四 十 一 条 月 に つ い て 規 定 し て い る い た を 規 定 し て い る い た を 規 鹿 し て い る (第 十 一 ・ 四 十 の 条 月 で は な い こ と を 親 連 知 的 所 有 権 協 定 第 十 一 ・ 四 十 の 条 月 で し て い る (第 十 一 ・ 四 十 の 条 月 で し て い る の に つ い て い る 、 (第 十 一 ・ 四 十 の 条 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	、 植物の品種の保護に関する効果的な特別の制度によって植物の に対して与える排他的権利等について規定している(第十一 ・四十六条)。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 「権者に対して与える排他的権利等について規定している(第十一・三十七条)。 「定の条件の下で、第三者の正当な利益を考慮し、特許によって与えられる事 一定の条件の下で、第三者の正当な利益を考慮し、特許によって与えられる事 ではないことを規定している(第十一・三十九条)。 「第十一・四十一条)。 「第十一・四十一条)。 「第十二・四十一条)。 「第二、「中国十一条」。 「二、四十二条」。 「第二、四十二条」。 「第二、「一、四十二条」。 「「「一、四十二条」。 「第二、「「「「」」 「第二、「」 「第二、「」 「第二、「」 「」 「二、「」 「二、「」 「二、「」 「二、「」 「二、「」 「二、「」 「二、「」 「」 「」<	関する効果的な特別の制度によって植物の新品種に対す に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規 に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規 に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規 に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規 に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規 に適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規 に している(第十一・三十九条)。 の付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件等 の し て 公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し て 公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し て 公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し	関する効果的な特別の制度によって植物の新品種に対す こ適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規一 他的権利等について規定している(第十一・三十七条)。 こ適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規一 他的権利等について規定している(第十一・三十九条)。 こ適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規定している (第十一・四十条)。 こ適合する特許分類制度を利用するよう努めることを規定している (第十一・四十条)。
 に は、 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる (第 についる にの についる (第 についる にの についる (第 についる にの についる にの についる にの についる にの についる にの についる にの についる にの にの にの にの についる にの についる にの にの にの についる にの にの にの にの にの につい にの につ い につ い にの につ い にの につ い につ い につ い につ い にの につ い につ い につ い につ い につ い につ い につ い につ い にの につ い につ い につ い につ い にの につ い につ い につ い にの にの にの につ い にの	・	の非他的権利等について規定している(第十一 のシステムを採用するよう奨励されるよう努 に適合する特許分類制度を利用するよう努 定に適合する特許分類制度を利用するよう受 がなく第十一・四十四条)。 にしている(第十一・四十人条)。 いて公に利用可能とされた情報が先行技術の たちの出願についての迅速な審査を要請するた たちの出願についての迅速な審査を要請するた に適合する特許分類制度を利用するよう受励されることを している(第十一・四十四条)。 にしている(第十一・四十年)。 のシステムを採用するよう奨励されるよう受 にしている(第十一・四十四条)。 にしている(第十一・四十年)。 により通知す している(第十一・四十一条)。 により通知す している(第十一・四十一条)。 により通知す している(第十一・四十一条)。 により通知す している(第十一・四十一条)。 により通知す により にしている(第十一・四十条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 にない により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 にある により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 により している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一・四十一条)。 に している(第十一 に している(第十一)。 している(第十	(ころ) (ころ) (ころ) (ころ) (ころ) (ころ) (ころ) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二	していて、 していて、 していて、 していて、 していて、 していて、 していて、 している、	していて、 していて、 していて、 していて、 していて、 していて、 していて、 している、
	 にするに当たり にするに当たり にするに当たり にするに当たり にするに当たり にするに当たり た にするに当たり た に に	に つ い て の 迅速な 審査を 要請 す る に よ の し 、 特 一 ・ 三 十 八 条 し て の 迅速な 審査を 要請 す る た 情 報 が 先 行 大 条 し 、 特 許 一 ・ 三 十 九 条) 。 。 、 二 一 ・ 三 十 九 条) 。 。 、 に 二 十 一 条 及 び 第 三 十 一 条 し て い る に 当 た り 発 明 の 公衆 へ の 、 に よ う 奨励 さ れ る よ う 奨励 さ れ る こ と を れ れ 条) 。 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	について規定している(第十一・三十七条) こ十八条)。 三十八条)。 二一・三十九条)。 に定第三十一条及び第三十一条の二等の規 にするに当たり発明の公衆への開示のうち にするに当たり発明の公衆への開示のうち にしている(第十一・四十条)。 四十四条)。 での迅速な審査を要請するための国内手 たち期制度を利用するよう努めることを 開示のうち にとされた情報が先行技術の一部を構成、 により通知するとの要件 によって与えられる している により通知するとの要件 によって与えられる している によってもための国内手 によって直参の している によって直参の している により通知するとの要件 によってもための 日本 の によって している によって している によって している によって して いる によって して いる によって して いる によって して いる によって して いる によって して いる によって して いる に た た に して いる に な た で の の の の うち た の して い た で の して い た に な の 見 っ に して い っ で の し た し た の た の の う ち の し て い る し た の の し て い る し た の の の う ち の し て い る た の の の の の た の の の の う た の の の う た の の の た の の の の の し て い る の の の う た の の の の の る し て し し し し の の の る し の し の し の の し る の の の の る し し た の の の の る し の の の る し の の の の し し の し っ の の し し し し の し し っ の し し て し っ の し し し し し し し し し し し し し	について規定している(第十一・三十七条)。 こ十八条)。 二一・三十九条)。 二一・三十九条)。 二一・三十九条)。 二一・三十九条)。 二一・三十九条)。 二一の迅速な審査を要請するための国内手続を定める上 にするに当たり発明の公衆への開示のうち一定のものを 二、二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、 二、二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、 二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	な時別の制度とよって直刻の新品種に付ける呆穫を与えることを な時別の制度としている(第十一・三十七条)。 「一・三十九条」。 「二・三十九条」。 「二・三十九条」。 「二・三十九条」。 「二・三十九条」。 「二・三十九条」。 「二、三十一、四十三条」。 「二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、

(六)

<u>一</u> 匹

- (1) (7) ている(第十一・ 各締約国は、 締約国は、 インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識することを規定し 独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定めること等を規定している(第十一・四十九条)。 五十条)。
- (ウ) との要件等を含む意匠の登録又は付与のための制度を定めることを規定している(第十一・五十一条)。 各締約国は、 出願人に対して意匠の登録又は付与の拒絶の理由を書面により通知する(電子的手段によることができる。)
- 遺伝資源、 (I) 各締約国は、 伝統的な知識及び民間伝承(第G節) П カルノ協定に適合する意匠の分類制度を利用するよう努めることを規定している(第十一・五十二条)。

(七)

- (7) 定めることができること等を規定している(第十一・五十三条)。 各締約国は、 自国の国際的な義務に従うことを条件として、 遺伝資源、 伝統的な知識及び民間伝承を保護する適当な措置を
- (八) 不正競争(第日節)
- (7) 各締約国は、 パリ条約に従い、 不正競争行為からの効果的な保護を与えることを規定している(第十一・五十四条)。
- (1) 手続及び救済措置について規定している(第十一・ 各締約国が自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関して利用可能なものとする 五十五条)。
- (ウ) いる(第十一・ 各締約国は、 五十六条)。 貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、 開示されていない情報の保護を定めること等を規定して
- (九) 国名(第1節
- (7) とを防止するための法的手段を提供することを規定している(第十一・五十七条)。 各締約国は、 商品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用するこ
- (†) 知的財産権の行使(第」)節
- (1) 一般的義務(第一款)

(7)

知的財産権の行使に関する一般的義務について規定している(第十一・五十八条)。

<u>一</u> 五

(2)
民事上の救済
(第二款
Ű

- (7) と等を規定している 各締約国は、 第十一章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者に利用可能なものとするこ (第十一・五十九条)。
- (1) 等を規定している(第十一・六十条)。 により権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定めること 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害者に対し、 知的財産権 の侵害
- (ウ) に、 限を有することを定めること等を規定している(第十一・六十一条)。 各締約国は、 敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権 自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の手続が終了した時
- (I) している(第十一・六十二条)。 商標商品を、 各締約国は、 例外的な場合を除くほか、 自国の司法当局が、 民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、 いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定めること等を規定 著作権侵害物品及び不正
- (オ) 当該司法手続において作成され、又は交換された秘密の情報の保護に関する司法上の命令の違反について罰を科する権限を有 することを定めることを規定している(第十一・六十三条)。 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、 当該司法手続の当事者等に対し、
- (カ) 条) \mathcal{O} 各締約国は、 他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定めること等を規定している(第十一・六十四 0 商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、 自国の司法当局が、 侵害の疑いのある物品等を差押えそ
- (3) 国境措置(第三款)
- (7) 権限 各締約国 のある当局に対して申立てを提出することができる手続を採用し、 は 輸入貨物に関し、 権利者が、 著作権侵害物品又は不正商標商 又は維持すること等を規定している(第十一・六十五 品の疑い のある物品の解放を停止するよう自 玉 の

条) 。

- (1) ことを定めるよう努めることを規定している(第十一・六十六条)。 各締約国は、 権利者の行政上の負担を最小にするため、停止又は留置に関する受理された申立てが適切な期間効力を有する
- (ウ) 条)。 ために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定めること等を規定している(第十一・六十七 各締約国は、 自国の権限のある当局が、 権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、 並びに濫用を防止する
- (I)とができることを規定している(第十一・六十八条)。 を停止した場合には、 締約国は、 自国の権限のある当局が著作権侵害物品若しくは不正商標商品の疑いのある物品を留置し、 自国の権限のある当局が当該物品に関する一定の情報を権利者に通知する権限を有することを定めるこ 又は当該物品の解放
- (オ) るために職権により行動することができる手続を採用し、 各締約国は、 輸入貨物に関し、 自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止す 又は維持すること等を規定している (第十一・六十九条)。
- (カ) 当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定めること等を規定している (第十一・七十条)。 各締約国は、 自国の権限のある当局が第三款に定める国境措置をとるに当たって職権により行動する場合には権利者に対し
- (キ) が、 採用し、 各締約国は、 著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を 又は維持することを規定している(第十一・七十一条)。 第十一・六十五条及び第十一・六十九条に定める手続の開始の後合理的な期間内に、 自国の権限のある当局
- を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定めること等を規定している(第十一・七十二条) 各締約国は、 定の条件の下で、 自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物品の廃棄
- 6 「ないことを定めることを規定している(第十一・七十三条)。 各締約国は、 知的財産権の行使のための国境措置に関連する料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはな

(ケ)

(7)

二 七

- (4) 刑事上の制裁(第四款)
- (7) する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定めること等を規定している(第十一・七十四条)。 各締約国は、 刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害
- (5) デジタル環境における権利行使(第五款
- (7) 行為についても同様に利用可能なものとすることを確認することを規定している(第十一・七十五条)。 各締約国は、 第二款及び第四款に定める権利行使の手続をデジタル環境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害
- 出 協力及び協議(第K節
- (7) 締約国の知的財産の分野における協力及び対話等について規定している (第十一・七十六条)。
- (土)透明性(第L節)
- (7) れる行政上の決定につき、 各締約国は、 知的財産権の取得可能性、 公表され、 又は公に利用可能なものとされることを定めること等を規定している(第十一・七十七 範囲、 取得、 行使及び濫用の防止に関する最終的な司法上の決定及び一般に適用さ
- 条) 。
- は 経過期間及び技術援助(第M節)
- (7) 貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間について規定している(第十一・七十八条)。
- (1) 第十一章の規定に基づく締約国別の経過期間等について規定している(第十一・七十九条)。
- (ウ) 第十一章の規定に基づく締約国別の経過期間に関する通報等について規定している(第十一・八十条)。
- (エ) 締約国間の技術援助について規定している(第十一・八十一条)。
- 手続事項(第N節

(盅)

- (7) 知的財産権の運用のための手続の改善について規定している(第十一・八十二条)。
- (1) 各締約国は、 特許出願に関する翻訳の証明並びに特許、 意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証明について、 自国が維

持する手続上の要件を簡素化するよう努めることを規定している(第十一・八十三条)。

法 附属書

- (7) る カンボジア、ラオス、 (附属書十一A)。 マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ及びベトナムの締約国別の経過期間について規定してい
- (1) カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの技術援助に係る要請の一覧について規定している(附属書十一B)。
- 12 電子商取引(第十二章)
- 一 一般規定(第A節)
- ⑦ 第十二章における用語の定義について規定している(第十二・一条)。
- (1) 第十二章の原則及び規定の目的について規定している(第十二・二条)。
- (ウ) 第十二章の規定の適用範囲について規定している(第十二・三条)。
- (I)こと等を規定している(第十二・四条)。 各締約国は、 適当な場合には、 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること等のために協力する
- 〇 貿易円滑化(第B節)
- (7) 施に向けて努力すること等を規定している(第十二・五条)。 各締約国は、世界税関機構その他の国際機関が合意する方式を考慮して、貿易に係る文書の電子化について定める施策の実
- (1) 等を規定している(第十二・六条)。 各締約国は、 電子的な取引の参加者が当該取引のための適当な電子認証の技術及び実施方式を決定することを許容すること
- (三) 電子商取引に資する環境の醸成(第C節)
- (7) らの消費者を保護することを定める法令を採用し、 各締約国は、 電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為からこれ 又は維持すること等を規定している (第十二·七条)。
- (1) 各締約国は、 電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用し、 又は維持すること等を規定している

二九

速やかに公表するものとし、公表が実行可能でない場合には、他の方法(実行可能なときはインターネットによるものを含
(カ) 各締約国は、第十二章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置を、可能な限り
ている(第十二・十一条)。
(オ) 各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持すること等を規定し
律する法的枠組みを採用し、又は維持すること等を規定している(第十二・十条)。
(エ) 各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法等を考慮して、電子的な取引を規
セージの最小化について定める措置のいずれかを採用し、又は維持すること等を規定している(第十二・九条)。
商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置又はその他要求されていない商業上の電子メッ
セージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置、自国の法令によって特定された方法により、
⑦ 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッ
(第十二・八条)。

他の規定(第E節) (1) はならないこと等を規定している(第十二・十五条)。 締約国は、 情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、 当該移転を妨げて

関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を規定している(第十二・十四条)。

自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、

当該領域においてコンピュータ

(7) 締約国は、 電子商取引の発展及び 利用を促進するに当たっての 対話(適当な場合には、 利害関係者との対話を含む。) の 重

(五)

(四)

(キ)

締約国は、

国境を越える電子商取引の促進

(第D節)

と(最良の慣行の交換を通じたものを含む。)等の重要性を認識することを規定している(第十二・十三条)。

コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構築するこ

む。)により公に利用可能なものとすること等を規定している(第十二・十二条)。

(7)

いずれの締約国も、

Ξ O

要性を認識すること等を規定している(第十二・十六条)。

- (1) を規定している(第十二・十七条)。 いずれの締約国も、 第十二章の規定の下で生ずる問題について、 第十九章の規定による紛争解決を求めてはならないこと等
- 13 競争(第十三章)
- ⑦ 第十三章の規定の目的について規定している(第十三・一条)。
- (1) 第十三章の基本原則について規定している(第十三・二条)。
- (ウ) (第十三・三条)。 各締約国は、反競争的行為を禁止する競争法令を制定し、又は維持し、及び当該競争法令を執行すること等を規定している
- (I) の 執行に関する事項につきそれぞれの競争当局を通じて協力することができること等を規定している(第十三・四条)。 締約国は、それぞれの法令及び重要な利益に 適合する態様により、 かつ、それぞれの利用可能な資源の範囲内で、 競争法令
- (才) いる(第十三・五条)。 締約国間の秘密の情報の共有及び当該情報の使用は、 関係する締約国が合意する条件に基づくものとすること等を規定して
- (カ) るための技術協力に関する活動において多数国間又は二国間で協力することが共通の利益であることに合意すること等を規定 している(第十三・六条)。 締約国は、その資源の利用可能性を考慮しつつ、
 競争政策の作成及び競争法令の執行を強化するために必要な能力を開発す
- (キ) は 各締約国は、 .維持すること等を規定している(第十三・七条)。 誤認させる慣行又は虚偽の若しくは誤認させる記載を取引において使用することを禁止する法令を制定し、 X
- (力) 特定の問題に対処するため、当該要請を行った締約国と協議を開始すること等を規定している(第十三・八条)。 締約国の要請があった場合には、 当該要請を受けた締約国は、 締約国間の理解を促進し、

 又は第十三章の

 規定の下で生ずる
- (ケ) 規定している(第十三・九条)。 いずれの締約国も、 第十三章の規定の下で生ずる問題について、第十九章の規定による紛争解決を求めてはならないことを

- (#) () 第十三・三条及び第十三・四条の規定のカンボジアについての適用について規定している 第十三・三条及び第十三・四条の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用について規定している (附属書十三日) (附属書十三A)。
- (ジ) 第十三・三条及び第十三・四条の規定のラオスについての適用について規定している (附属書十三C)。
- (ス) 第十三・三条及び第十三・四条の規定のミャンマーについての適用について規定している (附属書十三D)。
- 14 中小企業(第十四章)
- ⑦ 第十四章の規定の目的について規定している(第十四・一条)。
- (1) に (第十四・二条) 、知識、 各締約国は、 経験及び最良の慣行を締約国間で共有するための情報の交換によるものを含む。)を促進すること等を規定している 中小企業に関連する協定に関係する情報の共有(公にアクセス可能な情報の場の開設及び維持によるもの並び
- (ウ) 締約国は、 第十四章の規定に基づく協力を強化すること等を規定している(第十四・三条) 0
- (I) を規定している(第十四・四条)。 第十四章の規定に基づく協力及び情報の共有を円滑にするための連絡部局の指定及び当該連絡部局の連絡先の詳細 の通報等
- 経済協力及び技術協力 (オ) 協定の紛争解決の制度は、 (第十五章 第十四章の規定の下で生ずる問題については、 適用しないことを規定している (第十四 五条)。
- (ア) 第十五章における用語の定義について規定している(第十五・一条)。
- (1) 第十五章の規定の目的について規定している(第十五・二条)。
- (ウ) 第十五章の規定の適用範囲について規定している(第十五・三条)。
- (I)か う 第十五章の規定に基づく経済協力及び技術協力のための資源については、第十五・二条に定める目的を考慮して、 関係する締約国間で合意する方法によって提供すること等を規定している(第十五・四条)。 自発的に、
- (才) される委員会が特定するニーズを考慮して作業計画を作成すること等を規定している(第十五・五条)。 締約国 に、 第十五・二条4の規定に従い、 協定の経済協力及び技術協力に関する規定並びに第十八章の規定に基づいて設置

- 15 紅

- (力) 五・六条) 締約国は、 ASEANの構成国である後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮すること等を規定している(第十
- 政府調達 (第十六章) (キ) 協定の紛争解決の制度は、 第十五章の規定の下で生ずる問題については、 適用しないことを規定している(第十五 ・七条)。
- ⑦ 第十六章の規定の目的について規定している(第十六・一条)。

16

- (1) 第十六章の規定の適用範囲について規定している(第十六・二条)。
- (ウ) 条)。 するところによる一般的に認められている政府調達の原則に従って自国の政府調達を行うこと等を規定している(第十六・三 各締約国は、 政府調達が国際競争に明らかに開放されている場合において、可能な限り、 かつ、 適当なときは、 自国が適用
- (エ) 努めること等を規定している(第十六・四条)。 各締約国は、 政府調達に関し、 自国の法令を公に利用可能なものとすること、自国の手続を公に利用可能なものとするよう
- (才) めること等を規定している(第十六・五条)。 締約国は、それぞれの政府調達の制度に関する理解の向上を達成するために政府調達に関する事項について協力するよう努
- (カ) 八条に定める期間内に同章の規定の見直しを行うことができることを規定している(第十六・六条)。 締約国は、 政府調達を円滑にするために将来第十六章の規定を改善することを目的として、 締約国の合意に従い、

 第二十・
- (キ) について規定している 第十六章の規定に基づく協力及び情報の共有を円滑にするための連絡部局の指定及び当該連絡部局に関連する詳細の通報等 (第十六・七条)。
- (力) (ケ) オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、インドネシア、日本国、 協定の紛争解決の制度は、 第十六章の規定の下で生ずる問題については、適用しないことを規定している(第十六・八条)。 韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィ
- 段について規定している(附属書十六A) リピン、シンガポール、 タイ及びベトナムの透明性に関する情報を公表するためにこれらの締約国が用いる紙面又は電子的手

一般規定及び例外(第十七章)

- ⑦ 第十七章における用語の定義について規定している(第十七・一条)。
- (1) 協定の地理的適用範囲について規定している(第十七・二条)。
- (ウ) む 及び他の締約国が知ることができるような方法により速やかに公表(実行可能な場合にはインターネットにおけるものを含 各締約国は、)を行い、 又は他の方法により利用可能なものとすることを確保すること等を規定している(第十七・三条)。 協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、 利害関係を有する者
- (I)四条)。 及び一般に適用される行政上の決定等について、 いずれかの締約国の要請があった場合には、当該要請を受けた締約国は、 速やかに情報を提供し、 及び質問に回答することを規定している(第十七・ 協定の対象となる事項に関する実際の法令、手続
- (オ) こと等を確保することを規定している(第十七・五条)。 によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、 についてこれらの措置を適用する自国の行政上の手続において、 あ b 各締約国は、 客観的であり、 協定の対象となる事項に関する自国の法令、 及び合理的である態様で運用するため、 当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通知が行われる 手続及び一般に適用される行政上の決定を一 個別の事案において他の締約国の特定の者、 可能な場合には、 自国の国内手続に従い、 貫性があり、 当該行政上の手続 物品又はサービス 公平で
- (カ) の の ため、 手続を採用し、 各締約国は、 司法裁判所、 協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正 若しくは維持すること等を規定している(第十七・六条)。 準司法的な機関若しくは行政裁判所を設置し、 若しくは維持し、 又は司法上、 準司法上若しくは行政上
- (*) 協定における情報の開示について規定している(第十七・七条)。
- (か)協定における秘密の情報の取扱いについて規定している(第十七・八条)。
- (ケ) こと等を規定している 各締 約国は、 自国の 法令に従い、 (第十七・九条)。 協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、 及び阻止するために適当な措置をとる

三匹

17

- (コ) 各締約国は、 生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認することを規定している(第十七・十条)。
- (サ) するもの及び承認又は許可に当たり従うべき条件又は要求を強制することは、 と等を規定している(第十七・十一条)。 締約国の権限のある当局 (外国投資に関する当局を含む。)による決定であって外国投資の提案の承認又は許可の可否に関 第十九章の紛争解決の規定の対象とならないこ
- ⑦ 一般的例外について規定している(第十七・十二条)。
- (ス) 安全保障のための例外について規定している(第十七・十三条)。
- (セ) Ł ・十四条)。 一定の規定を除くほか、協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと等を規定している(第十
- ()) ŕ 締約国において、 又は維持することができる制限等について規定している(第十七・十五条)。 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該締約国が採用
- (タ) ために必要であると認める措置を採用することを妨げるものではないこと等を規定している(第十七・十六条) 協定のいかなる規定も、 ニュージーランドが、 協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与える
- 18 制度に関する規定(第十八章
- (7) 段の合意をする場合を除くほか毎年、 RCEPの担当閣僚 (以下「RCEP閣僚」という。)は、協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別 協定に関する問題を検討するために会合すること等を規定している(第十八・一条)。
- (1) RCEP合同委員会の設置について規定している(第十八・二条)。
- (ウ) RCEP合同委員会の任務等について規定している(第十八・三条)。
- RCEP合同委員会の手続規則等について規定している(第十八・四条)。

(I)

- (才) 別段の合意をする場合を除くほか毎年、 RCEP合同委員会は、 協定が効力を生ずる日から一年以内かつRCEP閣僚の第一回会合より前に及びその後は締約国が 会合すること等を規定している(第十八・五条)。
- (カ) RCEP合同委員会の補助機関の設置等について規定している(第十八・六条)。

三五

- (き)補助機関の構成及び活動等について規定している(第十八・七条)。
- (力) の 通報等について規定している(第十八・八条)。 協定に関係する事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局の指定及び当該連絡部局の連絡先の詳細
- (か) RCEP合同委員会の補助機関の任務について規定している(附属書十八A)。
- 19 紛争解決(第十九章)
- (7) 第十九章における用語の定義について規定している(第十九・一条)。
- (1) 第十九章の規定の目的について規定している(第十九・二条)。
- (ウ) 第十九章の規定の適用範囲について規定している(第十九・三条)。
- (I)協定は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈すること等を規定している(第十九・四条)。
- (オ) 紛争解決の場の選択について規定している(第十九・五条)。
- (力) (第十九・六条)。 締約国は、 第十九・三条1に定める事案について、他の締約国との協議の要請を行うことができること等を規定している
- (‡) が できること等を規定している(第十九・七条)。 全紛争当事国は、いつでも紛争解決の代替的な方法 (あっせん、 調停及び仲介を含む。)

 を任意にとることを合意すること
- (ク) パネルの設置の要請等について規定している(第十九・八条)。
- (か) 複数の申立てに関する手続について規定している(第十九・九条)。
- (ב) 係を通報することができること等を規定している(第十九・十条)。 パネルに付託された事案について実質的な利害関係を有する締約国は、 一定の期間内に全紛争当事国に対して自国の利害関
- (サ) パネルの設置及び再招集について規定している(第十九・十一条)。
- ジ パネルの任務について規定している(第十九・十二条)。
- パネルの手続について規定している(第十九・十三条)。

(ス)

三六

- (ツ) (チ) (タ) ()) (セ) 埸 (第十九・十六条) (第十九・十七条)。 『合には 第十九・十五条1の規定に基づく義務の不履行の場合における代償及び譲許その他の義務の停止等について規定している 最終報告書の実施について規定している(第十九・十五条) パネルの手続の停止及び終了について規定している(第十九・十四条)。 後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇について規定している(第十九・十八条)。 第十九・十五条1の規定に基づく義務の履行のためにとられた措置の有無等について全紛争当事国の間に意見の相違がある 当該意見の相違については、その解決のために再招集されるパネルの利用によって解決すること等を規定している
- (テ) パネルに係る費用等の負担について規定している(第十九・十九条)。
- () 第十九章の規定のための連絡部局の指定及び当該連絡部局の連絡先の詳細の通報について規定している(第十九・二十条)。
- (†) 第十九章の規定に基づく手続において用いられる言語について規定している(第十九・二十一条)。
- 最終規定(第二十章)

20

- (7) 協定の附属書、 付録及び注は、 協定の不可分の一部を成すことを規定している(第二十・一条)。
- (1) とも一の他の締約国が締結している他の協定の規定と抵触していると認める場合において、 係する締約国は、 締約国が他の締約国に対して有する現行の権利及び義務を確認すること、

 締約国が協定の規定について当該締約国及び少なく 各締約国は、全ての締約国が締結している現行の国際協定 相互に満足すべき解決を得るために協議すること等を規定している(第二十・二条)。 (世界貿易機関設立協定を含む。)との関係においては、当該各 当該締約国が要請するときは、 . 関
- (ウ) が 該国際協定が他の国際協定によって承継される場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、 あるかどうかについて協議することを規定している(第二十・三条)。 締約国は、 協定において引用されており、若しくは協定に組み込まれている国際協定若しくはその規定が改正され、 協定を改正する必要 又は当
- (I) 協定の改正について規定している(第二十・四条)。

三七

(オ)協定の寄託者について規定している(第二十・五条)。

- (か)協定の効力発生について規定している(第二十・六条)。
- (注)協定からの脱退について規定している(第二十・七条)。
- (グ)協定についての一般的な見直しについて規定している(第二十・八条)。
- (か)協定への加入について規定している(第二十・九条)。

21 附属書

 (\rightarrow) 各締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、 条件等について規定している(附属書Ⅰ)。

その概要は、次のとおりである。

- (1) オーストラリアの関税に係る約束の表
- (ア) 概要及び対象品目

を撤廃し、 た後に関税を撤廃するものは千四百十八品目、その他のもの ついては、 分野別 品 目数では、全六千百八十四品目のうち、 (注)では、 基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等五千五十九品目のうち百二品目を除くものについて関税 関税 の撤廃が困難なものについては、 農林水産品千百二十五品目のうち五品目を除くものについて関税を撤廃し、 協定の発効時に関税を撤廃するものは四千六百五十九品目、一定の経過期間を経 関税の引下げ、 (関税の引下げ、 基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。 基準税率の維持又は除外) 関税の撤廃が困難なものに は百七品目になる。

- 注 兀 七類以降の各類に分類される産品をいう。 水産品とは、二千十二年一月一日に改正された統一システムの第一類から第二十四類までの各類、 十六類に分類される産品をいい、 この説明書において、 (f)の日本国の関税に係る約束の表を除く各国の関税に係る約束の表の対象品目のうち、 鉱工業品等とは、 第二十五類から第四十三類までの各類、 第四十五類及び第四十 第四十四類及び第 農林
- (イ) 主要品目ごとの概要

(以下、この(1)から(5)まで (⁽¹³⁾を除く。) の⑴に掲げる各国の表において、① 「類」及び「項」とは、統一システムにおけ

三八

に枢		$(\underline{1})$	実績	〕	額)	る。	る
る。)]	を 除	績及び		Ê		「類」
0 -+	-	く 各	動向	i 貿 易	本国	目に	及 び
四催日		国の主	に鑑っ	統計	の 表	っこ	「項
回に 文	- - t	衣では	み我が	に基づ	(6) (1)	②品目については、	る「類」及び「項」をいい、
する		、 当	国と	く 額	に		V,
静言の	き F う	該各国	して重		ついて	国か	「基
係る他の十四筐国に対する譲詔の根要を記載する)	死刑	国の関	重要視	におい	に、	ら 当 該	準税率
を言書	A	税に係	するロ	て額の	他の故	各国	こは
単する	- .)	いる我	品 目 等	い大き	^m 定署	へ の 1	, Н – Н
)	-	を除く各国の表では、当該各国の関税に係る我が国に対する譲許の概要を記載する一方、	動向に鑑み我が国として重要視する品目等について関税分類番号の小さいものから順	務省貿易統計に基づく額))において額の大きい品目順に、	(日本国の表(⑹⑴)については、他の協定署名十四箇国から日本国への二千十九年一月	日本国から当該各国への二千十九年一月から同年十二月までの輸出総	「基準税率」は、二千十四年一月一日における当該各国の実行
		に対す	て関	「順に	箇国	九 年 一	年一日
		る譲対	税分類		からロ	 か	月 一 日
		〒の 概	短番号	総額の八十%に達するまで記	本国	ら同	におい
		要を	の 小	+ %	へ の 1	华 十 一	ける当
		記載す	さいも	に達す	一 千 十	一 月 ま	T該 各
		るー・	のか	っるま	- 九 年	での	国の安
		方、日	ら順に	で記載	一 月 か	 朝 出 総	 天行最
		本国	記 載		から同	額(、恵国税
		の 表	する。	した上で、	ら同年十二	財務省貿	率
		衣では、	③ 日 本	更に	月 ま	易	を反映
		我 が[本国	に近年	での	統	した
		国の関	国の表	の輸出	輸入総	計に基づく	を反映したものであ
		脱税	$(\widehat{6})$	入	額	Ś	あ

関税品目	品名	率	関税撤廃等の内容
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	ほとんどは五%、一部は五%	段階的関税撤廃(七年目、
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	に一台につき一二、〇〇〇	年目又は二〇年目)
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	オーストラリア・ドルを加え	
	項のものを除く。)	たもの	
11七・10	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	0%	即時関税撤廃
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○%以		
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成		
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する		
	ものを除く。)並びに廃油		
八七・〇四	貨物自動車	五%	ほとんどは即時関税撤廃
			は段階的関税撤廃(三年目又は
			一〇年目)

その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	八四・四三 印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダ	自動車	八七・〇二 一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	専ら又は主として使用する部分品	八四・三一第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に	てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。	七一・〇八 金(白金をめっきした金を含むものとし、加		○五項までの自動車のものに限る。)	八七・○八 部分品及び附属品(第八七・○一項から第八七	貴金属又はその化合物を含有するもの	て貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで	七一・一二 貴金属又は貴金属を貼った金属のくず及び主とし	ロードローラー(自走式のものに限る。)	ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	スクレーパー、メカニカルショベル、エキ	八四・二九 ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、		四○・一一 ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)
複写機及び]		送用の 五%			(°¢	加工し 〇%			•		くずで	キとし 〇%		版及び	エキスカ			ほと
	ほとんどは〇%、		,.		ほとんどは五%、		,.			ほとんどは五%、			,.				○%又は五%		ほとんどは五%、
	一部は五%				一部は〇%					一部は〇%									一部は〇%
は段階的関税撤廃(二〇年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部	は基準税率の維持	段階的関税撤廃(一〇年目)又		即時関税撤廃		即時関税撤廃	目)、基準税率の維持等	(三年目、一五年目又は二〇年	即時関税撤廃、段階的関税撤廃			即時関税撤廃				即時関税撤廃	Ц Ц	ほとんどは即時関税撤廃、一部

い。)並びにこれらの部分品及び附属品	ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな

- (2)ブルネイ・ダルサラー ム国の関税に係る約束の表
- (7) 概要及び対象品目

なる。 経た後に関税を撤廃するものは二千百二十三品目、その他のもの(関税の引下げ、基準税率の維持又は除外)は二百九品目に 分野別では、農林水産品千七百四十四品目のうち六十四品目を除くものについて関税を撤廃し、 品目数では、全九千九百二十九品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは七千五百九十七品目、 関税の撤廃が困難なものに 一定の経過期間を

関税を撤廃し、 ついては、関税の引下げ又は除外の各分類で対応する。 関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、 鉱工業品等八千百八十五品目のうち百四十五品目を除くものについて 基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。

(1) 主要品目ごとの概要

関税品目	品名	基準税率	関税撤廃等の内容
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	\bigcirc %	即時関税撤廃
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二		
	項のものを除く。)		
八四 ・ 一 四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	ほとんどは五%、一部は〇%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵		五年目又は二〇年目)、一部は
	するものに限るものとし、フィルターを取り付け		即時関税撤廃

兀

_

_

経た後に関税を撤廃するものは五千四百六十七品目、その他のもの(基準税率の維持又は除外)は千二百三十六品目になる。 品目数では、全九千五百五十八品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは二千八百五十五品目、一定の経過期間を (7) 概要及び対象品目(3) カンボジアの関税に係る約束の表

	てあるかないかを問わない。)		
七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	%	即時関税撤廃
	るものとし、鋳鉄製のものを除く。)		
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品	%	即時関税撤廃
	で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超え		
	るもの		
八四 ・ 一 三	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	ほとんどは○%、一部は五%	ほとんどは即
	い。)及び液体エレベーター	又は二〇%	は段階的関税撤
			は一五年目)
二 玉・二 三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラ	%	即時関税撤廃
	グセメント、スーパーサルフェートセメントその		
	他これらに類する水硬性セメント(着色してある		
	かないか又はクリンカー状であるかないかを問わ		
	ない。)		
八七・〇二	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	%	即時関税撤廃
	自動車		

四二

て関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについては、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。 ついては、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等七千八百十四品目のうち千八十六品目を除くものについ 分野別では、農林水産品千七百四十四品目のうち百五十品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものに

(イ) 主要品目ごとの概要

段階的関税撤廃(二〇年目)、	七%、一五%、一リットルに	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	<u> 七</u> ・ - 0
は除外			
目)、一部は基準税率の維持又			
三年目、一五年目又は二〇年	%	一三項までの車両のものに限る。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは一五%、一部は七	部分品及び附属品(第八七・一一項から第八七・	八七・一四
		ないかを問わない。)及びサイドカー	
率の維持又は除外		助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
五年目又は二〇年目)、基準税		イドカー付きであるかないかを問わない。)、補	
段階的関税撤廃(一三年目、一	一 五 %	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八七・一一
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
二〇年目)又は基準税率の維持		スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
段階的関税撤廃(一五年目又は	一 五 %	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
は基準税率の維持			
段階的関税撤廃(一五年目)又	三五%	牛の肉(冷凍したものに限る。)	011.011
関税撤廃等の内容	基準税率	品名	関税品目

四三

三年目、一五年目又は二一五%
+ %
%
ほとんどは一五%、一部は○
一 五 %
%
ほとんどは三五%、一部は〇
衆国ドル等
つき一五〇・〇二アメリカ合

匹匹

除外	七 %	中古の衣類その他の物品	六三・〇九
基準税率の維持又は除外		機付きのものを除く。)	
段階的関税撤廃(一三年目)、	七 %	自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動	八七・一二
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
率の維持又は除外		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
五年目又は二〇年目)、基準税		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
段階的関税撤廃(一三年目、一	七%又は一五%	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五 ・ 四 四
年目)又は除外			
(一三年目、一五年目又は二〇		材料の織物を含む。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	七 %	合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・○四項の	五四・〇七
目)、一部は基準税率の維持			
三年目、一五年目又は二〇年		専ら又は主として使用する部分品	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一 五 %	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八五 ・三八
		増幅器並びに電気式音響増幅装置	
		クロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波	
は除外		を取り付けてあるかないかを問わない。)、マイ	
目)、一部は基準税率の維持又		い。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホン	

	一 九 〇 一	六〇・〇六			0-1・0七			五 一 一 二				八四・七九			五二・〇九	
除く。)及び第○四・○一項から第○四・○四項のものに限るものとし、他の項に該当するものをして計算したココアの含有量が全重量の四○%未満有するものにあっては完全に脱脂したココアとし	でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	に限る。)	のもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きん			梳毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。)			し、この類の他の項に該当するものを除く。)	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	のに限る。)	が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるも	綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量	
	 五 %	七 %			三五%			七 %			%	ほとんどは一五%、一部は○			七%	
率の維持、除外等	五年目又は二〇年目)、基準税段階的関税撤廃(一三年目、一	廃(一三年目又は一五年目)即時関税撤廃又は段階的関税撤	除外	(一三年目又は二〇年目)又は	即時関税撤廃、段階的関税撤廃	は一五年目)	は段階的関税撤廃(一三年目又	ほとんどは即時関税撤廃、一部	準税率の維持等	目)、一部は即時関税撤廃、基	三年目、一五年目又は二〇年	ほとんどは段階的関税撤廃(一	年目)又は除外	(一三年目、一五年目又は二〇	即時関税撤廃、段階的関税撤廃	四六

		項の革を除く。)	
		リットしてあるかないかを問わず、第四一・一四	
		み、毛が付いていないものに限るものとし、スプ	
		たもので、パーチメント仕上げをしたものを含	
廃 (一五年目)		た又はクラストにした後これらを超える加工をし	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	七%	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめし	四・〇七
は除外			
目)、一部は基準税率の維持又			
三年目、一五年目又は二〇年			
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一	貨物自動車	八七・〇四
		用の接続子	
		したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル	
		以下のものに限る。)並びに光ファイバー(東に	
は除外		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
目)、一部は基準税率の維持又		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
三年目、一五年目又は二〇年		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一五%	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		ものとし、他の項に該当するものを除く。)	
		ココアの含有量が全重量の五%未満のものに限る	
		にあっては完全に脱脂したココアとして計算した	
		までの物品の調製食料品(ココアを含有するもの	

段階的関税撤廃(一五年目又は	七 %	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ま	五九・〇三
は除外		又は主として使用する部分品	
段階的関税撤廃(一五年目)又	一 五 %	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら	八五・〇三
		ナーを除く。)	
率の維持又は除外		トポンプ(第八四・一五項のエアコンディショ	
五年目又は二〇年目)、基準税		(電気式であるかないかを問わない。)及びヒー	
段階的関税撤廃(一三年目、一	一 五 %	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器	八 四 ・ 八
準税率の維持等			
(一三年目又は一五年目)、基		びロータリーコンバーター	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%又は一五%	発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及	八五・〇二
		属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。)	
		子を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑金	
		製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい	
基準税率の維持		ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料	
五年目又は二〇年目)、一部は		細な部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一 五 %	電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ	八五 ・ 四七
		除く。)	
		データを処理する機械(他の項に該当するものを	
率の維持又は除外		タ媒体に符号化して転記する機械及び符号化した	
五年目又は二〇年目)、基準税		並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデー	
段階的関税撤廃(一三年目、一	一 五 %	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット	八四・七一
四八			

		≺°)	
		り、光学的に研磨してないガラス製のものを除	
		して又は機器の部分品として使用するものに限	
一五年目)	五 %	問わないものとし、取り付けたもので機器に装着	
段階的関税撤廃(一三年目又は	ほとんどは三五%、一部は一	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を	九 〇 ・ 〇 二
		他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	
即時関税撤廃	%	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	九 〇 ・ 一 八
は除外		ンモールドを含む。)並びにボタンのブランク	
二〇年目)、基準税率の維持又		及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタ	
段階的関税撤廃(一三年目又は	七 %	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー	九六・〇六
		規定により除かれているものを含まない。)	
		を問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の	
		てあるかないか又はスプリットしてあるかないか	
		上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛し	
		ので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以	
廃(一三年目又は一五年目)		漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたも	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	七 %	その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰	
は除外			
段階的関税撤廃(一五年目)又	一 五 %	がい子(材料を問わない。)	八五・四六
		とし、第五九・〇二項のものを除く。)	
二〇年目)又は基準税率の維持		せ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るもの	

品目数では、全八千二百七十七品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは二千七十品目、一定の経過期間を経た後

(4)(7) 中国の関税に係る約束の表 概要及び対象品目

	む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	
	ドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト	
	ラック	
四九・〇八	デカルコマニア	七%
11:1: - 1:1: 1:1: 1:1: 1:1: 1:1: 1:1: 1:	二六・二一 その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含	%
	む。)並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰	
	及び残留物	

即時関税撤廃

廃

(一五年目)

即時関税撤廃又は段階的関税撤

ほとんどは一五%、一部は〇 ほとんどは段階的関税撤廃(一 三年目、一五年目又は二〇年

率の維持又は除外

五年目又は二〇年目)、基準税

%

八七・〇一

トラクター

(第八七・〇九項のトラクターを除

○%又は一五%

即時関税撤廃、段階的関税撤廃

目

`

一部は即時関税撤廃

八五・一九

音声の記録用又は再生用の機器

八四・二六

デリック、

クレ

・ | ン

(ケーブルクレーンを含

五. %

は基準税率の維持

段階的関税撤廃(一五年目)

Z

(一三年目)又は除外

く。

段階的関税撤廃(一三年目、一 Б. О

八七・〇二 |一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の

一 五. %

自動車

のについては、 に関税を撤廃するものは五千四十八品目、その他のもの(関税の引下げ又は除外)は千百五十九品目になる。 分野別では、農林水産品千五百六十一品目のうち二百四十八品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なも

関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ又は除外の各分類で対応する。 除外の分類で対応する。 鉱工業品等六千七百十六品目のうち九百十一品目を除くものについて関税を撤廃し、

(イ) 主要品目ごとの概要

関税品目	品名	基準税率	関税撤廃等の内容
八四・八六	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	ほとんどは〇%、一部は五	ほとんどは即時関税撤廃
	ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	%、一○%等	は段階的関税撤廃(一一年目又
	製造に専ら又は主として使用する機器、この類の		は二一年目)
	注9Cの機器並びに部分品及び附属品		
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	二五%	ほとんどは除外、一部は関税の
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		引下げ
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二		
	項のものを除く。)		
八五・四二	集積回路	0%	即時関税撤廃
八七・〇八	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	ほとんどは一〇%、一部は六	段階的関税撤廃(一一年目、
	○五項までの自動車のものに限る。)	%、二五%等	六年目又は二一年目)
			引下げ又は除外
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	○%、八%、一○%等	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)		廃(一一年目又は一六年目)

五

即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、九%、一○%等	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		ものを除く。)	
		付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
		の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
		(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	
除外		く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ	
一年目又は一六年目)、一部は		イバーケーブル(第八五・四四項のものを除	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	八%、一〇%、二〇%等	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	九 〇 ・ 〇 一
		電結晶素子	
		問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	
		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
		る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	%	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八 五 ・ 四 一
		の項に該当するものを除く。)	
除外		ドを除く。)及びその他の光学機器(この類の他	
(一一年目又は二一年目)又は		るものを除く。)、レーザー(レーザーダイオー	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	六%、八%、一二%等	液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当す	九 〇 ・ 一 三
年目)又は除外			
(一一年目、一六年目又は二一			
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	%	環式炭化水素	二 九 ・ 〇 二

		い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
除外		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
(一一年目又は一六年目)又は		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、八%、一○%等	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
即時関税撤廃	%	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	八五・三二
		ペディキュア用の調製品	
		のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
		製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	
除外	六・五%、一〇%又は一五%	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	
		せたものを除く。)	
		びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ	
目)、一部は除外		強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及	
一年目、一六年目又は二一年	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは六・五%、一部は	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	三九・二〇
		用の接続子	
		したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル	
		以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
除外		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
(一一年目又は一六年目)又は		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	

		二 九 ・ 〇 一			八 四 ・ 〇 八				七二・〇八			九〇・三一		九〇・三二			八四・〇七			八 四 ・ 八 一
		非環式炭化水素		ン及びセミディーゼルエンジン)	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	したものを除く。)	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延		するものを除く。)及び輪郭投影機	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当		自動調整機器		ロータリーエンジンに限る。)	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及
		<u> </u>			五%、九%、二五%等				三%、五%又は六%			○%、五%、七%等		ほとんどは七%、一部は五%			二%、八%、一〇%等			五%、七%又は八%
一年目)	廃(一一年目、一六年目又は二	即時関税撤廃又は段階的関税撤	除外	(一六年目又は二一年目)又は	即時関税撤廃、段階的関税撤廃	除外	目)、一部は即時関税撤廃又は	一年目、一六年目又は二一年	ほとんどは段階的関税撤廃(一	即時関税撤廃	一年目又は一六年目)、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一	一六年目)	段階的関税撤廃(一一年目又は	年目)又は除外	(一一年目、一六年目又は二一	即時関税撤廃、段階的関税撤廃		六年目又は二一年目)	段階的関税撤廃(一一年目、一

七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	一%又は二%	即時関税敵廃又は段階的関税敵
			廃(一一年目)
	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治	三%、五%、六%等	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経		一年目)、一部は即時関税撤廃
	皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用		
	の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、		
	第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇		
	六項の物品を除く。)		
八四・〇九	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	二%、五%、八・四%等	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	専ら又は主として使用する部分品		一年目又は一六年目)、一部は
			即時関税撤廃又は除外
九 〇 ・ 一 八	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	ほとんどは四%、一部は五	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	%、八%等	廃(一一年目又は一六年目)
二 七 一 〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	ほとんどは六%、一部は五%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	又は九%	一年目、一六年目又は二一年
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成		目)、一部は即時関税撤廃又は
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する		除外
	ものを除く。)並びに廃油		
八 四 ・ 四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	七%、八%、一〇%等	段階的関税撤廃(一一年目、一
	並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵		六年目又は二一年目)
	するものに限るものとし、フィルターを取り付け		

		の他の項に該当するものを除く。)	
廃(一一年目又は一六年目)		ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	
)% 即時関税撤廃又は段階的	ほとんどは五%、一部は○%	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	八四・七七
		る物品(材料を問わない。)	
は除外		用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類す	
四% 段階的関税撤廃	七・五%、一〇%又は一四	生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児	九六・一九
		(自在継手を含む。)	
		リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	
		ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー	
		り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、	
除外		ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑	
一年目又は一六年目)		ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	
ほとんどは段階的	六%又は八%	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	八四・八三
		に限る。)	
即時関税撤廃又は除外		アリルエステルその他のポリエステル(一次製品	
一年目又は一六年目)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリ	
部は ほとんどは段階	ほとんどは六・五%、一部	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	三九・〇七
除外			
(一一年目又は一六年目)又は		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃、	三%、六%又は七%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		てあるかないかを問わない。)	

六年目又は二一年目)			
段階的関税撤廃(一一年目、	ほとんどは八%、一部は六%	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
は段階的関税撤廃(一一年目)	%、一五%等	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは〇%、一部は一〇	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八五・四三
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
一六年目)	九%又は一四%	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
段階的関税撤廃(一一年目又は	ほとんどは六・五%、一部は	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
		であるかないかを問わない。)	
		(接着性を有するものに限るものとし、ロール状	
一六年目)		テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	
段階的関税撤廃(一一年目又は	六 ・ 五 %	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	三 九 ・ 一 九
目)、一部は即時関税撤廃			
一年目、一六年目又は二一年		い。)及び液体エレベーター	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	三%、八%、一〇%等	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 三
		交換機を除く。)	
		る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の	
		第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限	
		機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は	
は除外		ル、机、キャビネットその他の物品(第九〇類の	
段階的関税撤廃(一六年目)又	五%又は八・四%	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八五・三七

即時関税撤廃、
八%等
、一部は七%
四 %
○%又は一二%
一○%等

	専ら又は主として使用する部分品		(一一年目又は一六年目)又は
			除外
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	六・五%、九%又は一〇%	段階的関税撤廃(一一年目又は
	ム、はく及びストリップ		一六年目)
七一・〇六	銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、	%	即時関税撤廃
	加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限		
	<i>δ</i> °)		
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン	ほとんどは九・七%、一部は	ほとんどは除外、一部は段階的
	ストラクションマシン(シングルステーションの	五%又は八%	関税撤廃 (二一年目)
	ものに限る。)及びマルチステーショントランス		
	ファーマシン		
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	五%、八%又は一○%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	リュー、スクリューフック、リベット、コッ		(一一年目、一六年目又は二一
	ター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)		年目)又は除外
	その他これらに類する製品		
八 五 ・ 〇 一	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機	五%、一〇%、一二%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	を除く。)		(一一年目、一六年目又は二一
			年目)、除外等
八五 ・ 一七	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	ほとんどは〇%、一部は八	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	%、九%等	は段階的関税撤廃(一一年目)
	他のデータを送受信するものに限るものとし、有		

	七回・〇四				三八・一八					三七・〇七				八五・二五					
の離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をも調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナット	銅のくず	処理したもの	ものに限る。)及び化合物を電子工業用にドープ	状、ウエハー状その他これらに類する形状にした	元素を電子工業用にドープ処理したもの(円盤	のに限る。)	び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のも	の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及	の他これらに類する調製品を除く。)及び写真用	写真用の化学調製品(ワニス、 膠 着剤、接着剤そ	デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	しないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、	信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するか	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受	は第八五・二八項の送受信機器を除く。)	四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又	ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ
%	一 • 五 %				0 %					八%、一〇%又は一六%			%又は三五%	ほとんどは〇%、一部は一〇					
一六年目)	段階的関税撤廃(一一年目)				即時関税撤廃				一六年目)	段階的関税撤廃(一一年目又は			は段階的関税撤廃(一一年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部					

ト 〇

ほとんどは段階的関税撤廃(一	──%、	その他の原動機	八 四 · 二
関税撤廃(一六年目)			
ほとんどは除外、一部は段階的	六・五%	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇一
目)、一部は即時関税撤廃			
一年目、一六年目又は二一年		又は気体のろ過機及び清浄機	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	○%、五%、一○%等	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八四・二一
		に限る。)	
即時関税撤廃又は除外		次製品、板、シート又はストリップの形状のもの	
一年目又は一六年目)、一部は	五%、六%等	○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは七・五%、一部は	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四	
		維の糸を準備する機械	
		項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊	
除外		糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第八四・四六	
一年目又は二一年目)、一部は	○ ・ 五 %	の他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは一〇%、一部は一	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機そ	八四・四五
		を除く。)	
		礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品	
		重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基	
		する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全	
		皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用	
		ととしたものを含む。)及び紡織用繊維、革、毛	

노 가 __

		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
一六年目)又は除外		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
段階的関税撤廃(一一年目又は	八 %	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
		除く。)	
		バー、携帯用ケースその他これらに類する物品を	
		専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カ	
即時関税撤廃	○%、八%又は一○・五%	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に	八四・七三
		の類の注4の溶液	
		分散させ又は溶解させたものに限る。)並びにこ	
		天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に	
二一年目)		むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた	
段階的関税撤廃(一一年目又は	10%	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含	
		く。)から成る製品	
一六年目)		ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
段階的関税撤廃(一一年目又は	%	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
目)、一部は即時関税撤廃			
一年目、一六年目又は二一年			
上/二 一			

		ものに限るものとし、電気導体を組み	
		イバーケーブル(個々に被覆したファ	
		を取り付けてあるかないかを問わない。) 及び光	
年目)又は除外		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
(一一年目、一六年目又は二一		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
即時関税撤廃、	○%、八・四%、一○%等	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八 五 ・ 四 四
		線管その他のエックス線の発生機	
		机、椅子その他これらに類する物品及びエックス	
		制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の	
		であるかないかを問わない。)、高電圧発生機、	
		のものを含むものとし、医療用又は獣医用のもの	
廃(一一年目又は一六年目)		を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用	
即時関税撤廃又は段階的	二%、四%又は六%	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線	九〇・二三
目)、一部は即時関税撤		コンベヤ及びロープウェー)	
一年目、一六年目又は二一年		し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、	
ほとんどは段階的関税撤	五%、八%、一〇%等	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸	八四・二八
		<. ∵	
		り、光学的に研磨してないガラス製のものを除	
関税の引下げ		して又は機器の部分品として使用するものに限	
一年目又は一六年目)	%	問わないものとし、取り付けたもので機器に装着	
ほとんどは段階的	ほとんどは一五%、一部は八	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を	九 〇・〇 二

ナノニ

廃(一一年目又は一六年目)即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%、六%又は七%	作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッ専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に	八 四 ・ 六 六
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ	
		学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・	
除外		変化による方法により材料を処理する機器(理化	
(一一年目又は一六年目)又は		蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	九%、一〇%、三五%等	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	八 四 ・ 九
は一六年目)又は除外			
は段階的関税撤廃(一一年目又	八%又は一〇%		
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五・五%、一部は	炭化水素のハロゲン化誘導体	二九・〇三
廃(一一年目又は一六年目)		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	四%、五%、六%等	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に	八匹・三
は除外			
段階的関税撤廃(一六年目)又	六・五%	アクリル重合体(一次製品に限る。)	三九・〇六
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	

廃(一一年目又は一六年目)		(一次製品に限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	六 ・ 五 %	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	三九・〇九
は段階的関税撤廃(一一年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部	五 • 五 %	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	二 八 • 四 一
関税撤廃(一六年目)		品に限る。)	
ほとんどは除外、一部は段階的	六 ・ 五 %	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製	三九・〇二
		フェルト及び不織布	
		ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、	
		問わない。)並びにせっけん又は洗浄剤を染み込	
		限るものとし、せっけんを含有するかしないかを	
		ので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに	
		活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するも	
		を含有するかしないかを問わない。)、有機界面	
		にし又は成型したものに限るものとし、せっけん	
一年目)、一部は除外		けんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状	
ほとんどは段階的関税撤廃(一		せっけん、有機界面活性剤及びその調製品(せっ	三回・〇一
目)、一部は除外			
一年目、一六年目又は二一年		材料の織物を含む。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	%	合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・○四項の	五四・〇七
		含む。)並びに手持工具用ツールホルダー	
		ド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を	

スクレーパー、	八四・二九 ブルドーザー、	ないものとし、	用調製品(せ	界面活性剤、	三四・〇二	ミリメートル	七四・〇九 銅の板、シー	ト用のものを除く。	ム又はプラス	及び金属、金	八四・八〇金属鋳造用鋳型枠、			七三・二六 その他の鉄鋼製品	るかないかを	その他これら	刷してあるか	一五ミリメー	七四・一〇銅のはく(厚さ	
ンヨベレコーダー、突固の用幾戒及びー、メカニカルショベル、エキスカ	-、アングルドーザー、地ならし機、	、第三四・○一項のものを除く。)	(せっけんを含有するかしないかを問わ	調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄	「剤(せっけんを除く。)並びに調製	ルを超えるものに限る。)	- ト及びストリップ(厚さが〇・一五)除く。)	ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ	金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ	1型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン			「製品	?を問わない。)	その他これらに類する補強材により裏張りしてあ	刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチック	一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印	☆(補強材の厚さを除く。)が○・	
	五%、七%、八%等				六・五%、九%又は一〇%		四%又は七%				八%、八・四%、一〇%等		等	○・					四%又は七%	
(一年目)又は除外	即時関税撤廃、段階的関税撤廃		目)	関税撤廃(一一年目又は一六年	ほとんどは除外、一部は段階的	廃(一一年目又は一六年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤		即時関税撤廃	一年目又は一六年目)、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一	目)、一部は除外	一年目、一六年目又は二一年	ほとんどは段階的関税撤廃(一				廃(一一年目又は一六年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤	エハエハ

段階的関税撤廃
・ 五 %
・五%、一部は
八%又は一二%
三%又は 五%

<u> </u>
ハ
八

_	一製のものに限る。)	_	一六年目)
	q Q		- 7 全 目 /
四七・〇七	古紙	%	即時関税撤廃
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇	四%又は一〇%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	ミリメートル以上のものに限る。)		(一一年目、一六年目又は二一
			年目)又は除外
八四・四六	織機	八%、一〇%又は一二%	段階的関税撤廃(一一年目又は
			一六年目)
八四・六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベ	七%、九・七%、一〇%等	除外
	ンディングマシン、フォールディングマシン、ス		
	トレートニングマシン、フラットニングマシン、		
	剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン		
	(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限		
	る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化		
	物の加工用のものに限る。)		
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、	ほとんどは五・五%、一部は	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ	八%、一四%等	(一一年目又は一六年目)又は
	化誘導体		除外
八 五 · 一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は	五%、八・四%、一〇%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用		(一一年目又は一六年目)又は
	磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ		除外
	ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並		

については段階的関税撤廃(一(ぶり、さけ及びすけそうだら段階的関税撤廃(一一年目)		んであるかないかを問わない。) 又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し	
又は二一年目)〉			
(さけ及びすけそうだらについ廃(一六年目)〉			
(ぶりについては段階的関税撤目)、一部は除外			
一年目、一六年目又は二一年		項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一		魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四	011] • 011]
一年目)〉			
については段階的関税撤廃(一			
〈ぶり、さけ及びすけそうだら		除く。)	
一六年目)	%	し、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を	
段階的関税撤廃(一一年目又は	ほとんどは一二%、一部は一	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものと	011] • 01]
一六年目)		たものであるかないかを問わない。)	
段階的関税撤廃(一一年目又は	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し	五六・〇三
		器	
		(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉	
		びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機	

三%、一0%、一四%等	4
$\begin{array}{c c} - & la \\ & & \\ $	

(合板(針葉樹)については段関税撤廃(一一年目)		木材	
ほとんどは除外、一部は段階的	四%、八%、一〇%等	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層	四四•
廃(二一年目)〉		当するものを除く。)	
(清酒については段階的関税撤		飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該	
は除外		ミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない	
段階的関税撤廃(二一年目)又	四 〇 %	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、梨酒及び	- 三・ 〇六
廃(二一年目)〉			
(醤油については段階的関税撤しょう			
除外			
一年目又は二一年目)、一部は		タードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一五%、二一%又は二八%	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス	1 · O11
		ペーパーその他これらに類する物品	
廃(二一年目)〉		適するオブラート、シーリングウエハー、ライス	
(米菓については段階的関税撤		を問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に	
二一年目)		のベーカリー製品(ココアを含有するかしないか	
段階的関税撤廃(一六年目又は	一五%又は二〇%	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他	一 九 ・ 〇五
		除く。)	
		の他の調製をしたもの(他の項に該当するものを	
		ミールを除く。)であらかじめ加熱による調理そ	
的関税撤廃(二一年目)〉		及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及び	

L	-
1	
_	
_	-

		張りしてあるかないかを問わない。)	
		ラスチックその他これらに類する補強材により裏	
即時関税撤廃		のとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プ	
一年目又は一六年目)、一部は		く。)が〇・二ミリメートル以下のものに限るも	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	六 %	アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除	七六・〇七
		ラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。)	
一六年目)		○ミリメートル未満のものに限るものとし、ク	
段階的関税撤廃(一一年目又は	六 %	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・一一
は段階的関税撤廃(一一年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは二%、一部は九%	フェロアロイ	七二・〇二
階的関税撤廃(一一年目)〉			

(ウ) 第二・六条(関税率の差異)3の規定に関する付録

当該原産品の価格の総額の二十パーセント以上を付加した締約国であるとの要件)を課する (計八十二品目)について、 中国は、 綿糸、モーターサイクル並びにその部分品及び附属品、機械類、牛肉並びにプラスチック原料等のうちの一部品目 第二・六条3の規定に従って追加的な要件(原産品の輸出締約国が、 (付録)。 当該原産品の生産において

- (5) インドネシアの関税に係る約束の表
- (ア) 概要及び対象品目

に関税を撤廃するものは二千四百三十八品目、その他のもの 品目数では、全一万十二品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは六千五百二十一品目、一定の経過期間を経た後 (関税の引下げ、 基準税率の維持又は除外)は千五十三品目にな

る。

対応する。 を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、基準税率の維持又は除外の各分類で ついては、関税の引下げ、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等八千百九十一品目のうち九百三十五品目 分野別では、農林水産品千八百二十一品目のうち百十八品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものに

(イ) 主要品目ごとの概要

関税品目	品名	基準税率	関税撤廃等の内容
八七・〇八	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	ほとんどは一〇%、一部は〇	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	○五項までの自動車のものに限る。)	%	○年目)、一部は即時関税撤廃
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	∞○回江2%0	即時関税撤廃、関税の引下げ、
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		除外等
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二		
	項のものを除く。)		
八四・〇九	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	○%又は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	専ら又は主として使用する部分品		は段階的関税撤廃(一〇年目)
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	五%	除外
	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		
	したものを除く。)		
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	%	即時関税撤廃
	○ミリメートル以上のものに限る。)		

七三

(一五年目)又は除外	% 又 は 一 〇 %		
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは一五%、一部は〇	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	
		用の接続子	
		したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル	
		以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%、五%、一○%等	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
		(自在継手を含む。)	
		リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	
		ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー	
		り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、	
		ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五%、一部は〇%	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	八四・八三
○年目)、一部は即時関税撤廃	%、七·五%等	ロータリーエンジンに限る。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは一〇%、一部は五	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五%	蒸気タービン	八四・〇六
除外等			
即時関税撤廃、関税の引下げ、	五%、一〇%又は四〇%	貨物自動車	八七・〇四
七四			

即時関税撤廃	ほとんどは五%、一部は〇%	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
は段階的関税撤廃(一〇年目)	%	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五%、一部は一〇	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四 ・ 七九
		これらに類する製品	
		コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他	
	は 一 五 %	リュー、スクリューフック、リベット、コッター、	
除外	ほとんどは一二・五%、一部	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	七三・一八
は段階的関税撤廃(一〇年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五%、一部は○%	自動調整機器	九〇・三二
廃(一〇年目)	%	専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは五%、一部は一〇	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に	八 四 ・ 三
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
○年目)、一部は即時関税撤廃	%	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは一〇%、一部は五	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四 ・二 九
		覆したものを除く。)	
		のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被	
税撤廃		をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のも	
ほとんどは除外、一部は即時関	○%、七・五%又は一○%	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延	七二・〇九
廃(一〇年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは五%、一部は〇%	精製銅又は銅合金の塊	七四・〇三

ほとんどは即時関税撤廃、	五.%	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一で	二八・四三
(一〇年目)又は除外		形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、五%又は七・五%	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の	七二・二八
廃(一〇年目又は一五年目)		ン及びセミディーゼルエンジン)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%、五%、一○%等	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	八 四 ・ 〇 八
		ラック	
		ドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト	
廃(一〇年目)		む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五.%	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含	八四・二六
廃(一〇年目)	%、一○%等	い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは五%、一部は〇	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 三
		蒸気原動機用復水器	
		ザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器)及び	
○年目)、一部は即時関税撤廃	%	ボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイ	
ほとんどは段階的関税撤廃	ほとんどは一〇%、一部は五	補助機器(第八四・〇二項又は第八四・〇三項の	八 四 ・ 〇 四
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五%	集積回路	八 五 ・ 四 二
		い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
ほとんどは即時関税撤廃、	○%、五%、一二・五%等	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
七六			

段階的関税撤廃(一〇年目)	五 %	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら	八五・〇三
は除外	二·五%	るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
段階的関税撤廃(一〇年目)又	ほとんどは五%、一部は一	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
廃(一〇年目又は一五年目)		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 %	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八 五 ・ 三 八
引下げ等		リメートル以上のものに限る。)	
関税撤廃(一五年目)、関税の	は七 ・ 五 %	し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	
ほとんどは除外、一部は段階的	ほとんどは一二・五%、一部	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	七二・一〇
		ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	
廃(一〇年目)		び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%、七・五%、一〇%等	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八 四 ・ 八 一
		てあるかないかを問わない。)	
は二〇年目)又は関税の引下げ		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
は段階的関税撤廃(一〇年目又	%、 二・五%等	並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五%、一部は一〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八 四 ・ 四
		に限る。)	
		次製品、板、シート又はストリップの形状のもの	
廃(一五年目)		○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四	凹()·()]
		及び貴金属のアマルガム	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		あるかないかを問わない。)、コロイド状貴金属	

○年目)、一部は即時関税撤廃 (一)	% ほとんどは五%、一部は一〇	細な部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ	八 五 ・ 四七
は段階的関税撤廃		タービン	
ほとんどは即時関	○%又は五%	ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	八 四 ・ 一
外等			
(一〇年目又は一五年目)		自動車	
即時関税撤廃、段階的	五%、一〇%又は四〇%	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
は段階的関税撤廃		業(類似の工業を含む。)において生産される化	
ほとんどは即時関税撤	五。%	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
税の引下げ等			
(一〇年目又は一五年目)		製のものに限る。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	五%又は一〇%	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	四〇・一六
関税の引下げ		く。)から成る製品	
(一〇年目又は一五年目)	%又は一〇%	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
即時関税撤廃、段階的	ほとんどは一五%、一部は五	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		く。)及び過熱水ボイラー	
	%	きるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除	
段階的関税撤廃(一〇年目)	ほとんどは一〇%、一部は五	蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することがで	八匹・〇二
		又は主として使用する部分品	

	八四・八〇	七二・〇四			八四・七七					<u> </u> 七・ 0					八 五 ・ 四 一					
及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	の他の項に該当するものを除く。)	ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	ものを除く。)並びに廃油	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	電結晶素子	問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	xə°)	金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限	子を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑	製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい	ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料
	五%	%			ほとんどは〇%、一部は五%					ほとんどは〇%、一部は五%					ほとんどは〇%、一部は五%					
	即時関税撤廃	即時関税撤廃			即時関税撤廃				は除外	ほとんどは即時関税撤廃、一部					即時関税撤廃					

九

	ル。点火フラク。子熱フラク及ひスターター)並			
	びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機			
	(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉			
	器			
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接	一 五 %		除外
	合その他これらに類する接合をしたもの。横断面			
	が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートル			
	を超えるものに限る。)			
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	ほとんどは五%、	一部は〇%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリ			廃(一五年目)
	アリルエステルその他のポリエステル(一次製品			
	に限る。)			
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、	五%又は一〇%		除外
	熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るもの			
	とし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後			
	ねじったものを含む。)			

		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
除外		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
(一〇年目又は一五年目)又は		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、一○%、一二・五%等	四 電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八 五 ・ 四 四
廃(一〇年目)		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは五%、一部は○%	一電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八 五 ・ 四 三
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃	0 %	- 手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
は段階的関税撤廃(一〇年目)		するものを除く。)及び輪郭投影機	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五%、一部は○%	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
廃(一〇年目)	% 又は 五%	を除く。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは一〇%、一部は〇	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機	八五・〇一
		ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃又は除外	○%、七・五%又は一○%	九 ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六○○	七二・一九

	ないかを問わない。)		
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	○ %	即時関税撤廃
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に	五 %	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工		廃 (一〇年目)
	作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッ		
	ド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を		
	含む。)並びに手持工具用ツールホルダー		
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン	五%	即時関税撤廃
	ストラクションマシン(シングルステーションの		
	ものに限る。)及びマルチステーショントランス		
	ファーマシン		
七三・二六	その他の鉄鋼製品	五%、七・五%、一五%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
			(一〇年目)又は除外
三九・〇一	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	五%、一〇%又は一五%	ほとんどは除外、一部は即時関
			税撤廃又は段階的関税撤廃(一
			○年目)
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	ほとんどは五%、一部は〇%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
			は段階的関税撤廃(一〇年目)
四〇・〇九	管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイ		は段階的関税撤廃(一五年目)

は一五年目)、除外等は段曜的関税撤廃(一		びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及ユーはく及びストリッフ(多泡性のもの並びに補	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	五%、一〇%、一五%等	シスチック製のその他の板、シート、	三九・二〇
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ	
		学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・	
		変化による方法により材料を処理する機器(理化	
(一〇年目)又は関税の引下げ	%、 一二・五% 等	蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	
即時関税撤廃、段階的関	ほとんどは五%、一部は一〇	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	八 四 ・ 九
		物の加工用のものに限る。)	
		る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化	
		(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限	
		剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン	
		トレートニングマシン、フラットニングマシン、	
廃(一〇年目)		ンディングマシン、フォールディングマシン、ス	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベ	八四・六二
		かないかを問わない。)	
		ント、エルボー及びフランジ)を取り付けてある	

			-
	せたものを除く。)		
八 一・ 〇三	タンタル及びその製品(くずを含む。)	五%	即時関税撤廃
八四・二二	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容	ほとんどは五%、一部は一〇	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	器に使用するものに限る。)、充塡用、封口用、	%	廃(一〇年目)
	封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、		
	袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、		
	ジャー、チューブその他これらに類する容器の口		
	金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮包装		
	用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機		
八匹・二	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	ほとんどは五%、一部は〇%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	又は気体のろ過機及び清浄機	又は一〇%	は段階的関税撤廃(一〇年目)
ナニーニ	その他の合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	五%	段階的関税撤廃(一〇年目)又
	則に巻いたものに限る。)		は除外
八四・二七	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	五 %	段階的関税撤廃(一〇年目)
	用の機器を装備したその他の作業トラック		
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	五%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	ル、机、キャビネットその他の物品(第九○類の		〇年目)、一部は即時関税撤廃
	機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は		
	第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限		
	る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の		
	交換機を除く。)		

	八五								八 五		八七								三四
	• 								• 一 七		• 匹								三回・〇三
パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九	は第八五・二八項の送受信機器を除く。)	四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又	ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	他のデータを送受信するものに限るものとし、有	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	一三項までの車両のものに限る。)	部分品及び附属品(第八七・一一項から第八七・	を除く。)	礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品	重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基	する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全	皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用	ととしたものを含む。)及び紡織用繊維、革、毛	の離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をも	調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナット
	五%							%	ほとんどは〇%、一部は一〇	%	ほとんどは一〇%、一部は五								ほとんどは五%、一部は〇%
○年目)、一部は即時関税撤廃	ほとんどは段階的関税撤廃(一							は段階的関税撤廃(一〇年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部	は段階的関税撤廃(一五年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部							は段階的関税撤廃(一〇年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部

一部の塊 「前の処理をしたものを除く。」 「「「「」」、スタティックコンバーター 「「」」、「」」、「」」、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		する種類のものに限る。)		
〇三 合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績 〇三 合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績 〇三 合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績 〇二 (例えば、整流器)及びインダクター 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行 距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに 速度計及び回転速度計(第九〇・一四項又は第九 〇・一五項のものを除く。)並びにストロボス コープ 二 その他の原動機 し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 ローン)、メトロノーム、音さ並びに調子 ロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 ロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 ローの機械(例えば、昇降機、エスカレーター、	•	\mathcal{O}	○%又は五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
〇三 合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績 〇三 合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績 〇三 合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績 〇二 準備の処理をしたものを除く。) 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 (例えば、整流器)及びインダクター 一二 その他の原動機 〇一 一二項のものを除く。) 立びロール)、メトロノーム、音さ並びにストロボス ク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 6 第 〇一 一二 その他の原動機 〇一 二、 ク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに満た レ用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 レーア ローア ロースシャム				廃(一〇年目)
○四 準備の処理をしたものを除く。) 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 岐度計及び回転速度計(第九〇・一四項又は第九 ○・一五項のものを除く。) 二二 その他の原動機 二二 その他の原動機 二二 その他の原動機 二二 その他の原動機 二八 その他の原動機 二八 その他の原動機 二二 マのした 二二 その他の原動機 二二 マのした 二二 マのした 二二 マー 二二 マー 二二 マー 二二 マー 二 マ	五五・〇三	の短繊維(カード、コー	ほとんどは五%、一部は〇%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
○四 トランスフォーマー、スタティックコンバーター 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 正九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 速度計及び回転速度計(第九〇・一四項又は第九 ○・一五項のものを除く。)並びにストロボス コープ 二二 その他の原動機 二八 その他の原動機 二八 その他の原動機 二八 その他の原動機 「二 その他の原動機 「二 その他の原動機 「二」 第日の機械(例えば、水トロノーム、音さ並びに満先した 「二」 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸 レーター、 ロンドをびコープウェー		の処理をしたもの		は段階的関税撤廃(二〇年目)
 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 一二 その他の原動機 一二 その他の原動機 一二 その他の原動機 二 一元 確 二 その他の原動機 二 一元 項のものを除く。)並びにストロボス コープ 二 その他の原動機 二 一五項のものを除く。)並びにストロボス コープ 二 その他の原動機 ニーニ ニーニ ニーニ マルジャレンコールン、メトロノーム、音さ並びに調子 ロ川の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 ローンド及びコープウェーン 	•	オーマー、スタティックコンバータ	○%、五%、一○%等	ほとんどは即時関税撤廃、一部
 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 二九 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、 二二 その他の原動機 二二 こ 二二 その他の原動機 二二 こ 二二 その他の原動機 二二 二 一 二二 二 一 二二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二		整流器)及びインダクタ		は段階的関税撤廃(一〇年目)
 二 〇・一五項のものを除く。)並びにストロボス 一二 その他の原動機 二八 冬の他の原動機 〇・一五項のものを除く。)並びにストロボス ク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 ク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 山用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 レ用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 	九〇・二九	生産量計、タクシーメーター、	五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
二 一二 その他の原動機 二二 その他の原動機 山田の機械(例えば、オルゴールの機構)及び 山田の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 ロノベヤ及びコープウェーン		歩数計その他これらに類する物品並		廃(一〇年目)
 ○九 楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び □ープ ○九 楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び ○ ク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 ○ の他の痔上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸 □ し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 		(第九〇・一		
 二、 二、 二、 その他の原動機 二、 その他の原動機 (例えば、オルゴールの機構)及び (例えば、機械式演奏用のカード、ディス ウ及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、 ロノベヤ及びコープウェー) 		・一五項のものを除く。)		
 一二 その他の原動機 一二 その他の原動機 一二 その他の原動機 		1		
 ○九 楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び 二八 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸 山用の機械(例えば、オルゴールの機構)及び 	匹 •	その他の原動機	五%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
 ○九 楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び □ノベヤ及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子 なの他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸 し用の機械(例えば、オルゴールの機構)及び 				○年目)、一部は即時関税撤廃
四・二八 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸四・二八 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸 「「「」」「「」」」「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	九二・〇九	の部分品(例えば、オルゴールの機構)及	五%	即時関税撤廃
四・二八 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸四・二八 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸留		(例えば、機械式演奏用のカード、デ		
ロノベヤをびコープウェーン ロノベヤをびコープウェーン その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸 笛		ール)、メトロノーム、		
コノベヤ及びコープウェーン し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、四・二八 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸		笛		
ノベヤ及びコープウェーン用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、	八四・二八	の他の持上げ用、荷扱い用、	ほとんどは五%、一部は一〇	即時関税撤廃又は段階的関税撤
ノベヤをびコープウェ		用の機械(例えば、昇降機、エスカレー	%	廃(一〇年目)
		コンベヤ及びロープウェー)		

即時関税撤廃	0%又は-0%	古紙	四七・〇七
	%	則に巻いたものに限る。)	
除外	ほとんどは五%、一部は一〇	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	七二・一三
廃(一〇年目又は一五年目)		するものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%又は五%	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有	二九・三三
廃(一〇年目)		○ミリメートル未満のものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%又は五%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二六
		付け用電気機器	
		かを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹	
		のとし、切断に使用することができるかできない	
		気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るも	
		他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁	
廃(一〇年目)		気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 %	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電	八 五 一 五
は一五年目)		項のものを除く。)及びその部分品	
は段階的関税撤廃(一〇年目又	二・五%又は一五%	あるかないかを問わないものとし、第九四・○二	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは一〇%、一部は一	腰掛け(寝台として兼用することができるもので	九 四 ・ 〇 一
廃(一五年目)		(一次製品に限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 %	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	三九・〇九
廃(一五年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%又は一〇%	スチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇三

011 • 0 1	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五 %	即時関税撤廃
011.011	牛の肉(冷凍したものに限る。)	五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
			廃(一五年目)
1 • O 1	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マス	五%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	タードの粉及びミール並びに調製したマスタード		○年目)、一部は即時関税撤廃
			(醤油については段階的関税撤
			廃(一〇年目)〉
七三・〇九	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内	七 ・ 五 %	段階的関税撤廃(一〇年目)
	容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものと		
	し、内張りしてあるかないか又は断熱してあるか		
	ないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のも		
	の及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置		
	を有するものを除く。)		
七三・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板	ほとんどは一二・五%、一部	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		は 五 %	(一〇年目)又は除外

八八

第二・六条(関税率の差異)3の規定に関する付録

(ウ)

日本国の関税に係る約束の表 て当該原産品の価格の総額の二十パーセント以上を付加した締約国であるとの要件)を課する(付録)。 目(計九十九品目)について、第二・六条3の規定に従って追加的な要件(原産品の輸出締約国が、当該原産品の生産におい インドネシアは、鉄鋼製品、 プラスチック製品、自動車及びモーターサイクル、電気機器並びにゴム製品等のうちの一部品

(6)

(ア) 概要及び対象品目

る。 各分類で対応する。 千十品目を除くものについて関税を撤廃し、 税を撤廃するものは六千八百七十四品目、 (関税の引下げ、 ASEANの 構成 国、 基準税率の維持又は除外) 農林水産品以外の六千七百二十九品目については、このうち六千六百六十一品目について関税を撤廃す オーストラリア及びニュージーランドに対しては、全九千三百四十九品目のうち、 一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは千三百九十七品目、 関税の撤廃が困難なものについては、 は千七十八品目になる。 分野別 (注)では、 関税の引下げ、 農林水産品二千六百二十品目のうち 基準税率の維持又は除外の 協定の発効時に関 その他のもの

る。 \mathcal{O} を経た後に関税を撤廃するものは二千八百七十四品目、 水産品二千六百二十品目のうち千百五十一品目を除くものについて関税を撤廃し、 分類で対応する。 中国に対しては、 全九千三百四十九品目のうち、 農林水産品以外の六千七百二十九品目については、このうち六千五百八十七品目について関税を撤廃す 協定の発効時に関税を撤廃するものは五千百八十二品目、 その他のもの (除外) は千二百九十三品目になる。 関税の撤廃が困難なものについては、 分野別では、 一定の経過期間 農林 除 外

関税を撤廃する。 別では、 間を経た後に関税を撤廃するものは千五百五十五品目、 \mathcal{O} いては、 韓国に対しては、 農林水産品二千六百二十品目のうち千三百四十五品目を除くものについて関税を撤廃し、 除外の分類で対応する。 全九千三百四十九品目のうち、 農林水産品以外の六千七百二十九品目については、 協定の発効時に関税を撤廃するものは五千九百九十三品 その他のもの (関税の引下げ又は除外) このうち六千二百七十三品目について は千八百一品目になる。分野 関税の撤廃が困難なものに III 目 一定の経過期

(注) 日 本国の関税に係る約束の表の対象品目のうち、 農林水産品とは、 農林水産省が所管する品目をいう。

(イ) 主要品目ごとの概要

関税品目	
品名	
基準税率	
関税撤廃等の内容	

八九

ハロ・セー線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーハロ・セー自動データ処理機械及びこれを構成するユニットク(WAN))用の通信機器を含む。)第八五・二九項の送受信機器を除く。)料で石炭から製造したもの料で石炭から製造したものシ媒体に符号化して転記する機械及び符号化した1

		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかをる半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	I	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八 五 ・ 四 一
年目又は一六年目)又は除外			
税撤廃、段階的関税撤廃(一一			
中国及び韓国に対しては即時関		ものを除く。)並びに廃油	
廃(一一年目又は一六年目)		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ルにつき九三四円等	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
びニュージーランドに対しては	つき四五九円、一キロリット	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	
ASEAN、オーストラリア及	三・九%、一キロリットルに	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	二七 ・ 一 〇
		○五項までの自動車のものに限る。)	
即時関税撤廃	I	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
即時関税撤廃	I	鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)	1 1 大・ 〇 1
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
的関税撤廃(一一年目)		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
どは即時関税撤廃、一部は段階		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
中国及び韓国に対してはほとん		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
即時関税撤廃		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
びニュージーランドに対しては		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
ASEAN、オーストラリア及	四 · 八 %	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五 ・ 四 四

るかしないかを問わない。)	はビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵す	ン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しく	機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョ	八五・二八 モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像 –	い。)並びにこれらの部分品及び附属品	ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	するもの)、その他のプリンター、複写機及び	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	八四・四三 印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー –							クロセ編みのものに限る。)	トその他これらに類する製品(メリヤス編み又はは九・一%	六一・一〇 ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベス ほとんどは	電結晶素子
				即時関税撤廃					即時関税撤廃	は除外	的関税撤廃(一六年目)、一部	韓国に対してはほとんどは段階	(一六年目)	中国に対しては段階的関税撤廃	は段階的関税撤廃(一六年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部	びニュージーランドに対しては	○・九%、一部 ASEAN、オーストラリア及	

びニュージーランドに対しては	八 %	レザー、ドレス、スカート、キュロットスカー	
ASEAN、オーストラリア及	九・一%、一〇%又は一二・	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブ	六二・〇四
		除く。)	
		バー、携帯用ケースその他これらに類する物品を	
		専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カ	
即時関税撤廃	I	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に	八四・七三
		これらに類する容器	
		ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他	
		ス、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用	
		ケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケー	
		ケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブ	
		で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツ	
		は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙	
		カナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又	
韓国に対しては除外		レザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バル	
年目)、一部は除外		その他これらに類する容器(革、コンポジション	
的関税撤廃(一六年目又は二一		ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケース	
中国に対してはほとんどは段階		ス、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用	
段階的関税撤廃(一六年目)		買物袋、財布、マップケース、シガレットケー	
びニュージーランドに対しては		化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、	
ASEAN、オーストラリア及	八%、一〇%、一六%等	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、	

どは段階的関税撤廃(一一年目や国及び韓国に対してはほとん			
廃(一一年目又は一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤		く。)から成る製品	
びニュージーランドに対しては		ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
ASEAN、オーストラリア及	三・九%又は四・八%	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		(例えば、整流器)及びインダクター	
即時関税撤廃	Ι	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八 五 ・ 〇 四
		きないものを含む。)	
		るものとし、湿度のみを単独で調節することがで	
		温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限	
即時関税撤廃	Ι	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに	八 四 ・ 五
		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	Ι	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	八 五 二 九
は関税の引下げ又は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
廃(一一年目又は一六年目)		ツ (水着を除く。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤		ト、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショー	
九四			

		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	I	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八 五 ・ 四 三
関税撤廃、一部は除外			
韓国に対してはほとんどは即時			
廃(一六年目又は二一年目)			
関税撤廃、一部は段階的関税撤			
中国に対してはほとんどは即時			
は段階的関税撤廃(一六年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部		項のものを除く。)及びその部分品	
びニュージーランドに対しては		あるかないかを問わないものとし、第九四・〇二	
ASEAN、オーストラリア及	三 ・ 八 %	腰掛け(寝台として兼用することができるもので	九 四 ・ 〇
目)			
又は段階的関税撤廃(一六年			
どは除外、一部は即時関税撤廃			
中国及び韓国に対してはほとん			
持、除外等			
即時関税撤廃、基準税率の維			
びニュージーランドに対しては		肉、くず肉及び血	
ASEAN、オーストラリア及	六%、二一・三%、五〇%等	その他の調製をし又は保存に適する処理をした	一六・〇二
税撤廃			
又は一六年目)、一部は即時関			

九四・〇三	その他の家具及びその部分品		即時関税撤廃
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液		即時関税撤廃
	体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調		
	髪用機器(例えば、ヘアドライヤー、ヘアカー		
	ラー及びカール用こて)及び手用ドライヤー、電		
	気アイロンその他の家庭において使用する種類の		
	電熱機器並びに電熱用抵抗体(第八五・四五項の		
	ものを除く。)		
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例		即時関税撤廃
	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制		
	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の		
	接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト		
	以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に		
	したものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル		
	用の接続子		
九五・〇三	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これ	二・八%又は三・九%	ASEAN、オーストラリア及
	らに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、		びニュージーランドに対しては
	その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽		ほとんどは即時関税撤廃、一部
	用模型(作動するかしないかを問わない。)及び		は段階的関税撤廃(一一年目又
	パズル		は一六年目)
			中国及び韓国に対しては即時関

びニュージーランドに対しては		コンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製の	
ASEAN、オーストラリア及	六・七%、二四%、三〇%等	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又は	六四・〇四
即時関税撤廃	1	アルミニウムの塊	七六・〇一
即時関税撤廃	1	銅鉱(精鉱を含む。)	二六・〇三
		板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
		を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の	
		手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物	
		組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、	
		えば、橋、橋桁、水門、塔、格子柱、屋根、屋根	
即時関税撤廃	Ι	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例	七三・〇八
は関税の引下げ又は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
廃(一一年目又は一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤		ショーツ(水着を除く。)	
びニュージーランドに対しては	八 %	レザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及び	
ASEAN、オーストラリア及	九・一%、一〇%又は一二・	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブ	六二・〇三
年目又は一六年目)又は除外			
税撤廃、段階的関税撤廃(一一			

		ゲーム用又は室内遊戯用の物品	
即時関税撤廃		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場	九五・〇四
		てあるかないかを問わない。)	
		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
即時関税撤廃		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八 四 ・ 四
は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
は段階的関税撤廃(一六年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部			
びニュージーランドに対しては	は七 ・ 四 %	着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	
ASEAN、オーストラリア及	ほとんどは一〇・九%、一部	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌	六一・〇九
韓国に対しては除外			
除外			
(一六年目又は二一年目)又は			
中国に対しては段階的関税撤廃			
基準税率の維持又は除外			
段階的関税撤廃(一六年目)、		ものに限る。)	
九八			

- 即時関税撤廃
I
I
ほとんどは三・九%、一部は

		状又は小片状の木材	
		あるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ	
		レット状その他これらに類する形状に凝結させて	
即時関税撤廃	Ι	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペ	
		他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	
即時関税撤廃	Ι	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	九 〇 ・ 一 八
		貴金属又はその化合物を含有するもの	
		て貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで	
即時関税撤廃	Ι	貴金属又は貴金属を貼った金属のくず及び主とし	七 一 - 二
一年目)			
外、一部は段階的関税撤廃(一			
韓国に対してはほとんどは除			
除外			
(一一年目又は一六年目)又は			
中国に対しては段階的関税撤廃			
一六年目)又は関税の引下げ			
段階的関税撤廃(一一年目又は		代用物	
びニュージーランドに対しては	等	る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア	
ASEAN、オーストラリア及	六・四%、九・六%、一一%	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限	一六・〇回
		デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	
		しないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、	
100			

 ジー	i	ク製のもの	
ASEAN、オーストラリア及	六・七%、八%、一〇%等	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラス	大臣・〇二
		を除く。)	
即時関税撤廃	I	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機	八五・〇一
		を含む。)であるかないかを問わない。)	
即時関税撤廃	Ι	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形	八五・〇七
は除外			
韓国に対しては即時関税撤廃又			
は除外			
段階的関税撤廃(一六年目)又			
中国に対しては即時関税撤廃、			
廃(一六年目)	当該従量税率)		
即時関税撤廃又は段階的関税撤	の従量税率より高いときは、		
びニュージーランドに対しては	が一キログラムにつき四四円	ニッケル製錬の中間生産物	
ASEAN、オーストラリア及	三%又は一一・七%(その率	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他	七五・〇一
		六項の物品を除く。)	
		第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇	
		の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、	
		皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用	
		療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経	
即時関税撤廃	I	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治	

 \bigcirc

即時関税撤廃	I	ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	八 四 ・ 八 六
中国及び韓国に対しては除外			
部は関税の引下げ			
ほとんどは基準税率の維持、一			
びニュージーランドに対しては	五%又は一〇%	木材	
ASEAN、オーストラリア及	ほとんどは六%、一部は八・	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層	四 四 ·
は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃		みのものに限る。)	
廃(一六年目)		ツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編	
即時関税撤廃又は段階的関税撤		ト、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショー	
びニュージーランドに対しては	は八 ・ 四 %	レザー、ドレス、スカート、キュロットスカー	
ASEAN、オーストラリア及	ほとんどは一〇・九%、一部	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブ	六一・〇四
韓国に対しては除外			
(二一年目)又は除外			
中国に対しては段階的関税撤廃			
は基準税率の維持			
段階的関税撤廃(一六年目)又			
101			

又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又はスプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし	ス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。 三・二%	九四・〇四 寝具その他これに類する物品(例えば、マットレ ほとんどは三・八%、一部は											(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。) %等	一六・〇五 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 九・六%、一〇%、一〇・エ	ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	八四・八一 コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及 –	注9Cの機器並びに部分品及び附属品	
は段階的関税撤廃(一六年目)ほとんどは即時関税撤廃、一部	びニュージーランドに対しては	八%、一部は ASEAN、オーストラリア及	六年目)	階的関税撤廃(一一年目又は一	外、一部は即時関税撤廃又は段	韓国に対してはほとんどは除	一六年目)又は除外	段階的関税撤廃(一一年目又は	中国に対しては即時関税撤廃、	外等	一六年目)、関税の引下げ、除	段階的関税撤廃(一一年目又は	びニュージーランドに対しては	%、一〇・五 ASEAN、オーストラリア及			即時関税撤廃		

即時関税撤廃		その他の鉄鋼製品	七三・二六
は関税の引下げ			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
年目)、一部は除外			
的関税撤廃(一一年目又は一六			
中国に対してはほとんどは段階			
は段階的関税撤廃(一六年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部			
びニュージーランドに対しては		製品にしたものに限る。)	
ASEAN、オーストラリア及	四・七%又は六・五%	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、	六三・〇七
		ナーを除く。)	
		トポンプ(第八四・一五項のエアコンディショ	
		(電気式であるかないかを問わない。)及びヒー	
即時関税撤廃	I	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器	八 四 ・ 八
一六年目)、除外等			
段階的関税撤廃(一一年目又は			
韓国に対しては即時関税撤廃、			
年目)、一部は除外		スサポート	
的関税撤廃(一一年目又は一六		覆してあるかないかを問わない。)及びマットレ	
中国に対してはほとんどは段階		多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被	

中国及び韓国に対しては段階的即時関税撤廃		びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及	
びニュージーランドに対しては	% 等	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補	
ASEAN、オーストラリア及	三・七%、三・九%、四・八	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	三九・二〇
		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	I	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	八四・〇九
税撤廃又は除外			
中国及び韓国に対しては即時関			
廃(一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤		む。)	
びニュージーランドに対しては		ル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含	
ASEAN、オーストラリア及	二%又は三・九%	木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネ	四 四 · 八
は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃		のを除く。)	
廃(一六年目)		その他これらに類する製品(第六二・〇四項のも	
即時関税撤廃又は段階的関税撤		む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット	
びニュージーランドに対しては		クローク、アノラック(スキージャケットを含	
ASEAN、オーストラリア及	九・一%又は一二・八%	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、	六二・〇二

\bigcirc	
<u>+</u>	
1	

	せたものを除く。)		関税撤廃(一一年目)
九〇・三二	自動調整機器	Ι	即時関税撤廃
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	二・八%、三・一%又は三・	ASEAN、オーストラリア及
	樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリ	九 %	びニュージーランドに対しては
	アリルエステルその他のポリエステル(一次製品		ほとんどは即時関税撤廃、一部
	に限る。)		は段階的関税撤廃(一一年目)
			中国及び韓国に対してはほとん
			どは段階的関税撤廃(一一年
			目)、一部は即時関税撤廃
	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チ		即時関税撤廃
	クルその他これらに類する天然ガム(一次製品、		
	板、シート又はストリップの形状のものに限る。)		
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	I	即時関税撤廃
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)		
大二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにそ	九・一%、一〇%又は一二・	ASEAN、オーストラリア及
	の他の衣類	八 %	びニュージーランドに対しては
			ほとんどは即時関税撤廃、一部
			は段階的関税撤廃(一一年目又
			は一六年目)
			中国に対しては段階的関税撤廃
			(一一年目又は一六年目)

ASEAN、オーストラリア及	五・三%、七・四%、七・九	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ	大三・0二
即時関税撤廃		印刷回路	八五 ・ 三四
は関税の引下げ			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃		のを除く。)	
廃(一六年目)		その他これらに類する製品(第六二・〇三項のも	
即時関税撤廃又は段階的関税撤		む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット	
びニュージーランドに対しては		クローク、アノラック(スキージャケットを含	
ASEAN、オーストラリア及	九・一%又は一二・八%	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、	六二・〇一
		又は水遊び用のプール	
		類の他の項に該当するものを除く。)及び水泳用	
は段階的関税撤廃(一一年目)		球を含む。)又は戸外遊戯に使用する物品(この	
ほとんどは即時関税撤廃、一部		身体トレーニング、体操、競技その他の運動(卓	九五・〇六
即時関税撤廃		レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	八五・二六
		含む。)	
即時関税撤廃	_	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを	八匹・五〇
は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			

中国及び韓国に対しては即時関		び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。)	
即時関税撤廃		根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及	
びニュージーランドに対しては		限る。例えば、橋、橋桁、塔、格子柱、屋根、屋	
ASEAN、オーストラリア及		構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに	七六・一〇
即時関税撤廃	I	真空式掃除機	八五・〇八
		ものを除く。)	
		付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
		の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
		(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	
		く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ	
		イバーケーブル(第八五・四四項のものを除	
即時関税撤廃	Ι	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	九 〇 ・ 〇 一
除外	I	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	011.01
は除外			
(一六年目)、関税の引下げ又			
韓国に対しては段階的関税撤廃			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
は段階的関税撤廃(一六年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部			
びニュージーランドに対しては	% 等	ン及びキッチンリネン	
一〇八			

	並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、		税撤廃又は段階的関税撤廃(一
	棒、形材、管その他これらに類する物品		一年目)
八四 ・ 八 三	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	1	即時関税撤廃
	ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ		
	ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑		
	り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、		
	ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー		
	リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手		
	(自在継手を含む。)		
二七・〇九	石油及び歴青油(原油に限る。)	I	即時関税撤廃
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	I	即時関税撤廃
	及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ		
	ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ		
	ト用のものを除く。)		
九 〇 ・ 三 一	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	Ι	即時関税撤廃
	するものを除く。)及び輪郭投影機		
六 一 - 五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、	五・三%、七・四%、七・九	ASEAN、オーストラリア及
	他の靴下類(段階的圧縮靴下(例え	% 等	びニュージーランドに対しては
	ば、静脈瘤症用のストッキング)及び履物として		即時関税撤廃又は段階的関税撤
	使用するもの(更に別の底を取り付けてないもの		廃(一一年目又は一六年目)
	に限る。)を含むものとし、メリヤス編み又はク		中国に対しては段階的関税撤廃

ほとんどは即時関税撤廃、一部	等		
ASEAN、オーストラリア及	七・四%、九・一%、一〇%	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	オー・〇大
		したものを除く。)	
		に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	
		をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの	
即時関税撤廃	Ι	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	七二・〇八
		するものに限る。)	
		びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適	
		水漬けしたものであるかないかを問わない。) 並	
年目又は一六年目)又は除外		甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩	
税撤廃、段階的関税撤廃(一一		い。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの	
中国及び韓国に対しては即時関		際に加熱による調理をしてあるかないかを問わな	
基準税率の維持		かないか又はくん製する前に若しくはくん製する	
(一一年目又は一六年目)又は		わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてある	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃		のに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問	
びニュージーランドに対しては		し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも	
ASEAN、オーストラリア及	四%、四・八%、五%等	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵	つこ・○六
(一六年目)			
韓国に対しては段階的関税撤廃			
(一一年目又は一六年目)		ロセ編みのものに限る。)	
O			

上 田尾禾 <u></u> 月 三 天 子 月		品を除く。)、ウインドスクリー	
即時関说徹廃	1	電気式の照明用又は言号用の幾器(第八五・三九	八 五 ・ 二
		クロセ編みであるかないかを問わない。)	
		れらの部分品(メリヤス編みであるかないか又は	
		ダー、ガーターその他これらに類する製品及びこ	
即時関税撤廃	I	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペン	六二・一二
		又は気体のろ過機及び清浄機	
即時関税撤廃	I	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八 四 - 二
的関税撤廃 (一一年目)		(他の項に該当するものを除く。)	
どは即時関税撤廃、一部は段階		トその他これらに類する物品及びこれらの部分品	
中国及び韓国に対してはほとん		けたイルミネーションサイン、発光ネームプレー	
即時関税撤廃		項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付	
びニュージーランドに対しては		ライト及びスポットライトを含むものとし、他の	
ASEAN、オーストラリア及	三 ・ 九 %	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチ	九四・〇五
は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
は一六年目)			
は段階的関税撤廃(一一年目又			

____ ____

-		_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用		
	する種類のものに限る。)		
八五 ・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	-	即時関税撤廃
	専ら又は主として使用する部分品		
110・110	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵	三・五%、六・七%、七%等	ASEAN、オーストラリア及
	し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも		びニュージーランドに対しては
	のに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問		段階的関税撤廃(一一年目又は
	わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあ		一六年目)、関税の引下げ、除
	るかないか又はくん製する前に若しくはくん製す		外等
	る際に加熱による調理をしてあるかないかを問わ		中国に対しては段階的関税撤廃
	ない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレッ		(一一年目又は一六年目)又は
	ト(食用に適するものに限る。)		除外
			韓国に対してはほとんどは除
			外、一部は段階的関税撤廃(一
			一年目又は一六年目)
	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し	三 • 五 %	ASEAN、オーストラリア及
	又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻		びニュージーランドに対しては
	んであるかないかを問わない。)		段階的関税撤廃(一一年目又は
			一六年目)、基準税率の維持、
			除外等
			中国及び韓国に対しては即時関

____ ____

		る。)	
		こ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限	
除外	I	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たば	
除外		牛の肉(冷凍したものに限る。)	011 • 011
		リメートル以上のものに限る。)	
		し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	
即時関税撤廃	I	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	七二・一〇
		の及び乾燥したものに限る。)	
即時関税撤廃又は除外	I	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のも	〇八 ・〇三
		交換機を除く。)	
		る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の	
		第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限	
		機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は	
		ル、机、キャビネットその他の物品(第九〇類の	
即時関税撤廃	I	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八五・三七
		~°)	
		加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限	
即時関税撤廃		銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、	オー・つさ
即時関税撤廃		ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	\Box · \Box
年目又は一六年目)又は除外			
税撤廃、段階的関税撤廃(一一			

		ナーを自蔵するかしないかを問わない。)	
即時関税撤廃	I	ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチュー	八五・二
的関税撤廃(一一年目)			
どは即時関税撤廃、一部は段階			
中国及び韓国に対してはほとん		とし、他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
びニュージーランドに対しては		業(類似の工業を含む。)において生産される化	
ASEAN、オーストラリア及	二· 六 %	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
韓国に対しては除外			
(二一年目)又は除外			
中国に対しては段階的関税撤廃			
基準税率の維持又は除外			
段階的関税撤廃(一六年目)、		న _° ా	
びニュージーランドに対しては	等	コンポジションレザー製で、甲が革製のものに限	
ASEAN、オーストラリア及	二一・六%、二四%、二七%	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又は	六四・〇三
関税撤廃(一六年目)			
中国及び韓国に対しては段階的			
廃(一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤			
びニュージーランドに対しては	九 %		
ASEAN、オーストラリア及	ほとんどは七・四%、一部は	男子用のシャツ	六二・〇五
<u>一</u> 四			

韓国に対しては段階的関税撤廃除外			
(一一年目又は一六年目)又は			
中国に対しては段階的関税撤廃			
一六年目)			
段階的関税撤廃(一一年目又は			
びニュージーランドに対しては	等	よる調理をしたものに限る。)	
ASEAN、オーストラリア及	六%、八・五%、一〇・六%	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮に	0 七・一 0
		い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃	I	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 一 三
年目)			
的関税撤廃(一一年目又は一六			
どは即時関税撤廃、一部は段階			
中国及び韓国に対してはほとん			
即時関税撤廃			
びニュージーランドに対しては		するものに限る。)	
ASEAN、オーストラリア及	三・一%又は三・九%	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有	二九・三三
		を含むものとし、第三七類の物品を除く。)	
		かを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスター	
		マートカードその他の媒体(記録してあるかない	
即時関税撤廃	I	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	八五・二三

____ 五

		製のものに限る。)	
即時関税撤廃		その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	回〇・一六
又は一六年目)			
又は段階的関税撤廃(一一年目			
どは除外、一部は即時関税撤廃			
中国及び韓国に対してはほとん			
除外等			
一六年目)、基準税率の維持、			
段階的関税撤廃(一一年目又は			
びニュージーランドに対しては	八%等		
ASEAN、オーストラリア及	一二・五%、二八%、二九・	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	
年目又は一六年目)又は除外			
税撤廃、段階的関税撤廃(一一			
中国及び韓国に対しては即時関			
等			
即時関税撤廃、基準税率の維持		ものを除く。)	
一年目又は一六年目)、一部は		加えてあるかないかを問わず、他の項に該当する	
ほとんどは段階的関税撤廃(一		ものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを	
びニュージーランドに対しては	等	調製をし又は保存に適する処理をしたものに限る	
ASEAN、オーストラリア及	%、 표%、 ・ 三%	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の	
(一一年目)又は除外			
- 一 六			

一年目又、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	%等 びニュージ	七二・〇二 フェロアロイ 二・五%、三・三%、六・三 ASEA	は除外	的関税撤去	韓国に対		中国に対	即時関税	(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 〇・九%	六一・〇六 女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス 七・四%、九・一%又は一 ASEA	ものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除	八五・〇九 家庭用電気機器 (電動装置を自蔵するものに限る – 即時関税:	廃(一一	関税撤廃、	中国に対	しては即	たものであるかないかを問わない。)	_
一年目又は一六年目)、一部はほとんどは段階的関税撤廃(一)	びニュージーランドに対しては	ハ・三ASEAN、オーストラリア及	は除外	的関税撤廃(一六年目)、一部	韓国に対してはほとんどは段階	(一六年目)	中国に対しては段階的関税撤廃	即時関税撤廃	びニュージーランドに対しては	— —		即時関税撤廃	廃(一一年目)	関税撤廃、一部は段階的関税撤	中国に対してはほとんどは即時	しては即時関税撤廃	韓国及びニュージーランドに対	

 九○・二七 物理分析用又は化学分析用の機器、熱、音又は 九○・二七 物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光 – 		二〇・〇五 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 九%、一二%、一三・四%等	○四・○六 チーズ及びカード 二二・四%、二六・三%又は四〇%	
即時関税撤廃	年目又は一六年目)又は除外税撤廃、段階的関税撤廃(一一中国及び韓国に対しては即時関	-・四%等 ASEAN、オーストラリア及 のニュージーランドに対しては した日又は一六年目)、一部は	三%又は ASEAN、オーストラリア及 基準税率の維持又は除外	年目)又は除外や国及び韓国に対しては即時関税撤廃、

びニュージーランドに対しては	二 · 七 %	類する支持具、取付具その他これに類する物品卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに	
		の項に該当するものを除く。)	
		ドを除く。)及びその他の光学機器(この類の他	
		るものを除く。)、レーザー(レーザーダイオー	
即時関税撤廃	Ι	液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当す	九 〇 ・ 一 三
		してあるかないかを問わない。)	
		声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合	
即時関税撤廃	I	ラジオ放送用の受信機器(同一の筐体において音	八五・二七
		ボー及びスリーブ)	
即時関税撤廃	Ι	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エル	七三・〇七
は一六年目)			
は段階的関税撤廃(一一年目又			
中国に対しては即時関税撤廃又			
一年目又は一六年目)			
廃、一部は段階的関税撤廃(一			
してはほとんどは即時関税撤		金属水酸化物及び金属過酸化物	
韓国及びニュージーランドに対	% 等	の無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、	
ASEAN、オーストラリア、	三・九%、四・八%、五・五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれら	二八・二五
		む。)及びミクロトーム	
		光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含	

_ _ 九

ムSEAN、オーストラリア及	% 二・九%、三・九%又は一○	その他の木製品	
		リフティングヘッド	
		電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及び	
		ク、クランプその他これらに類する保持具並びに	
		ないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャッ	
即時関税撤廃	I	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化して	八 五 ・ 〇 五
		機付きのものを除く。)	
即時関税撤廃		自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動	八七・一二
(一六年目)			
韓国に対しては段階的関税撤廃			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃		に限る。)	
は段階的関税撤廃(一六年目)		類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
ほとんどは即時関税撤廃、一部		バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに	
びニュージーランドに対しては		ンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、	
ASEAN、オーストラリア及	七・四%又は八・四%	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パ	六一・〇八
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ	

ASEAN、オーストラリア及	三・三%、三・九%又は四%	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	二八・四一
		器	
		ゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機	
		用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エア	
即時関税撤廃	Ι	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査	九 〇 ・ 一 九
(一六年目)			
韓国に対しては段階的関税撤廃			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
は段階的関税撤廃(一六年目)		ロセ編みのものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤廃、一部		ショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はク	
びニュージーランドに対しては	は八 ・ 四 %	レザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及び	
ASEAN、オーストラリア及	ほとんどは一〇・九%、一部	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブ	大一・〇三
		又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	Ι	第八五・○一項又は第八五・○二項の機械に専ら	八五・〇三
は除外			
韓国に対しては即時関税撤廃又			
外、一部は即時関税撤廃			
中国に対してはほとんどは除			
廃(一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤			
1			

は段階的関税撤廃(一六年目)びニュージーランドに対してはならどは即時関税撤廃、一部	二・四○円の従量税率より高 二・四○円の従量税率より高 こ・八%又は六・五%(その	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	三 九 ・ 〇 一
年目)又は除外			
中国及び韓国に対しては即時関等			
(一六年目)、基準税率の維持し、国际関税指属の経営の			
	ラムにつき三六円等		
ASEAN、オーストラリア及	三%、一二・八%、一キログ	飼料用に供する種類の調製品	二三・〇九
即時関税撤廃		銅のくず	七回・〇回
即時関税撤廃	Ι	その他の印刷物(印刷した絵画及び写真を含む。)	四 九 · 一
は段階的関税撤廃(一一年目)			
韓国に対しては即時関税撤廃又			
は即時関税撤廃			
的関税撤廃(一一年目)、一部			
中国に対してはほとんどは段階			
即時関税撤廃			
びニュージーランドに対しては			

		 中国及び韓国に対しては段階的
		 関税撤廃(一六年目)又は除外
八四・八二	玉軸受及びころ軸受	 即時関税撤廃
六八・〇二	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(ス	即時関税撤廃
	レートを加工したもの及び第六八・○一項の物品	
	を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモ	
	ザイクキューブその他これに類する物品(裏張り	
	してあるかないかを問わない。)並びに人工的に	
	着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片	
	及び粉	
 五. 	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をし	 即時関税撤廃
	てないものに限るものとし、精製してあるかない	
	かを問わない。)	
	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	即時関税撤廃
	製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	
	のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
	ペディキュア用の調製品	
四八・〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する-	 即時関税撤廃
	種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用	
	紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形	
	(正方形を含む。)のシート状のものに限るもの	

即時関税撤廃		問わないものとし、取り付けたもので機器に装着レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を	九〇 ・〇 二
年目又は一六年目)又は除外			
税撤廃、段階的関税撤廃(一一			
中国及び韓国に対しては即時関			
は一六年目)			
は段階的関税撤廃(一一年目又			
ほとんどは即時関税撤廃、一部			
びニュージーランドに対しては			
ASEAN、オーストラリア及	三・九%又は六・五%	酸素官能のアミノ化合物	二 九 ・ 二 二
(一六年目)			
韓国に対しては段階的関税撤廃			
(一一年目又は一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
廃(一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤		の織物類から製品にしたものに限る。)	
びニュージーランドに対しては		九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項	
ASEAN、オーストラリア及	九・一%又は一〇%	衣類(第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五	小二・一〇
		板紙	
		八・〇三項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び	
		とし、大きさを問わず、第四八・○一項又は第四	

_____ 五

覆したものを除く。)	のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被	をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル	七二・〇九 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	含む。)並びに手持工具用ツールホルガ	ド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を	作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイ	専ら又は主として使用する部分品及び附属品	八四・六六第八四・五六項から第八四・六五項まで			これらに類する製品	コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他	リュー、スクリューフック、リベット、	七三・一八鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コ	のに限るものとし、用途を問わない。)	含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。	四〇・一五 衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミッ	り、光学的に研磨してないガラス製のもの	
	し又は被	以上のも	(冷間圧延 -	Ø	属装置を	ダイヘッ	属品(工	の機械にー)その他	コッター、	ーチスク 二・八%)製のも	ミットを	ものを除	
			即時関税撤廃					即時関税撤廃	一年目又は一六年目)	税撤廃又は段階的関税撤廃(一	中国及び韓国に対しては即時関	即時関税撤廃	びニュージーランドに対しては	ASEAN、オーストラリア及			即時関税撤廃		

1 二 上八

ほとんどは即時関税撤廃、一部		ウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又	
びニュージーランドに対しては		シャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガ	
ASEAN、オーストラリア及	七・四%又は八・四%	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイト	六一・〇七
即時関税撤廃	1	水素、希ガスその他の非金属元素	二八・〇四
関税の引下げ等			
段階的関税撤廃(一六年目)、			
韓国に対しては即時関税撤廃、			
は除外			
段階的関税撤廃(一六年目)又			
中国に対しては即時関税撤廃、			
は段階的関税撤廃(一六年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部			
びニュージーランドに対しては			
ASEAN、オーストラリア及	三・三%、四%又は五・三%	包装に使用する種類の袋	六三・〇五
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃	Ι	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七

____七

びニュージーランドに対しては	二五 五 ・五%	砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	
中国及び韓国に対しては除外			
率の維持			
ほとんどは除外、一部は基準税			
びニュージーランドに対しては		砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	
ASEAN、オーストラリア及		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は	
関税撤廃〉			
(いのししの肉については即時			
〈豚肉については除外〉			
税撤廃		に限る。)	
ほとんどは除外、一部は即時関	-	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	01 • 011
		を自蔵するものに限る。)	
		又は原動機(電気式であるかないかを問わない。)	
即時関税撤廃	I	手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの	八四・六七
は除外			
的関税撤廃(一六年目)、一部			
韓国に対してはほとんどは段階			
(一六年目)			
中国に対しては段階的関税撤廃			
は段階的関税撤廃(一六年目)		はクロセ編みのものに限る。)	
一二八			

除外		小麦粉及びメスリン粉	
除外	-	*	<u> </u> 0・0六
除外		大麦及び裸麦	
除外		小麦及びメスリン	
:		スプレッド	
除外		ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリー	〇四 ・ 〇五
		$\langle \circ \rangle$	
中国及び韓国に対しては除外		問わないものとし、他の項に該当するものを除	
率の維持		品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを	
ほとんどは除外、一部は基準税		わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物	
びニュージーランドに対しては		は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問	
ASEAN、オーストラリア及	% - -	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又	
		ないかを問わない。)	
中国及び韓国に対しては除外		料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるか	
率の維持		てあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味	
ほとんどは除外、一部は基準税		したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし	
びニュージーランドに対しては	二九・八%	ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化	
ASEAN、オーストラリア及	二一・三%、二六・三%又は	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、	
中国及び韓国に対しては除外			
率の維持			
ほとんどは除外、一部は基準税			

<u>一</u>

	_	
_		
~	-	
C)	

	七・0一	・〇八	・ O七
(固体のものに限る。)	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖	でん粉及びイヌリン	麦芽(煎ってあるかないかを問わない。)
	I		-
	除外	除外	除外

(ウ) 第二・六条(関税率の差異)3の規定に関する付録

セント以上を付加した締約国であるとの要件)を課する(付録)。 六条3の規定に従って追加的な要件(原産品の輸出締約国が、 日本国は、野菜又は果実等の調製品、皮革、履物、穀物加工品及び果実等のうちの一部品目 当該原産品の生産において当該原産品の価格の総額の二十パー (計百品目)について、第二・

- (7) 韓国の関税に係る約束の表
- (ア) 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは五千八十九品目、その他のもの(除外)は二千八十五品目になる。 品目数では、全一万二千二百四十三品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは五千六十九品目、一定の経過期間を

ものについては、 Ļ 分野別では、農林水産品二千四百十二品目のうち千二百四十五品目を除くものについて関税を撤廃し、 関税の撤廃が困難なものについては、 除外の分類で対応する。 除外の分類で対応する。 鉱工業品等九千八百三十一品目のうち八百四十品目を除くものについて関税を撤廃 関税の撤廃が困難な

主要品目ごとの概要

(1)

	八四・八六	関税品目	
ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	品名	
	○%、五%、八%等	基準税率	
廃 (一〇年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤	関税撤廃等の内容	

	製造に専ら又は主として使用する機器、この類の		
	注9℃の機器並びに部分品及び附属品		
八五・四二	集積回路	0%	即時関税撤廃
- 1七・ 一 O	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	五%、七%、八%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以		(一〇年目)又は除外
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成		
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する		
	ものを除く。)並びに廃油		
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	\bigcirc %	即時関税撤廃
	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		
	したものを除く。)		
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	\bigcirc %	即時関税撤廃
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	ほとんどは六・五%、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補	四 %	○年目)、一部は除外
	強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及		
	びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ		
	せたものを除く。)		
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品	三%、五%又は八%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超え		○年目又は二○年目)、一部は
	るもの		即時関税撤廃又は除外

ほとんどは段階的関税撤廃(一	八 %	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
		の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
		ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他	
		○・二八項の計器を除く。)及びアルファ線、	
○年目)、一部は即時関税撤廃		他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは八%、一部は○%	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	九〇・三〇
		ものを除く。)	
		付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
		の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
		(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	
即時関税撤廃又は除外		く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ	
○年目又は一五年目)、一部は		イバーケーブル(第八五・四四項のものを除	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	八 %	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	九 〇 ・ 〇 一
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
除外		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
(一〇年目又は一五年目)又は	五%、八%等	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは六・五%、一部は	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
		処理したもの	
		ものに限る。)及び化合物を電子工業用にドープ	
		状、ウエハー状その他これらに類する形状にした	
即時関税撤廃	%	元素を電子工業用にドープ処理したもの(円盤	三八・一八
1 1111			

即時関税撤廃	%	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	八五・三二
		む。)及びミクロトーム	
		光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含	
		する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は	
		粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは〇%、一部は八%	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光	九〇・二七
○年目)、一部は即時関税撤廃		するものを除く。)及び輪郭投影機	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは八%、一部は○%	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
除外			
目)、一部は即時関税撤廃又は			
○年目、一五年目又は二○年	又は三%	し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは八%、一部は○%	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四・七九
		項のものを除く。)	
		用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
関税撤廃(一〇年目)		及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
ほとんどは除外、一部は段階的	八 %	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	八七・〇三
廃(一〇年目又は二〇年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%、三%又は五%	環式炭化水素	二九・〇二
除外			
○年目又は一五年目)、一部は		○五項までの自動車のものに限る。)	

ほとんどは段階的関税撤廃(一	六・五%	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含	三・〇八
		電結晶素子	
		問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	
		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
		る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	%	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八 五 ・ 四 一
		ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	
関税撤廃 (二〇年目)		び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
ほとんどは除外、一部は段階的	八 %	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八 四 ・ 八
		ペディキュア用の調製品	
		のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
五年目)、一部は除外		製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	
ほとんどは段階的関税撤廃	六・五%	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	
		用の接続子	
		したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル	
		以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
除外		器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	
(一〇年目又は一五年目)又は		えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、六・五%又は八%	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	八五・三六
即時関税撤廃	%	鉄又は非合金鋼の半製品	七二・〇七
一三四			

○年目又は一五年目)、一部は		(例えば、整流器)及びインダクター	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは八%、一部は○%	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八五・〇四
年目)又は除外			
(一〇年目、一五年目又は二〇		い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	八 %	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 三
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		であるかないかを問わない。)	
		(接着性を有するものに限るものとし、ロール状	
は除外		テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	
段階的関税撤廃(一〇年目)又	六 ・ 五 %	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	三 九 ・ 一 九
		のに限る。)	
		び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のも	
		の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及	
(一〇年目)又は除外	五 %	の他これらに類する調製品を除く。)及び写真用	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは六・五%、一部は	写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤そ	三七・〇七
		の類の注4の溶液	
		分散させ又は溶解させたものに限る。)並びにこ	
		天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に	
○年目)、一部は即時関税撤廃		むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた	

即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは八%、一部は〇%	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八 五 ・ 四 三
廃(一〇年目又は一五年目)	五 %		
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは五・五%、一部は	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	二八・四一
		てあるかないかを問わない。)	
除外		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
(一〇年目又は二〇年目)又は		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは八%、一部は三%	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八 四 ・ 四
即時関税撤廃	%	印刷回路	八五・三四
		し、金属を取り付けてあるかないかを問わない。)	
		(電気的用途に供する種類のものに限るものと	
○年目)、一部は即時関税撤廃		炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	五%又は八%	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用	八五 ・四五
	%		
除外	ほとんどは八%、一部は一三	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
		交換機を除く。)	
		る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の	
		第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限	
		機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は	
五年目)、一部は除外		ル、机、キャビネットその他の物品(第九〇類の	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	八 %	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八五・三七

1 三六

五年目又は二〇年目)	四 %	ム、はく及びストリップ	
段階的関税撤廃(一〇年目、一	ほとんどは六・五%、一部は	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	三九・二一
		の項に該当するものを除く。)	
		ドを除く。)及びその他の光学機器(この類の他	
廃(一〇年目)		るものを除く。)、レーザー(レーザーダイオー	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは八%、一部は〇%	液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当す	九 〇 ・ 一 三
		るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
即時関税撤廃	%	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
		該当するものを除く。)	
段階的関税撤廃(一〇年目)	六 ・ 五 %	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(他の項に	三 八 ・ 五
		るかないかを問わない。)	
		その他これらに類する補強材により裏張りしてあ	
		刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチック	
五年目)、一部は除外		一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	八 %	銅のはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・	七四 ・ 一 〇
廃(一〇年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	三%、五%又は八%	自動調整機器	九〇・三二
年目)又は除外			
(一〇年目、一五年目又は二〇			
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	八 %	その他の鉄鋼製品	七三・二六
廃(一〇年目又は一五年目)		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	

即時関税撤廃、段階的関税撤廃	六 ・ 五 %	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	三九・〇七
		い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
年目)又は除外		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
(一〇年目、一五年目又は二〇		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%又は八%	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
即時関税撤廃	%	鉄又は非合金鋼の形鋼	七二・一六
		又は水遊び用のプール	
即時関税撤廃		類の他の項に該当するものを除く。)及び水泳用	
○年目又は一五年目)、一部は		球を含む。)又は戸外遊戯に使用する物品(この	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	八 %	身体トレーニング、体操、競技その他の運動(卓	九五・〇六
		六項の物品を除く。)	
		第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇	
		の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、	
		皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	八 %	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治	三〇・〇回
除外			
(一〇年目又は一五年目)又は	二%又は三%	するものに限る。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは六・五%、一部は	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有	二九・三三
即時関税撤廃	%	非環式炭化水素	二九・〇一
一三八			

ほとんどは段階的関税撤廃(一	一部は五%	ほとんどは八%、	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに	八四・〇九
			の他の項に該当するものを除く。)	
(二〇年目)又は除外			ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃		八 %	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	八四・七七
一五年目)			専ら又は主として使用する部分品	
段階的関税撤廃(一〇年目又は		八 %	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八 五 ・ 三 八
○年目)、一部は即時関税撤廃			他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一		八 %	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	九 〇 ・ 一 八
除外				
目)、一部は即時関税撤廃又は				
○年目、一五年目又は二○年		又は三%	又は気体のろ過機及び清浄機	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一部は〇%	ほとんどは八%、	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八 四 ・ 二
除外				
(一〇年目又は二〇年目)又は			タービン	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃		三%又は八%	ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	八 四 ·
即時関税撤廃又は除外				
○年目又は一五年目)、一部は			を除く。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一部は〇%	ほとんどは八%、	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機	八 五 ・ 〇 一
			に限る。)	
年目)又は除外			アリルエステルその他のポリエステル(一次製品	
(一〇年目、一五年目又は二〇			樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリ	

八 四 ・ 〇 七	七二・一九				二九・一六							八四・八三			八五・〇七			
ロータリーエンジンに限る。)	ミリメートル以上のものに限る。)	トロソ化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ	酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘	ン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボ	(自在継手を含む。)	リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー	り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、	ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑	ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー		を含む。)であるかないかを問わない。)	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形		専ら又は主として使用する部分品	
ほとんどは八%、一部は○%	0 %			<u>-</u> %	ほとんどは六・五%、一部は							三%、五%又は八%			八 %			
(一〇年目又は二〇年目)又は即時関税撤廃、段階的関税撤廃	即時関税撤廃		除外	(一〇年目又は一五年目)又は	即時関税撤廃、段階的関税撤廃					目)、一部は除外	○年目、一五年目又は二○年	ほとんどは段階的関税撤廃(一	即時関税撤廃又は除外	○年目又は一五年目)、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一	除外	〇年目又は二〇年目)、一部は	

			除外
八四 ・ 一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	ほとんどは八%、一部は〇%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	又は三%	(一〇年目又は二〇年目)又は
	変化による方法により材料を処理する機器(理化		除外
	学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・		
	一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ		
	るかないかを問わないものとし、家庭用のものを		
	除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電		
	気式のものを除く。)		
七六・0二	アルミニウムのくず	%	即時関税撤廃
七一・〇八	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工し	はとんどは三%、一部は〇%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)		(一〇年目)又は除外
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	ほとんどは八%、一部は四	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	ン及びセミディーゼルエンジン)	%、五%等	(一〇年目又は二〇年目)又は
			除外
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	○ %	即時関税撤廃
	則に巻いたものに限る。)		
七〇・〇回	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス	八 %	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しな		は段階的関税撤廃(一〇年目)
	いかを問わないものとし、その他の加工をしたも		
	のを除く。)		

____ 匹

	三四・〇五						三九・〇六		二九・〇七				七二・一四			二九・〇三
ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチッ調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ト及び粉並びにこれらに類する調製品(この項の属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペース	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金	学的に単一であるかないかを問わない。)	着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミ	問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを		アクリル重合体(一次製品に限る。)		フェノール及びフェノールアルコール	ねじったものを含む。)	とし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後	熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るもの	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、			炭化水素のハロゲン化誘導体
	六 ・ 五 %			%、六・五%等	ほとんどは八%、一部は五		六・五%又は八%	五 %	ほとんどは五・五%、一部は				%		五 %	ほとんどは五・五%、一部は
廃(一〇年目又は一五年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤			○年目)、一部は即時関税撤廃	ほとんどは段階的関税撤廃(一	一五年目)又は除外	段階的関税撤廃(一〇年目又は	(一〇年目)又は除外	即時関税撤廃、段階的関税撤廃				即時関税撤廃	年目)又は除外	(一〇年目、一五年目又は二〇	即時関税撤廃、段階的関税撤廃

__ 匹 二

かを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターマートカードその他の媒体(記録してあるかない	八五・二三 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス 〇			八四・一二 その他の原動機	てあるかないかを問わない。)	光してないものに限るものとし、まとめて包装し	光性の平面状インスタントプリントフィルム(露	紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 並びに感	ム(露光してないものに限るものとし、紙製、板 三%	三七・〇一感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィル	リメートル以上のものに限る。)	し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	七二・一〇 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド 〇%	に限る。)	次製品、板、シート又はストリップの形状のもの	○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一	四〇・〇二 合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四 ほ	第三四・〇四項のろうを除く。)	
につき二〇ウォン	○%、八%又は標準速度一分			○%、五%又は八%					70	ほとんどは六・五%、一部は			70				ほとんどは八%、一部は五%		
は段階的関税撤廃(一〇年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部	又は除外	○年目)、一部は即時関税撤廃	ほとんどは段階的関税撤廃(二					廃(一〇年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤			即時関税撤廃		除外	○年目又は二○年目)、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一		

匹

即時関税撤廃	%	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
		除く。)	
は段階的関税撤廃(一〇年目)	又は六・五%	現像したものに限るものとし、映画用フィルムを	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは○%、一部は三%	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、	三七・〇五
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
(一〇年目)又は除外		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	八 %	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
		四・三七項の機械を除く。)	
		物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第八	
		を含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産	
即時関税撤廃	%	収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベーラー	八四・三三
廃(一五年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 %	ニッケルの粉及びフレーク	七五・〇四
		又は熱間加工用の機械	
(二〇年目)又は除外		の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	八 %	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管	八四・七五
		を含むものとし、第三七類の物品を除く。)	

____ 匹

八 五 二 五				九〇・二六									九 〇・二 二		七回・〇三			
信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受	○・三二項の機器を除く。)項、第九○・一五項、第九○・二八項又は第九	計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四	測定用又は検査用の機器(例えば、流量計、液位	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の		その他の無機酸及び無機非金属酸化物	線管その他のエックス線の発生機	机、椅子その他これらに類する物品及びエックス	制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の	であるかないかを問わない。)、高電圧発生機、	のものを含むものとし、医療用又は獣医用のもの	を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線		精製銅又は銅合金の塊	ロードローラー(自走式のものに限る。)	ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ
○%又は八%				<i>○</i> %		五 ・ 五 %							八 %		ほとんどは五%、一部は三%			
廃(一〇年目)				即時関税撤廃	廃(一〇年目又は一五年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤						廃(一〇年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤	一五年目)又は除外	段階的関税撤廃(一〇年目又は			

三五・〇六	用にしたもので正味重量が一キログラム以下のもでいかを問わない。)、テレビジョンカメラ、しないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、	六 ・ 五 %	段階的関税撤廃(一〇年目)
回〇・一一	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	五.%	段階的関税撤廃(一〇年目)
四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないもの	%	即時関税撤廃
	でロール状又はシート状のものに限るものとし、		
	第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除		
	$\langle \circ \rangle$		
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	六・田%	段階的関税撤廃(一〇年目又は
	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除		二〇年目)
	く。)から成る製品		
八五・一七	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	ほとんどは○%、一部と	部は八% ほとんどは即時関税撤廃、
	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その		は段階的関税撤廃(一〇年目)
	他のデータを送受信するものに限るものとし、有		
	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ		
	トワーク (LAN) 又はワイドエリアネットワー		
	ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八		

三%、五%、五・五%等 即時関税撤廃、	しないかを問わない。)並びにこれらケトン及びキノン(他の酸素官能基を	二 九 ・ 四
	他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のものる種類のものに限る。)及びガラスフリットその	
	ターその他これらに類する調製品(窯業に使用す	
	うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラス	
六・五%	七 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、	十〇・[1[1]
	板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
	を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の	
	手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物	
	組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、	
	えば、橋、橋桁、水門、塔、格子柱、屋根、屋根	
○%又は八%	八 構造物及びその部分品 (鉄鋼製のものに限る。例	七三・〇八
	のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	
	らに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類	
	品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これ	
八 %	九 陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物	六九・〇九
	体(一次製品に限る。)	
六・五%	四 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合	三九・〇四
	は第八五・二八項の送受信機器を除く。)	
	四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又	

			一四八
	化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及		年目)又は除外
	びニトロソ化誘導体		
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、	六・五%	段階的関税撤廃(一〇年目)
	ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製		
	した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用		
	の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るも		
	の並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に		
	使用する種類の調製品		
八 五 ・ 一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は	三%又は八%	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用		〇年目又は一五年目)、一部は
	磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ		除外
	ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並		
	びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機		
	(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉		
	器		
七一・一〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のも	<u>=</u> %	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	のに限る。)		廃(一〇年目)
八四・五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電	八 %	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプ		○年目又は二○年目)、一部は
	ラズマアークを使用して材料を取り除くことによ		除外
	り加工する機械及びウォータージェット切断機械		

即時関税撤廃	%	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセル	四 八 · 一
は一五年目)			
は段階的関税撤廃(一〇年目又	<u> </u>		
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは六・五%、一部は	その他のオルガノインオルガニック化合物	二 九 ・ 三 一
		誘導体	
廃(一〇年目又は一五年目)		ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 • 五 %	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、ス	二九・〇六
		ファーマシン	
		ものに限る。)及びマルチステーショントランス	
二〇年目)又は除外		ストラクションマシン(シングルステーションの	
段階的関税撤廃(一〇年目又は	八 %	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン	八 四 ・ 五 七
は段階的関税撤廃(一〇年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部	三%又は五%	石油ガスその他のガス状炭化水素	二 七 ・ 一
		当するものを除く。)	
は除外		製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該	
段階的関税撤廃(一〇年目)又	八 %	石その他の鉱物性材料の製品(炭素繊維及びその	六 八 ・ 五
		けたものを除く。)	
		るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付	
		うろう引きをし又はその他の加工をしたものに限	
		のガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほ	
段階的関税撤廃(一〇年目)	三%、四%又は八%	ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項まで	七〇・〇六

			品	一八・○六 チョコレートその他のココアを含有する調製食料 八%、三六%、四○			し、ココアを含有しないものに限る。)	一七・〇四 砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものと 八%		七〇・二〇 その他のガラス製品			品(例えば、ガラス繊維の糸及び織物)	七〇・一九 ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製 八%	八・一〇項の物品を除く。)	とし、第四八・○三項、第四八・○九項又は第四	若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るもの	ず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し	形を含む。)のシート状のもので、大きさを問わ	
				八 %												应	Ō	L	<i>b</i>	
没煯的関脱散廃(一〇年目)〉	とんどは即時関税撤廃、一部は	〈板チョコレートについてはほ	(一〇年目)又は除外	即時関税撤廃、段階的関税撤廃	的関税撤廃(一〇年目)〉	(キャンディーについては段階	〇年目)、一部は除外	ほとんどは段階的関税撤廃(一	〇年目)、一部は即時関税撤廃	ほとんどは段階的関税撤廃(一	除外	目)、一部は即時関税撤廃又は	〇年目、一五年目又は二〇年	ほとんどは段階的関税撤廃(一						

廃(一)年目又は二)年目)		の製造用のものに限る。)及び紡織用繊維の織物で製造用のものに限るものとし、第八四・五○項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペース機械を除く。)、織物類その他の支持物にペースの機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用、プレス(フュージングプレスを含む。)用、	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	八 %	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ	八 四 ・ 五一
一五年目)	八 %	た。)	四 四 一 八
○年目)、一部は即時関税撤廃		ラップクションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフのに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	五%又は八%	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの	
廃(一〇年目)	五% 一部は	るものとし、他の項に該当するものを除く。)セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限	三九・一二
廃(一五年目)〉		当するものを除く。)	
廃(一〇年目又は一五年目)即時関税撤廃又は段階的関税撤	 五 %	を四、含利	

____ 五. ____

ピンキング用の時	類の巻取り用、
機械	巻戻し用、
	折畳み用、
	切断用又は

五 二

(ウ) 第二・六条(関税率の差異)3の規定に関する付録

額の二十パーセント以上を付加した締約国であるとの要件)を課する(付録)。 い て、第二・六条3の規定に従って追加的な要件 韓国は、機械類、 魚介、 野菜又は果実等の調製品、乳製品並びに油かす及び飼料等のうちの一部品目(計九十九品目)につ (原産品の輸出締約国が、 当該原産品の生産において当該原産品の価格の総

- (8)ラオスの関税に係る約束の表
- (7) 概要及び対象品目

については、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。 経た後に関税を撤廃するものは五千三百六十一品目、その他のもの(基準税率の維持又は除外)は千三百三十九品目になる。 ついて関税を撤廃し、 分野別では、農林水産品千七百四十四品目のうち七百十六品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なもの 品目数では、全九千五百五十八品目のうち、 関税の撤廃が困難なものについては、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。 協定の発効時に関税を撤廃するものは二千八百五十八品目、 鉱工業品等七千八百十四品目のうち六百二十三品目を除くものに 一定の経過期間を

(1)

主要品目ごとの概要

八七・〇三 関税品 目 用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン 項のものを除く。 及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送 品名 $\overset{\bigcirc}{\%}$ ほとんどは四〇%、 基準税率 一部は二 持 ほとんどは段階的関税撤廃 五年目)、 関税撤廃等の内容 部は基準税率の維 \square

段階的関税撤廃(一三年目)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	五五・一六
廃(一三年目)		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 %	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八五・三八
		一項のものを除く。)	
		量の五%以上のものに限るものとし、第六○・○	
		メートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重	
段階的関税撤廃(一五年目)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三〇センチ	六〇・〇四
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
税率の維持		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
五年目又は二〇年目)又は基準		スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
段階的関税撤廃(一三年目、一	五 %	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
即時関税撤廃	五 %	硫酸及び発煙硫酸	二八・〇七
除外		牛の肉(冷凍したものに限る。)	011 • 011
目)又は除外			
部は段階的関税撤廃(一三年	%		
ほとんどは基準税率の維持、一	ほとんどは二〇%、一部は三	貨物自動車	八七・〇四
		の冷間加工機械	
		これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラス	
段階的関税撤廃(一三年目)	五 %	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他	八四・六四
		自動車	
基準税率の維持		一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二

<u>一</u>

		一五四
八五 ・ 四四	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含 五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	廃(一三年目又は二〇年目)
	酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
	を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
	ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
	から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
	んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
	ないかを問わない。)	
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇四項の 一〇%	段階的関税撤廃(一三年目)
	材料の織物を含む。)	
七三・〇八	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例 五%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	えば、橋、橋桁、水門、塔、格子柱、屋根、屋根	(一三年目)又は基準税率の維
	組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、	持
	手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物	
	を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の	
	板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例 五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	廃(一三年目、一五年目又は二
	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の	〇年目)
	接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	
	以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	

八七・〇八 部分品及び附属品	八四・七九 機械類(固有の	せたものを除く。) ひこれらに類する方法に ム、はく及びストリップ	三九・二〇 プラスチック制	五五・一五合成繊維の短繊	四〇・一一 ゴム製の空気タイヤ	ラックドルキャリヤ-む。)、移動#	八四・二六 デリック、クレ	用の接続子
○五項までの自動車のものに限る。)部分品及び附属品(第八七・○一項から第八七・	>類の他の項に該当するものを除く。)(固有の機能を有するものに限るものと	せたものを除く。) びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補	ク製のその他の板、シート、フィル	合成繊維の短繊維のその他の織物	クイヤ(新品のものに限る。)	ックルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	レーン(ケーブルクレーンを含	む。)用又は光ファイバーケーブル
%	五 %		%	%	% ほとんどは一○%、一部は五		五 %	
五年目)、一部は基準税率の維ほとんどは段階的関税撤廃(一	廃(一三年目又は一五年目)即時関税撤廃又は段階的関税撤		段階的関税撤廃(一五年目)	三年目)、一部は即時関税撤廃(一ほとんどは段階的関税撤廃(一	は段階的関税撤廃(一五年目)ほとんどは即時関税撤廃、一部	廃(一三年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤	

五 五

持

一五六

- (9) マレーシアの関税に係る約束の表
- (ア) 概要及び対象品目

百四十一品目になる。 た後に関税を撤廃するものは千八百九十四品目、その他のもの 品目数では、全九千四百二十五品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは六千五百九十品目、一定の経過期間を経 (関税の引下げ、 基準税率の維持、 関税割当て又は除外)は九

- ては、関税の引下げ、基準税率の維持、関税割当て又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等六千三百九十五品目のうち八百 分類で対応する。 一品目を除くものについて関税を撤廃し、 分野別では、農林水産品三千三十品目のうち百四十品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについ 関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、 基準税率の維持又は除外の各
- (イ) 主要品目ごとの概要

	八七・〇八				八七・〇三	八五・四二	関税品目
○五項までの自動車のものに限る。)	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	項のものを除く。)	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	集積回路	品名
	五%、二五%、三〇%等				一〇%、三〇%、三五%等	0%	基準税率
○年目又は一五年目)、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一		持	(一五年目)又は基準税率の維	即時関税撤廃、段階的関税撤廃	即時関税撤廃	関税撤廃等の内容

			即時関税撤廃
八五 ・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	%	即時関税撤廃
	る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電		
	池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを		
	問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧		
	電結晶素子		
二七・一O	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	ほとんどは〇%、一部は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以		は段階的関税撤廃(一五年目)
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成		
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する		
	ものを除く。)並びに廃油		
七一・〇八	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工し	%	即時関税撤廃
	てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)		
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	%	即時関税撤廃
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	%	即時関税撤廃
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)		
七四・〇四	銅のくず	%	即時関税撤廃
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	110%	基準税率の維持
	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		
	したものを除く。)		

<u> </u>
Ŧ
<u></u>
ハ

五四
七 五
八四 ・ 〇七 ロ ピ
八七・〇六 原動機付きシ
七〇・二〇 その他

四 · · · ·	る。) 〇一項の物品とこの項の物品ゴム、油から製造したファ	五 %	廃(一〇年目)
くず	の再溶解用のインゴット	リーン部	即時関税撤廃
びこれら びこれら	に類する方法により他の材料と組み合わ層で被覆し又は支持物を使用したもの及及びストリップ(多泡性のもの並びに補ック製のその他の板、シート、フィル	%、二五%等	撤廃(一五年目又は二〇年目) は即時関税撤廃又は段階的関税
○ ミリ	メートル以上のものに限る。)	%	即時関税撤廃
印刷回	路	%	即時関税撤廃
以下のものに 接続子及び接 部、プラグ、	2限る。)並びに光ファイバー(束に2続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト、ランプホルダーその他のパチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制パ閉用、保護用又は接続用の機器(例	○% 五% 又は一 五%	廃(一〇年目又は一五年目)

土 八 九 三 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
三九・〇七
九〇・三〇
•
七二・一〇

ーナン〇

		は歴青油の残留物	
即時関税撤廃	%	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又	二七・一三
		が〇・二ミリメートルを超えるものに限る。)	
基準税率の維持	10%	アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さ	七六・〇六
		の他の項に該当するものを除く。)	
		ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	
即時関税撤廃	%	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	八四・七七
		のに限る。)	
即時関税撤廃	%	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のも	七 一 - 〇
		するものを除く。)及び輪郭投影機	
即時関税撤廃	%	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
一五年目)		るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
段階的関税撤廃(一〇年目又は		鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
又は除外		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
は段階的関税撤廃(一五年目)	%又は三〇%	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは〇%、一部は一五	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
廃(一〇年目)		製のものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%又は一〇%	その他の製品(貴金属製又は貴金属を貼った金属	七 一 - 五
		リメートル以上のものに限る。)	
	%	し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	

即時関税撤廃	%	銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五	七四・〇九
		他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	
即時関税撤廃	%	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	九 〇 ・ 一 八
		い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
		その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	%	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
即時関税撤廃	%	自動調整機器	九〇・三二
		リフティングヘッド	
		電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及び	
		ク、クランプその他これらに類する保持具並びに	
		ないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャッ	
即時関税撤廃	%	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化して	八五・〇五
は除外		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
ほとんどは即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五%	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八五 ・ 四 三
		てあるかないかを問わない。)	
年目)又は基準税率の維持		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
(一〇年目、一五年目又は二〇		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、二○%、三○%等	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八 四 ・ 四
即時関税撤廃	%	銅製の管	七四・一一

<u>|</u> | | |

即時関税撤廃又は段階的関税撤	0%又は-0%	スチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇三
基準税率の維持			
(一〇年目又は一五年目)又は		を含む。)であるかないかを問わない。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、二○%又は二五%	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形	八五・〇七
廃(一五年目)		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%又は五%	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	八 五 ・ 二 九
		ନ୍ତ°)	
		加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限	
即時関税撤廃	%	銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、	七一・〇六
		他の項に該当するものを除く。)	
		子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の	
即時関税撤廃	%	機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触	八四・八七
		であるかないかを問わない。)	
		(接着性を有するものに限るものとし、ロール状	
(一五年目)又は関税の引下げ		テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、 五% 又は二○%	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	三 九 ・ 一 九
		除く。)	
		注3に規定する加工の他に更に加工をしたものを	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		状又はシート状のものに限るものとし、この類の	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	%0 ゴム%0	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール	四八・〇五
		ミリメートルを超えるものに限る。)	

<u>| ナンニ</u>

るかないかを問わない。) 並びにレトルトカーボから製造したものに限るものとし、凝結させてあコークス(石炭、亜炭又は泥炭	七三・一八 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	三九・〇九 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレ	三八・一八 元素を電子工業用にドープ処理したもの(円)	七〇・〇六 ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項まで うろう引きをし又はその他の加工をしたものに限 けたものを除く。)	川四・二七 フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い
-カーボ レせてあ) その他	レタン	ドープ た 盤	し 取り し の に 限 ほ で	荷 扱 い
%	五. %	% ほとんどは○%、	%	0% 又は 三 0%	五. %
		一 部 は 一 〇			
即時関税撤廃	段階的関税撤廃(一五年目)	は段階的関税撤廃(一〇年目)ほとんどは即時関税撤廃、一部	即時関税撤廃	持期時関税撤廃又は基準税率の維	廃 (一○年目又は一五年目) 一 」/ []

	<i>ン</i>		
八五・一二	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九	%	即時関税撤廃
	項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ		
	パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用		
	する種類のものに限る。)		
八四・〇九	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	○%、 五%又は三○%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	専ら又は主として使用する部分品		廃(一〇年目)
子〇・[1]11	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、	%	即時関税撤廃
	うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラス		
	ターその他これらに類する調製品(窯業に使用す		
	る種類のものに限る。)及びガラスフリットその		
	他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		
六三・〇九	中古の衣類その他の物品	%	即時関税撤廃
八四・二	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	○%、五%又は二五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	又は気体のろ過機及び清浄機		廃(一〇年目又は一五年目)
八四・八二	玉軸受及びころ軸受	0%	即時関税撤廃
二八・四三	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一で	0%	即時関税撤廃
	あるかないかを問わない。)、コロイド状貴金属		
	及び貴金属のアマルガム		
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	%	即時関税撤廃
	専ら又は主として使用する部分品		

	(む。)及びその他の機器(音声、画像そ	-
即時関税撤廃	%	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	八五・一七
又は関税の引下げ			
は段階的関税撤廃(一五年目)		(例えば、整流器)及びインダクター	
ほとんどは即時関税撤廃	○%又は五%	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八五・〇四
廃(一〇年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	0%又は-0%	アクリル重合体(一次製品に限る。)	三九・〇六
は段階的関税撤廃(一〇年目)		い。)及び液体エレベーター	
ほとんどは即時関税撤廃、	○%、五%、二○%等	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 一 三
		を超えるものに限る。)	
		が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートル	
		合その他これらに類する接合をしたもの。横断面	
基準税率の維持	%	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接	七三・〇五
		項に該当するものを除く。)	
		のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の	
		ン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3	
即時関税撤廃	%	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペ	三九・一一
		ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	
廃(一〇年目)		び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%、二○%、二五%等	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八四・八一

ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは○%、一部は五%	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は	八 五 ・ 一
持			
関税の引下げ又は基準税率の維	五%、二〇%又は二五%	その他のアルミニウム製品	七六・一六
		第三四・○四項のろうを除く。)	
		クフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、	
		ウオッディング、フェルト、不織布、プラスチッ	
		調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、	
		ト及び粉並びにこれらに類する調製品(この項の	
は段階的関税撤廃(一〇年目)		属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペース	
ほとんどは関税の引下げ、一部	八%又は一〇%	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金	三回・〇五
		く。)から成る製品	
(一五年目)又は関税の引下げ		ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、 五%又は二○%	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
皿)			
部は段階的関税撤廃(一五年			
ほとんどは基準税率の維持、一	五%、三〇%又は四〇%	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 〇 ・ 一
		は第八五・二八項の送受信機器を除く。)	
		四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又	
		ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	
		トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	
		線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	

	始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用	又は一〇%	は段階的関税撤廃(一〇年目)
	磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ		
	ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並		
	びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機		
	(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉		
	器		
八四・二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	五%、一〇%、二〇%等	ほとんどは関税の引下げ、
	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ		は段階的関税撤廃(一五年目)
	ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び		
	ロードローラー(自走式のものに限る。)		
二八・〇回	水素、希ガスその他の非金属元素	0%又は五%	即時関税撤廃
三九・一〇	シリコーン(一次製品に限る。)	%	即時関税撤廃

(ウ) 第二・六条(関税率の差異) 3の規定に関する付録

が開始されるまで自国の付録を留保することを規定する(付録)。 マレーシアは、協定の原交渉国であるインドに対し、一部品目について関税率の差異を設けるため、インドによる加入手続

- (1) ミャンマーの関税に係る約束の表
- (ア) 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは五千五百一品目、その他のもの 品目数では、全九千八百二十一品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは二千九百四十九品目、一定の経過期間を 分野別では、農林水産品千九百九品目のうち七百十一品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものにつ (基準税率の維持又は除外)は千三百七十一品目になる。

関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについては、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。 いては、基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等七千九百十二品目のうち六百六十品目を除くものについて

(イ) 主要品目ごとの概要

		七三・011			五四・〇七		八七・〇四				八七・〇三	関税品目
けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付くさび、ソールプレート、レールクリップ、床	のに限る。)並びに枕木、継目板、座鉄、座鉄(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のもレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分			材料の織物を含む。)	合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・○四項の		貨物自動車	項のものを除く。)	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	品名
		%			<u>一</u> 五 %		≡ %				一%、三〇%、四〇%等	基準税率
		段階的関税撤廃(一三年目)	持	五年目)、一部は基準税率の維	ほとんどは段階的関税撤廃(一	二〇年目)	段階的関税撤廃(一五年目又は		目)又は基準税率の維持	関税撤廃(一三年目又は二〇年	ほとんどは除外、一部は段階的	関税撤廃等の内容

一六九

		とし、第五九・○二項のものを除く。)	
は基準税率の維持		せ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るもの	
段階的関税撤廃(一五年目)又	七 • 五 %	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ま	五九・〇三
		ないかを問わない。)及びサイドカー	
		助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
		イドカー付きであるかないかを問わない。)、補	
段階的関税撤廃(二〇年目)	五 %	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八 七 ・ 一
		ロードローラー(自走式のものに限る。)	
		ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
		スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
即時関税撤廃	ほとんどは一%、一部は○%	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	八四・二九
		したものを除く。)	
		に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆	
は段階的関税撤廃(一三年目)		をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	七二・〇八
即時関税撤廃			
三年目又は一五年目)、一部は		○五項までの自動車のものに限る。)	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは五%、一部は一%	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
は段階的関税撤廃(一三年目)		✓°)	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%又は一%	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除	八七・〇一
		又は軌道の線路用のものに限る。)	

八五・二八 モニタ	 五五・一三 合成繊維の 	のに限る。接続箱。住	八五・三五 電気回路	ンモー	九六・〇六 ボタン、	八五・〇四 トランスフ	用のも	八九・〇一客船、	八七・一二 自転車(ナデ・(1)
モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像	ートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。)全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方がፈ維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重	(る。) も、使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの。)	スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッ1路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	ンモールドを含む。)並びにボタンのブランク及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタ	、プレスファスナー、スナップファスナー	(ば、整流器)及びインダクター	用のものに限る。)その他これらに類する船舶(人員又は貨物の輸送	遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけ	このものを除く。)	ンライトファンサー及てその音 今日
一・五%、一〇%又は一五%	 五 %		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		= %	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		一 • 五 %	一 • 五 %	
段階的関税撤廃(一三年目)又	段階的関税撤廃(一五年目)		即時関税撤廃		段階的関税撤廃(一五年目)	三年目)、一部は即時関税撤廃 ほとんどは段階的関税撤廃(一	二〇年目)	段階的関税撤廃(一三年目又は	段階的関税撤廃(一三年目)	

		するものを除く。)及び輪郭投影機	
段階的関税撤廃(一三年目)	一 • 五 %	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
は段階的関税撤廃(一三年目)		びロータリーコンバーター	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及	八五・〇二
		ものを除く。)	
		付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
		の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
		(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	
		く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ	
一五年目)		イバーケーブル(第八五・四四項のものを除	
段階的関税撤廃(一三年目又は	<u>=</u> %	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	九 〇 ・ 〇 一
二〇年目)又は基準税率の維持		自動車	
段階的関税撤廃(一五年目又は		一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	八七・〇二
		ねじったものを含む。)	
		とし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後	
廃(一三年目)		熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るもの	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、	七二・一四
		るかしないかを問わない。)	
		はビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵す	
		ン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しく	
は基準税率の維持		機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョ	
一七二			

段階的関税撤廃(一五年目)又	一 五 %	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重	五 五 · 四
		ものを除く。)並びに廃油	
		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
		上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
三年目)、一部は即時関税撤廃	○ ・ 五 %	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは一・五%、一部は	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	二 七 ・ 〇
目)、一部は即時関税撤廃			
三年目、一五年目又は二〇年	五 %		
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは四%、一部は○・	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 〇 ・ 一
段階的関税撤廃(一三年目)	ほとんどは一%、一部は三%	自動調整機器	九〇・三二
		ク)、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	
一五年目)又は基準税率の維持		長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロッ	
段階的関税撤廃(一三年目又は	-0%、 一五%又は二0%	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに	五六・〇一
準税率の維持		く。)から成る製品	
三年目、二〇年目)、一部は基	又は二〇%	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは五%、一部は一%	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		六○・○四項までのものを除く。)	
一五年目)	%	んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第	
段階的関税撤廃(一三年目又は	ほとんどは一五%、一部は五	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編	六〇・〇五
廃(一三年目)		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四・七九

 量が全く		_	
	量が全重量の八五%未満のもののうち、 混用繊維		は基準税率の維持
の全部	全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方		
メート	トルにつき一七〇グラムを超えるものに限		
నం° స			
六○・○六 その他の	のメリヤス編物及びクロセ編物	ほとんどは一五%、一部は五	段階的関税撤廃(一三年目又は
		%	一五年目)
八四・〇九 第八四	・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	一%、一・五%、五%等	ほとんどは段階的関税撤廃(一
専ら又	専ら又は主として 使用する 部分品		三年目又は一五年目)、一部は
			即時関税撤廃
八五・四六 がい子	(材料を問わない。)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ほとんどは即時関税撤廃、一部
			は段階的関税撤廃(一三年目)
八四・一三 液体ポ	ンプ(計器付きであるかないかを問わな	○%、一%又は五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	及び液体エレベーター		廃(一三年目又は一五年目)
八四・二七フォー	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	段階的関税撤廃(一三年目)
用の機器	の機器を装備したその他の作業トラック		
四八・〇二 筆記用、	、印刷用その他のグラフィック用に供する	<u>=</u> %	段階的関税撤廃(一三年目又は
種類の	種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用		一五年目)
紙及び	紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形		
(正方)	(正方形を含む。)のシート状のものに限るもの		
とし、	大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四		
八・〇	八・○三項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び		

			ペディキュア用の調製品	
			のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
部は除外			製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	
ほとんどは基準税率の維持、		$\frac{-}{0}$ %	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	
			い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
			ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
年目)又は基準税率の維持			するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
(一三年目、一五年目又は二〇			その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	・五%又は一五%	~ ~	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
			く。)その他これらに類する物品	
			並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除	
			法により得たものであるかないかを問わない。)	
			(変性したものであるかないか又は生物工学的方	
廃(一三年目)			の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	一 • 五 %	0%又は	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物	110.01
段階的関税撤廃(一五年目)		一 五 %	合成繊維の短繊維のその他の織物	五. 五. · 五.
段階的関税撤廃(一三年目)		一 ・ 五 %	鋳鉄製の管及び中空の形材	七三・〇三
基準税率の維持			物類(ボルダック)	
三年目又は一五年目)、一部は			接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一五%、二〇%等	七・표%、	細幅織物(第五八・○七項の物品を除く。)及び	五八・〇六
			板紙	

			一七六
八四・二六	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含	<u>~</u> %	即時関税撤廃
	む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ		
	ドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト		
	ラック		
五二・〇八	綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量	四%又は五%	段階的関税撤廃(一三年目又は
	が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの		一五年目)
	に限る。)		
八匹・二	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	○%、一%、五%等	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	又は気体のろ過機及び清浄機		廃(一三年目又は一五年目)
五. 一 · 一	梳毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。)	一 五 %	ほとんどは段階的関税撤廃(一
			五年目)、一部は基準税率の維
			持
八四・四七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティン	%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	グ用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、		廃(一三年目)
	ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機		
	械		
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	~	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制		廃(一三年目)
	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の		
	接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト		

		(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機ル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイ	
一五年目)	五 %	動に使用する種類の電気機器花点火式又は圧縮点火式の内	八 五 一
は基準税率の維持		とし、ししゅうしたものを除く。) び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものに類する物品(反物状又はストリップ状のもの及	
段階的関税撤廃(一五年目)又	 五 %	織用繊維から成るラベル、バッジその他これ	五八・〇七
		交換機を除く。)交換機を除く。)	
三年目)、一部は即時関税撤廃(一ほとんどは段階的関税撤廃(一	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ル、机、キャビネットその他の物品(第九○類の電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八 五 ・ 三 七
は段階的関税撤廃(一三年目)ほとんどは即時関税撤廃、一部	○・五%又は一%	タービンターボジェット、ターボプロペラその他のガス	八 四 ・ 一
		用の接続子したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	

七	
八	

						八四・二二		ゴー・日田	
用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機	金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮包装	ジャー、チューブその他これらに類する容器の口	袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、	封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、	器に使用するものに限る。)、充塡用、封口用、	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容	小売用にしたものであるかないかを問わない。)	縫糸(人造繊維の短繊維のものに限るものとし、	器
					%	ほとんどは一%、一部は一〇		%	
				即時関税撤廃	三年目又は一五年目)、一部は	ほとんどは段階的関税撤廃(一		段階的関税撤廃(一三年目)	

ニュージーランドの関税に係る約束の表

(11)

概要及び対象品目

(7)

る。 経た後に関税を撤廃するものは千九百七十二品目、その他のもの 品目数では、全七千四百七十八品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは四千八百九十四品目、一定の経過期間を (関税の引下げ又は基準税率の維持)は六百十二品目にな

は、 について関税を撤廃し、 主要品目ごとの概要 分野別では、農林水産品千五百品目のうち五十四品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについて 関税の引下げ又は基準税率の維持の各分類で対応する。鉱工業品等五千九百七十八品目のうち五百五十八品目を除くもの 関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ又は基準税率の維持の各分類で対応する。

(1)

部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七	八七・〇八
タービン	
ターボジェット、ターボプロペラその他の	八 四 ・ 一
ロードローラー(自走式のものに限る。)	
ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び	
スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ	
ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし	八四 ・二九
ものを除く。)並びに廃油	
分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇	
石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの	二七 - 一 〇
貨物自動車	八七・〇四
項のものを除く。)	
用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二	
及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送	
乗用自動車その他の自動車(ステーションワ	八七・〇三
品名	関税品目
> = -	の也の自動車(ステ

L
<u> </u>
カ
/ 0

	_
Ī	
'_	
()

			税の引下げ等
八七・〇二	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	五%	関税の引下げ又は基準税率の維
	自動車		持
凹 ()	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	ほとんどは〇%、一部は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		又は一0%	は段階的関税撤廃(一〇年目又
			は一五年目)又は基準税率の維
			持
八四・四三	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	○%又は五%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用		(一〇年目又は一五年目)又は
	するもの)、その他のプリンター、複写機及び		関税の引下げ
	ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな		
	い。)並びにこれらの部分品及び附属品		

- (12) フィリピンの関税に係る約束の表
- (7) 概要及び対象品目
- に関税を撤廃するものは九百七品目、その他のもの については、関税の引下げ又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等七千九百五十二品目のうち五百七十五品目を除くものに いて関税を撤廃し、 分野別では、 品目数では、全九千八百二十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは八千五十八品目、一定の経過期間を経た後 農林水産品千八百六十八品目のうち二百八十品目を除くものについて関税を撤廃し、 関税の撤廃が困難なものについては、 (関税の引下げ、基準税率の維持又は除外)は八百五十五品目になる。 関税の引下げ、 基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。 関税の撤廃が困難なもの
- (1)

 \sim

主要品目ごとの概要

関税品目	品名	基準税率	関税撤廃等の内容
八五・四二	集積回路	○%又は五%	即時関税撤廃
八七・〇二	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	○%、一%、二○%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	自動車		(二〇年目)又は関税の引下げ
八七・〇四	貨物自動車	三%、二0%、三0%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
			(二〇年目)、関税の引下げ等
八七・〇八	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	三%、一〇%、一五%等	ほとんどは関税の引下げ、一部
	○五項までの自動車のものに限る。)		は段階的関税撤廃(二〇年目)
			又は基準税率の維持
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン	一%又は三〇%	ほとんどは関税の引下げ、一部
	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		は段階的関税撤廃(二〇年目)、
	用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二		除外等
	項のものを除く。)		
八五・二三	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	○%、五%、一○%等	即時関税撤廃
	マートカードその他の媒体(記録してあるかない		
	かを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスター		
	を含むものとし、第三七類の物品を除く。)		
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	一%、五%、七%等	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制		廃(一五年目)
	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の		

即時関税撤廃	○%、一%又は五%	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八 五 ・ 三 八
		リフティングヘッド	
		電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及び	
		ク、クランプその他これらに類する保持具並びに	
		ないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャッ	
即時関税撤廃	%	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化して	八 五 ・ 〇 五
		除く。)	
		バー、携帯用ケースその他これらに類する物品を	
		専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カ	
即時関税撤廃	○%又は三%	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に	八四・七三
		ものを除く。)並びに廃油	
		分を成すものに限るものとし、他の項に該当する	
		上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成	
		品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は三%	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	
		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	一%又は三%	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四・七九
		用の接続子	
		したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル	
		以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、○○○ボルト	

	 専ら又は主として使用する部分品		
八五・三四	印刷回路	%	即時関税撤廃
(1):1	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド 一	一%、三%又は一0%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ		(一五年目)又は除外
	リメートル以上のものに限る。)		
八四・二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、	%	即時関税撤廃
	スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカ		
	ベーター、ショベルローダー、突固め用機械及び		
	ロードローラー(自走式のものに限る。)		
八九・〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけ	ほとんどは一%、一部は五%	即時関税撤廃
	その他これらに類する船舶(人員又は貨物の輸送		
	用のものに限る。)		
八匹・匹三	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	○%又は一%	即時関税撤廃
	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用		
	するもの)、その他のプリンター、複写機及び		
	ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな		
	い。)並びにこれらの部分品及び附属品		
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	\bigcirc %	即時関税撤廃
	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		
	したものを除く。)		

即時関税撤廃	<u>=</u> %	液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当す	九〇・一三
	又は一%		
即時関税撤廃	ほとんどは三%、一部は〇%	炭化水素のハロゲン化誘導体	二九・〇三
は段階的関税撤廃		専ら又は主として使用する部分品	
ほとんどは即時関税撤廃、	○%、一%、五%等	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	八五・二九
		ないかを問わない。)	
		んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか	
		から成るものに限るものとし、電気導体を組み込	
		ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー	
		を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光	
		酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子	
は段階的関税撤廃		む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	
ほとんどは即時関税撤廃、	○%、七%、一五%等	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	八五・四四
		く。)から成る製品	
(一五年目)又は関税の引下げ		ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
即時関税撤廃、段階的	一%、三%、一五%等	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		電結晶素子	
		問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	
		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
		る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	С %	ダイオード、トランジスターその他これらに舞す	八 五 ・ 匹 一

並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵八四・一四 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	の電離放射線の測定用又は検出用の機器ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙	○・二八項の計器を除く。)及びアルファ線	他の電気的量の測定用又は検査用の機器	九〇・三〇オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	するものを除く。)及び輪郭投影機	九〇・三一 測定用又は検査用の機器 (この類の他	(自在継手を含む。)	リーブロックを含む。)、クラッチ	ローラースクリュー、弾み車、プーリー	り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュ	ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、	ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	八四・八三 ギヤボックスその他の変速機 (トル)	ン及びセミディーゼルエンジン)	八四・〇八 ピストン式圧縮点火内燃機関(ディー	の項に該当するものを除く。)	ドを除く。)及びその他の光学機器(_
(ファンを自蔵 一%、五%、七%等	機器	ルファ線、	磁器(第九 ──%、一○%等	ほとんどは一%、		の項に該当 〇%、一%又は三%		クラッチ及び軸継手	<u>,</u> 一 (プ ー	クリュー、	軸受箱、滑	ト及びクラ	クコンバー - %		ゼルエンジー%、三%又は一〇%		(この類の他	
は段階的関税撤廃(一五年目)ほとんどは即時関税撤廃、一部				部は〇即時関税撤廃		即時関税撤廃						は段階的関税撤廃(一五年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部		即時関税撤廃			

 八五・四七 金属製の 子を除く。 	八四・二六 デリッ ク アック	 八五・○三 アム・○三 第八五 ブム又 ブム又 	三九・〇七 三九・〇七 ポリアセ であるか に限る。
金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限学を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑製のものに限るものとし、第八五・四六項のがいら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料に、総務者の電気絶縁の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ	ク)、移動式リフティングフレーム、ストラッツク、クレーン(ケーブルクレーンを含	又は主として使用する部分品 アは主として使用する部分品 フは主として使用する部分品の製造機械(この類ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	に限る。) に限る。) に限る。)
% ほとんどは七 %、 一部は一○	%	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	三%、 五%、 一 〇%等
即時関税撤廃	即時関税撤廃	即時関税撤廃	即時関税撤廃

	る。)		
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	一%、七%、一五%等	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補		廃(一五年目)
	強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及		
	びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ		
	せたものを除く。)		
七四・〇八	銅の線	一%、三%又は五%	即時関税撤廃
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	一五%	段階的関税撤廃(一五年目)
	テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品		
	(接着性を有するものに限るものとし、ロール状		
	であるかないかを問わない。)		
八七・〇一	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除	一%、三%又は五%	即時関税撤廃
	$\langle \circ \rangle$		
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	%	即時関税撤廃
	及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ		
	ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ		
	ト用のものを除く。)		
八五・一七	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	ほとんどは〇%、一部は一%	即時関税撤廃
	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その	又は一五%	
	他のデータを送受信するものに限るものとし、有		
	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ		

七二・〇七	1.	224	-444-	三八・二四	14	九 〇 ・ 一 八		八・〇三			八五・〇四	八五・三二	#	八四・〇九	+		14		ħ	1
鉄又は非合金鋼の半製品	とし、他の項に該当するものを除く。)	学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	業(類似の工業を含む。)において生産される化	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	品のものに限る。)	部分品(第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物		(例えば、整流器)及びインダクター	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	専ら又は主として使用する部分品	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	木材	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層	は第八五・二八項の送受信機器を除く。)	四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又	ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八	トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー
ほとんどは三%、一部は〇%				ほとんどは三%、一部は一%		%又は三%		=%			一%、一○%、一五%等	%		ほとんどは一%、一部は三%		一 五 %				
ほとんどは即時関税撤廃、一部				即時関税撤廃		即時関税撤廃		即時関税撤廃	又は関税の引下げ	は段階的関税撤廃(一五年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部	即時関税撤廃	廃(一五年目)	即時関税撤廃又は段階的関税撤		即時関税撤廃				

		刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチック一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印	
即時関税撤廃	一%又は三%	銅のはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・	七四・一〇
		○五項までの自動車用のものに限る。)	
関税の引下げ	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	原動機付きシャシ(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇六
		又は気体のろ過機及び清浄機	
即時関税撤廃	一%、三%、七%等	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八四・二一
		注9Cの機器並びに部分品及び附属品	
		製造に専ら又は主として使用する機器、この類の	
		ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	
即時関税撤廃	○%、一%、三%等	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	八四・八六
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	ほとんどは三%、一部は一%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	
廃(一五年目)		び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
即時関税撤廃又は段階的	一%、三%、五%等	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八 四 ・ 八 一
		これらに類する製品	
		コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他	
五年目)、一部は即時関税撤廃		リュー、スクリューフック、リベット、コッター、	
ほとんどは段階的関税撤	%	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	七三・一八
は段階的関税撤廃			

即時関税撤廃	一%又は三%	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	九 〇 ・ 〇 一
即時関税撤廃	%	玉軸受及びころ軸受	八四 ・八二
		ミリメートルを超えるものに限る。)	
即時関税撤廃	一%又は三%	銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五	七四・〇九
又は関税の引下げ			
は段階的関税撤廃		製のものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤廃	三%、五%、七%等	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	四〇・一六
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃	一%又は三%	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
は段階的関税撤廃	%、 一五%等	い。)及び液体エレベーター	
ほとんどは即時関税撤	ほとんどは一%、一部は七	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 三
		当するものを除く。)	
		製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該	
即時関税撤廃	一%、五%又は一〇%	石その他の鉱物性材料の製品(炭素繊維及びその	六八・一五
		るかないかを問わない。)	
		その他これらに類する補強材により裏張りしてあ	

即時関税撤廃	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	1 フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	八四・二七
		他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	
		る種類のものに限る。)及びガラスフリットその	
		ターその他これらに類する調製品(窯業に使用す	
		うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラス	
即時関税撤廃	一%又は三%	1 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、	三二 • 0七
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ	
		学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・	
		変化による方法により材料を処理する機器(理化	
		蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	
即時関税撤廃	ほとんどは一%、一部は三%	2 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	八四 ・ 一九
		タービン	
即時関税撤廃		ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	八 四 ・ 一
		びロータリーコンバーター	
即時関税撤廃	ほとんどは一%、一部は三%	一発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及	八五・〇二
		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	○%、一%又は三%	一 電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八五・四三
		ないかを問わない。)及びサイドカー	

八四・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に	ほとんどは一%、一部は五%	即時関税撤廃
	専ら又は主として使用する部分品		
二王・丁二	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラ	三%又は五%	即時関税撤廃又は除外
	グセメント、スーパーサルフェートセメントその		
	他これらに類する水硬性セメント(着色してある		
	かないか又はクリンカー状であるかないかを問わ		
	ない。)		
$\Box \odot \cdot \odot$	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四	○%、一%又は三%	即時関税撤廃
	○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一		
	次製品、板、シート又はストリップの形状のもの		
	に限る。)		
三九・〇六	アクリル重合体(一次製品に限る。)	三%又は七%	即時関税撤廃
八五・四八	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池	三%、五%又は一〇%	即時関税撤廃
	及び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の		
	他の項に該当するものを除く。)		

(ウ) 第二・六条(関税率の差異)3の規定に関する付録

七四・〇三

精製銅又は銅合金の塊

% 又 は 三%

即時関税撤廃

規定に従って追加的な要件 上を付加した締約国であるとの要件)を課する(付録)。 フィリピンは、ゴム製品、 (原産品の輸出締約国が、当該原産品の生産において当該原産品の価格の総額の二十パーセント以 機械類、 野菜、接着剤及び貨幣等のうちの一部品目(計四十一品目)について、第二・六条3の

一 九 四

(13) シンガポールの関税に係る約束の表

全ての品目について、協定の発効時に関税を撤廃する。

タイの関税に係る約束の表

(ア) 概要及び対象品目

る。 た後に関税を撤廃するものは二千百二十品目、 品目数では、全九千五百五十八品目のうち、 その他のもの 協定の発効時に関税を撤廃するものは六千三百四十品目、一定の経過期間を経 (関税の引下げ、 基準税率の維持又は除外) は千九十八品目にな

品目を除くものについて関税を撤廃し、 類で対応する。 のについては、 分野別では、 関税の引下げ、 農林水産品千七百四十四品目のうち三百六十一品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なも 基準税率の維持又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等七千八百十四品目のうち七百三十七 関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、 基準税率の維持又は除外の各分

主要品目ごとの概要

(1)

関税品目	品名	基準税率	関税撤廃等の内容
八七・〇八	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	ほとんどは三〇%、一部は一	関税の引下げ、基準税率の維持
	○五項までの自動車のものに限る。)	\bigcirc %	又は除外
八五・四二	集積回路	%	即時関税撤廃
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	(法)	ほとんどは基準税率の維持、一
	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの		部は段階的関税撤廃(二〇年
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		目)
	したものを除く。)		

一 九 五

			一九六
八四・〇九	第八四・○七項又は第八四・○八項のエンジンに	%	ほとんどは除外、一部は段階的
	専ら又は主として使用する部分品		関税撤廃(一〇年目)、基準税
			率の維持等
八五・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	%	即時関税撤廃
	る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電		
	池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを		
	問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧		
	電結晶素子		
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	ほとんどは五%、一部は〇%	即時関税撤廃
	○ミリメートル以上のものに限る。)		
九〇・三二	自動調整機器	%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
			は基準税率の維持
八 四 ・ 一 四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	ほとんどは一〇%、一部は三	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	%、二○%等	(一〇年目、一五年目又は二〇
	するものに限るものとし、フィルターを取り付け		年目)又は関税の引下げ
	てあるかないかを問わない。)		
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	○%、一%又は五%	即時関税撤廃
	し、この類の他の項に該当するものを除く。)		
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	ほとんどは一〇%、一部は〇	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制	%又は五%	は段階的関税撤廃(一〇年目又
	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の		は一五年目)又は関税の引下げ

段階的関税撤廃(一五年目又は	五.%	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延	七二・〇九
		及び貴金属のアマルガム	
		あるかないかを問わない。)、コロイド状貴金属	
即時関税撤廃	%	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一で	二八・四三
		これらに類する製品	
基準税率の維持		コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他	
五年目又は二〇年目)、一部は		リュー、スクリューフック、リベット、コッター、	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	七三・一八
は段階的関税撤廃(一〇年目)			
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは〇%、一部は一%	精製銅又は銅合金の塊	七四・〇三
		(自在継手を含む。)	
		リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手	
		ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー	
		り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、	
		ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑	
(一〇年目) 、除外等		ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	一%、五%又は一〇%	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	八 四 ・ 八 三
		用の接続子	
		したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル	
		以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に	
		接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト	

午月		輪郭投影機	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%又は三%	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
		い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	
	%	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は一〇	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	八四・四三
除外			
(一〇年目又は一五年目)又は		い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	一%、三%、一○%等	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 三
		ンクその他これらに類する物品用のものに限る。)	
		び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タ	
即時関税撤廃	○%、三%、一○%等	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及	八四・八一
持			
即時関税撤廃又は基準税率の維		リメートル以上のものに限る。)	
五年目又は二〇年目)、一部は		し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは五%、一部は〇%	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	11-1-C
即時関税撤廃	ほとんどは一%、一部は〇%	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
		覆したものを除く。)	
		のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被	
二〇年目)		をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のも	
一九八			

(金属インゴッ 五%
- _ク ー の 発 電 機 並
- <u>,</u>
内燃機関の点火又は 一〇%
の 機器 に 一 〇%
0
ト又はストリップの形状のもの
物品との混合物(一
ス及び第四 ほとんどは
第八七・〇二
主として人員の輸送
ンワゴン

__

_			
	ト用のものを除く		
八五 · 七	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	ほとんどは〇%、一部は一%	即時関税撤廃
	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その		
	他のデータを送受信するものに限るものとし、有		
	線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ		
	トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー		
	ク(WAN))用の通信機器を含む。)(第八		
	四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又		
	は第八五・二八項の送受信機器を除く。)		
八七・〇二	一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の	四○%	ほとんどは除外、一部は段階的
	自動車		関税撤廃(一五年目)又は基準
			税率の維持
三 八 ・ 五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(他の項に	五 %	即時関税撤廃
	該当するものを除く。)		
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五	○%又は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	ミリメートルを超えるものに限る。)		は段階的関税撤廃(二〇年目)
七二・二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の	一%又は五%	即時関税撤廃
	形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		
九 〇・〇 一	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファ	○%、五%又は一○%	即時関税撤廃
	イバーケーブル(第八五・四四項のものを除		
	く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ		

ほとんどは即時関税撤廃、一	ほとんどは五%、一部は〇%	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
		除く。)	
		バー、携帯用ケースその他これらに類する物品を	
		専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カ	
即時関税撤廃	○%又は一○%	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に	八四・七三
		てないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工し	七一・〇八
即時関税撤廃	%	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	八五・三二
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃	%	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
税撤廃又は基準税率の維持		ロータリーエンジンに限る。)	
ほとんどは除外、一部は即時関	%	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
		ものを除く。)	
		付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
		の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
		(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	

			11011
	業(類似の工業を含む。)において生産される化		は段階的関税撤廃(一〇年目)
	学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの		
	とし、他の項に該当するものを除く。)		
二七·一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製	○%、一○%又は一リットル	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以に	につき〇・〇一バーツ	は段階的関税撤廃(一〇年目)
	上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成		
	分を成すものに限るものとし、他の項に該当する		
	ものを除く。)並びに廃油		
八五・三四	印刷回路	0%	即時関税撤廃
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、	五 %	段階的関税撤廃(一〇年目又は
	熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るもの		一五年目)
	とし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後		
	ねじったものを含む。)		
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に	%	即時関税撤廃
	専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工		
	作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッ		
	ド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を		
	含む。)並びに手持工具用ツールホルダー		
八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	○%、三%又は五%	即時関税撤廃
	ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類		
	の他の項に該当するものを除く。)		
	-		

○%、 - %又は - ○%
五%又は三〇%
%
(
%
ほとんどは一〇%、
ほとんどは五%、
ほとんどは五%、
$\overline{\bigcirc}$ %

			110回
			税の引下げ等
八 四 ・ 一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガス	%	即時関税撤廃
	タービン		
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	田%	段階的関税撤廃(一〇年目)
	ム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補		
	強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及		
	びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ		
	せたものを除く。)		
八匹・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に	ほとんどは五%、一部は一%	即時関税撤廃
	専ら又は主として 使用する部分品	又は一0%	
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	ほとんどは一〇%、一部は〇	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	%	○年目)、一部は即時関税撤廃
	く。) から成る製品		
八五 ・ 四四	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	ほとんどは一〇%、一部は〇	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は	%	(一五年目)又は基準税率の維
	酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子		持
	を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光		
	ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバー		
	から成るものに限るものとし、電気導体を組み込		
	んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか		
	ないかを問わない。)		

は段階的関税撤廃(一〇年目又		蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷封その他の温度	
	୍ ୧ ୧ ୧ ୧ ୧		ノ 四 ・ ナ
-	- /0`	周臣、だくて臣、などで、皆でて、後にす、	_
関税の引下げ			
(一五年目又は二〇年目)又は	%	専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは一〇%、一部は一	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	八 五 ・ 二 九
廃(一五年目)		ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%又は五%	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇	七二・一九
は二〇年目)			
は段階的関税撤廃(一〇年目又		又は気体のろ過機及び清浄機	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	一%、五%又は一〇%	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八四・二一
		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	○%、一%又は一○%	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八五・四三
又は除外			
即時関税撤廃、基準税率の維持	五%又は二〇%	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除	八七・〇一
		する種類のものに限る。)	
		パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用	
		項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ	
即時関税撤廃	10%	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九	八 五 ・ 二
		則に巻いたものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	七二・二七

〇 五

				二 〇 六
	学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・			
	一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ			
	るかないかを問わないものとし、家庭用のものを			
	除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電			
	気式のものを除く。)			
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	ほとんどは五%、一部は○%		ほとんどは段階的関税撤廃(一
	則に巻いたものに限る。)			○年目、一五年目又は二○年
				目)、一部は即時関税撤廃又は
			++	基準税率の維持
三 九 ・ 九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、	五%	C 11	段階的関税撤廃(一〇年目)
	テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品			
	(接着性を有するものに限るものとし、ロール状			
	であるかないかを問わない。)			
七三・二六	その他の鉄鋼製品	ほとんどは一〇%、一部	部は二	段階的関税撤廃(一〇年目又は
		%		一五年目)
四〇・一六	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	ほとんどは一〇%、一部	部は〇	即時関税撤廃
	製のものに限る。)	%又は三〇%		
	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治	ほとんどは一〇%、一部	部は〇	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経	%		五年目又は二〇年目)、一部は
	皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用			即時関税撤廃
	の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、			

<u> </u>
$\overline{\bigcirc}$
七

即時関税撤廃	%	フェノール及びフェノールアルコール	二九・〇七
即時関税撤廃			
五年目又は二〇年目)、一部は			
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは五%、一部は一%	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	七二・二二
		付け用電気機器	
		かを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹	
		のとし、切断に使用することができるかできない	
		気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るも	
		他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁	
		気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は一%	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電	八 五 ・ 五 五
		交換機を除く。)	
		る。)及び数値制御用の機器(第八五・一七項の	
		第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限	
		機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は	
部は除外	%	ル、机、キャビネットその他の物品(第九〇類の	
ほとんどは基準税率の維持、一	ほとんどは一〇%、一部は一	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソー	八五 ・三七
		又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	- %又は- 0%	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら	八五・〇三
		六項の物品を除く。)	
		第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇	

ほとんどは五%、一部は一% 即時関税撤廃
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○%又は五%
%
%

		用の機器を装備したその他の作業トラック	
即時関税撤廃	三%又は五%	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	八四・二七
		張りしてあるかないかを問わない。)	
		ラスチックその他これらに類する補強材により裏	
		のとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プ	
		く。)が〇・二ミリメートル以下のものに限るも	
段階的関税撤廃(一〇年目)	五 %	アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除	七六・〇七
		を除く。)	
		礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品	
		重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基	
		する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全	
		皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用	
		ととしたものを含む。)及び紡織用繊維、革、毛	
		の離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をも	
即時関税撤廃	五 %	調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナット	
		物の加工用のものに限る。)	
		る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化	
		(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限	
		剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン	
		トレートニングマシン、フラットニングマシン、	
		ンディングマシン、フォールディングマシン、ス	

は段階的関税撤廃(一〇年目)ほとんどは即時関税撤廃、一部	一%、一0%又は三0%	温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに	八 四 ・ 五
		の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
		ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他	
		○・二八項の計器を除く。)及びアルファ線、	
		他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は三%	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	九〇・三〇
		るかないかを問わない。)	
		その他これらに類する補強材により裏張りしてあ	
		刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチック	
		一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五%	銅のはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・	七四 ・ 一 〇
		他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	
即時関税撤廃	ほとんどは一%、一部は五%	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	九 〇 ・ 一 八
即時関税撤廃	五 %	ポリアミド(一次製品に限る。)	三九・〇八
		限る。)	
		品(サーメットのもので、取り付けてないものに	
即時関税撤廃	%	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物	八二・〇九
		項のものを除く。)及びその部分品	
		あるかないかを問わないものとし、第九四・〇二	
即時関税撤廃	-0%又は二0%	腰掛け(寝台として兼用することができるもので	九四・〇一
1110			

		ペディキュア用の調製品	
		のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
		製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	
段階的関税撤廃(一〇年目)		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	
目)、一部は基準税率の維持		の他これらに類する接合をしたもの)	
〇年目、一五年目又は二〇年		オープンシームのもの及び溶接、リベット接合そ	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一%又は五%	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、	七三・〇六
廃(一五年目)		ミリメートル未満のものに限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%又は五%	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇	七二・二〇
税撤廃又は基準税率の維持	%又は三〇%	一三項までの車両のものに限る。)	
ほとんどは除外、一部は即時関	ほとんどは一〇%、一部は〇	部分品及び附属品(第八七・一一項から第八七・	八七・一四
		ないかを問わない。)及びサイドカー	
		助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか	
		イドカー付きであるかないかを問わない。)、補	
除外		モーターサイクル(モペットを含むものとし、サ	八 七 ・ 一
		を含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)	
即時関税撤廃	%	電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーター	八五・三三
		のに限る。)	
即時関税撤廃	%	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のも	セー・一〇
		きないものを含む。)	
又は関税の引下げ		るものとし、湿度のみを単独で調節することがで	

廃(一〇年目)		品に限る。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五 %	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製	三九・〇二
		注9Cの機器並びに部分品及び附属品	
		製造に専ら又は主として使用する機器、この類の	
		ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は一%	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	八四・八六
廃(一〇年目)		るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	○%、一%又は五%	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
○年目)、一部は即時関税撤廃			
ほとんどは段階的関税撤廃(一	五%	三九・〇三  スチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇三

(ウ) 第二・六条(関税率の差異) 3の規定に関する付録

額の二十パーセント以上を付加した締約国であるとの要件)  $\langle v \rangle$ て、第二・六条3の規定に従って追加的な要件 タイは、 鉄鋼、 機械類、 電気機器、 野菜又は果実等の調製品並びにゴム製タイヤ等のうちの一 (原産品の輸出締約国が、 を課する(付録)。 当該原産品の生産において当該原産品の価格の総 部品 目 (計九十八品目) につ

- (15) ベトナムの関税に係る約束の表
- (ア) 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは二千四十二品目、 百八十七品目になる。 品目数では、全九千四百七十一品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは六千二百四十二品目、 その他のもの (関税の引下げ、 基準税率の維持、 関税割当て又は除外) _ 定の経過期間を は千

分野別では、農林水産品千七百四十四品目のうち二百五十八品目を除くものについて関税を撤廃し、 関税の撤廃が困難なも

うち九百二十九品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、基準税率の維 持、関税割当て又は除外の各分類で対応する。 のについては、関税の引下げ、基準税率の維持、関税割当て又は除外の各分類で対応する。鉱工業品等七千七百二十七品目の

(イ) 主要品目ごとの概要

関税品目	品名	基準税率	関税撤廃等の内容
八五・四二	集積回路	%	即時関税撤廃
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	○%又は三%	即時関税撤廃
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例	○%、一五%、二五%等	ほとんどは段階的関税撤廃
	えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制		一年目又は一六年目)、
	器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の		即時関税撤廃
	接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト		
	以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束に		
	したものを含む。)用又は光ファイバーケーブル		
	用の接続子		
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延	%	即時関税撤廃
	をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のもの		
	に限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆		
	したものを除く。)		
八四・四三	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	ほとんどは〇%、一部は二	即時関税撤廃
	その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用	%、五%等	

即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は五%	イバーケーブル(第八五・四四項のものを除光ファイバー(東にしたものを含む。)、光ファ	九 〇 ・ 〇
		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃	五%、一二%、一五%等	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に	八 五 ・ 三 八
		除く。)	
		バー、携帯用ケースその他これらに類する物品を	
		専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カ	
即時関税撤廃	%	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に	八四・七三
関税の引下げ			
(一一年目又は一六年目)又は		材料の織物を含む。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	%	合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・○四項の	五四・〇七
		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は二%	機械類(固有の機能を有するものに限るものと	八四 ・ 七九
外等			
一六年目)、関税の引下げ、除		○五項までの自動車のものに限る。)	
段階的関税撤廃(一一年目又は	一〇%、一五%、二〇%等	部分品及び附属品(第八七・〇一項から第八七・	八七・〇八
		し、この類の他の項に該当するものを除く。)	
即時関税撤廃	%	電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	八五 ・四三
		い。)並びにこれらの部分品及び附属品	
		ファクシミリ(結合してあるかないかを問わな	
		するもの)、その他のプリンター、複写機及び	

即時関税撤廃又は関税の引下げ		く。)から成る製品	
一年目又は一六年目)、一部は		ら第三九・一四項までの材料(プラスチックを除	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	六%、一五%、二〇%等	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項か	三九・二六
		電結晶素子	
		問わない。)を含む。)、発光ダイオード及び圧	
		池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを	
		る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電	
即時関税撤廃	%	ダイオード、トランジスターその他これらに類す	八 五 ・ 四 一
		は第八五・二八項の送受信機器を除く。)	
		四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又	
		ク(WAN))用の通信機器を含む。 )(第八	
		トワーク(LAN)又はワイドエリアネットワー	
		線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネッ	
		他のデータを送受信するものに限るものとし、有	
は段階的関税撤廃(一六年目)	、一〇%等	話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その%、	
ほとんどは即時関税撤廃、	ほとんどは〇%、一部は五	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電	八 五 ・ 一 七
		ものを除く。)	
		付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製の	
		の他の光学用品(材料を問わないものとし、取り	
		(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡そ	
		く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ	

八七・〇四 貨物自動車	車	○%、五○%、五九%等	ほとんどは除外、一部は即時関
			税撤廃又は段階的関税撤廃(一
			一年目)
八四・二九 ブルドー	ザー、アングルドーザー、地ならし機、	ほとんどは○%、一部は五%	即時関税撤廃
スクレーパー、	-パー、メカニカルショベル、エキスカ		
ベーター	ーター、ショベルローダー、突固め用機械及び		
ロードロ	ーラー(自走式のものに限る。)		
九〇・一八 医療用又	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その	%	即時関税撤廃
他の医療	の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)		
八七・〇三 乗用自動車その	車その他の自動車(ステーションワゴン	一五%、二〇%又は七〇%	ほとんどは除外、一部は段階的
及びレー	及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送		関税撤廃(一一年目)又は関税
用に設計	用に設計したものに限るものとし、第八七・○二		の引下げ
項のものを除く。	を除く。)		
八五・四四 電気絶縁	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含	○%、一○%、一五%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
む。)その他	の他の電気導体(エナメルを塗布し又は		(一一年目又は一六年目)、関
酸化被膜	酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子		税の引下げ等
を取り付	を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光		
ファイバ	ーケーブル(個々に被覆したファイバー		
から成る	から成るものに限るものとし、電気導体を組み込		
んである	んであるかないか又は接続子を取り付けてあるか		
ないかを	かを問わない。)		

即時関税撤廃、段階的関税撤廃	0%又は七%	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延	七二・〇九
持			
は一六年目)又は基準税率の維			
は段階的関税撤廃(一一年目又		体(一次製品に限る。)	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%、三%、五%等	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合	三九・〇四
		○ミリメートル以上のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二五
		とし、他の項に該当するものを除く。)	
		学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むもの	
は段階的関税撤廃(一六年目)	%、六%等	業(類似の工業を含む。)において生産される化	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは○%、一部は五	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工	三八・二四
廃(一一年目)		項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	一〇%、一五%、二〇%等	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四	0110 • 011
		の他の項に該当するものを除く。)	
		ラスチックを材料とする物品の製造機械(この類	
即時関税撤廃	%	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプ	八四・七七
		するものを除く。)及び輪郭投影機	
即時関税撤廃	0%	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当	九〇・三一
		リメートル以上のものに限る。)	
(一一年目) 、除外等		し、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミ	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、五%、一○%等	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッド	七二・一〇

一 七

			二八
	をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のも		(一一年目)又は除外
	のに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被		
	覆したものを除く。)		
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	)%	即時関税撤廃
<b>三</b> 〇・〇1	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四	ほとんどは〇%、一部は三%	即時関税撤廃
	○・○一項の物品とこの項の物品との混合物(一		
	次製品、板、シート又はストリップの形状のもの		
	に限る。)		
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ	<i>∽</i> %	即時関税撤廃
	細な部分(例えば、ねじを切ったソケット)を専		
	ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料		
	製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい		
	子を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑		
	金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限		
	ୟ° )		
五九・〇三	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ま)	<u>-</u> %	即時関税撤廃又は段階的関税撤
	せ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るもの		廃(一一年目)
	とし、第五九・○二項のものを除く。)		
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ	○%、三%又は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリ		は段階的関税撤廃(一六年目)
	アリルエステルその他のポリエステル(一次製品		

一九・〇一麦芽エキス並びに穀粉、	ものに限る。) 及びマルイ	トラクション	八四・五七 金属加工用のマシニングセンター、	八五・三四 印刷回路	七四・〇三 精製銅又は銅合金の塊	せたものを除く。)	びこれらに類する方法により他の材料と組み合わ	強し、薄層で被覆し又は	ム、はく及びストリップ	三九・二〇 プラスチック製のその他	であるかないかを問わない。	(接着性を有するものに限るものとし、	テープ、ストリップその他の	三九・一九 プラスチック製の板、シー	ンクその他これらに類する物品用のものに限る。	び温度制御式弁を含むものとし、	八四・八一 コック、弁その他これらに	に限る。)
でん汾又は麦芽エキスの調製食斗品(ココアを含麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、	及ひマルチステーショントランス		ユニットコン				より他の材料と組み合わ	薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及	(多泡性のもの並びに補	の板、シート、フィル		限るものとし、ロール状	他のへん平な形状の物品	ート、フィルム、はく、	>物品用のものに限る。)	のとし、管、かん胴、タ	他これらに類する物品(減圧弁及	
一〇%、一八%、二〇%等			<b>%</b>	%	%				又は五%	ほとんどは六%、一部は三%				一二%又は一五%			三%、五%、一〇%等	
ー ミョン、 一 『よりん) — 「 デ ほとんどは段階的関税撤廃 ( 一			即時関税撤廃	即時関税撤廃	即時関税撤廃			又は関税の引下げ	は段階的関税撤廃(一一年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部			(一一年目)又は関税の引下げ	即時関税撤廃、段階的関税撤廃		は段階的関税撤廃(一一年目)	ほとんどは即時関税撤廃、一部	

は段階的関税撤廃(一一年目)	%		
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは〇%、一部は二〇	自動調整機器	九〇・三二
		品のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	部分品(第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物	八・〇三
一年目)、一部は即時関税撤廃			
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一〇%、一五%、二〇%等	その他の鉄鋼製品	七三・二六
		用の機器を装備したその他の作業トラック	
即時関税撤廃	%	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い	八四・二七
即時関税撤廃	%	古紙	回七・〇七
		ト用のものを除く。)	
		ム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴッ	
		及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴ	
即時関税撤廃	○%、二%、三%等	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン	八四・八〇
		ものとし、他の項に該当するものを除く。)	
		ココアの含有量が全重量の五%未満のものに限る	
		にあっては完全に脱脂したココアとして計算した	
		までの物品の調製食料品(ココアを含有するもの	
		除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項	
		のものに限るものとし、他の項に該当するものを	
		て計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満	
		有するものにあっては完全に脱脂したココアとし	
01111			

即時関税撤廃	%	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一で	二八・四三
準税率の維持等			
(一一年目又は一六年目)、基		(例えば、整流器)及びインダクター	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、五%、一○%等	トランスフォーマー、スタティックコンバーター	八五・〇四
即時関税撤廃	ほとんどは三%、一部は〇%	玉軸受及びころ軸受	八四・八二
税の引下げ等			
(一一年目又は一六年目)、関		製のものに限る。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	三%、五%、二〇%等	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	四〇・一六
		孔用の工具を含む。)	
		用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん	
		又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き	
		け、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削	
		ス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あ	
		用又は加工機械用の互換性工具(例えば、プレ	
即時関税撤廃	%	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)	八二・〇七
		除く。)	
		注3に規定する加工の他に更に加工をしたものを	
六年目)、一部は関税の引下げ	%又は二〇%	状又はシート状のものに限るものとし、この類の	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	ほとんどは一〇%、一部は五	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール	四八・〇五
廃(一一年目又は一六年目)			
即時関税撤廃又は段階的関税撤	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	六〇・〇六

	あるかないかを問わない。)、コロイド状貴金属		
	及び貴金属のアマルガム		
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	一五%又は二〇%	段階的関税撤廃(一一年目)又
			は基準税率の維持
八五・二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に	○%、三%、一○%等	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	専ら又は主として使用する部分品		は段階的関税撤廃(一一年目又
			は一六年目)
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプ	五%、一二%、一五%等	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	ラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに		は段階的関税撤廃(一一年目)
	類する物品		
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィル	ほとんどは六%、一部は○%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	ム、はく及びストリップ		は段階的関税撤廃(一一年目)
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製	ほとんどは〇%、一部は一%	即時関税撤廃
	品に限る。)		
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバー	○%、一○%、二○%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	ターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ		(一一年目又は一六年目)、関
	ンクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑		税の引下げ等
	り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、		
	ローラースクリュー、弾み車、プーリー(プー		
	リーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手		
	(自在継手を含む。)		

<u> </u>
<b>^</b>
<u> </u>
<u> </u>
<u> </u>

即時関税撤廃	%	編機、ステッチボンディングマシン、タフティン	八四・四七
又は関税の引下げ			
一年目)、一部は即時関税撤廃			
ほとんどは段階的関税撤廃(一	一五%、一八%、二〇%等	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	ニー・〇六
即時関税撤廃		六○・○四項までのものを除く。)	
一年目又は一六年目)、一部は		んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	%	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編	六〇・〇五
は段階的関税撤廃(一一年目)		又は気体のろ過機及び清浄機	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%、五%、一○%等	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体	八 四 ・ 二
		る物品(材料を問わない。)	
は段階的関税撤廃(一一年目)		用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類す	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	五%、一五%又は二〇%	生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児	九六・一九
		のに限る。)	
		び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のも	
		の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及	
		の他これらに類する調製品を除く。)及び写真用	
即時関税撤廃		写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤そ	三七・〇七
		ペディキュア用の調製品	
		のとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又は	
		製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むも	
段階的関税撤廃(一一年目)	- 0%、二0%又は二三%	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調	

基準税率の維持等		則に巻いたものに限る。)	
即時関税撤廃、関税の引下げ、	三%、一五%、二〇%等	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規	七二・一三
即時関税撤廃	-0%	プラスチックのくず	三九・一五
即時関税撤廃	%	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇一
		いものとし、その他の加工をしたものを除く。)	
又は除外		射層又は無反射層を有するか有しないかを問わな	
即時関税撤廃、基準税率の維持	五%、三〇%又は三五%	フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反	七〇・〇五
		形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の	七二・二八
		切削用のものに限る。)	
即時関税撤廃	二%又は一五%	旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属	八四・五八
		ラック	
		ドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業ト	
		む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッ	
即時関税撤廃	ほとんどは○%、一部は五%	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含	八四・二六
		項のものを除く。)及びその部分品	
(一一年目)又は関税の引下げ		あるかないかを問わないものとし、第九四・〇二	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、二○%又は二五%	腰掛け(寝台として兼用することができるもので	九四・〇一
		械	
		ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機	
		グ用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、	

八 四 ・ 五 四	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金	ほとんどは〇%、一部は五%	即時関税撤廃
	又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。)		
八 五 · 二	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九	一五%、二〇%又は二五%	即時関税撤廃、関税の引下げ又
	項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ		は基準税率の維持
	パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用		
	する種類のものに限る。)		
五四 ・ 〇二	合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の	ほとんどは〇%、一部は三%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
	単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用に		は段階的関税撤廃(一六年目)
	したものを除く。)		
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五	ほとんどは〇%、一部は三%	即時関税撤廃
	ミリメートルを超えるものに限る。)		
二九・三〇	有機硫黄化合物	%	即時関税撤廃
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継	一〇%、一五%又は一七%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	手(プラスチック製のものに限る。例えば、ジョ		(一一年目)又は関税の引下げ
	イント、エルボー及びフランジ)		
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジ	一〇%、二〇%、二五%等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	ン及びセミディーゼルエンジン)		(一一年目又は一六年目)、基
			準税率の維持等
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスク	ほとんどは一二%、一部は五	ほとんどは段階的関税撤廃(一
	リュー、スクリューフック、リベット、コッター、	%又は-0%	一年目又は一六年目)、一部は
	コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他		即時関税撤廃

即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、五%、一五%等	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン	八 四 一 四
は段階的関税撤廃(一一年目)	%	ミリメートル以上のものに限る。)	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは〇%、一部は一〇	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇	七二・一九
		含む。)並びに手持工具用ツールホルダー	
		ド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を	
		作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッ	
		専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工	
即時関税撤廃	%	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に	八四・六六
即時関税撤廃	○%又は五%	その他の窒素官能基を有する化合物	二九・二九
除外等			
一六年目)、基準税率の維持、		ロータリーエンジンに限る。)	
段階的関税撤廃(一一年目又は	二〇%、二五%、三〇%等	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及び	八四・〇七
		V°)	
		るかないか又は印刷してあるかないかを問わな	
		を問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあ	
		む。)のシート状のものに限るものとし、大きさ	
		ないもので、ロール状又は長方形(正方形を含	
		を問わない。)、かつ、その他の物質を塗布して	
廃(一六年目)		は両面に塗布し(結合剤を使用してあるかないか	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%又は一〇%	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又	四 八 ・ 一 〇
		これらに類する製品	
1   -   -  へ			

-	_	•
_		•
-	_	•
_	_	•
	L	٨
7		1

111七			
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%、 五% 又は一 ○%	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限	七三・〇四
即時関税撤廃	%	絹織物	五〇・〇七
は段階的関税撤廃(一六年目)	又は三%		
ほとんどは即時関税撤廃、一部	ほとんどは五%、一部は〇%	炭化水素のハロゲン化誘導体	二九・〇三
持			
即時関税撤廃又は基準税率の維			
一年目又は一六年目)、一部は		<_° →	
ほとんどは段階的関税撤廃(一	五%、一〇%、三〇%等	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除	八七・〇一
		注9Cの機器並びに部分品及び附属品	
		製造に専ら又は主として使用する機器、この類の	
		ス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの	
即時関税撤廃	%	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ	八四・八六
外等			
(一一年目又は一六年目)、除		専ら又は主として使用する部分品	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	三%、一〇%、一五%等	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに	八四・〇九
		繊維製のものに限る。)	
		及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用	
即時関税撤廃	-0%又は-二%	結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)	五六・〇八
		てあるかないかを問わない。)	
準税率の維持等		するものに限るものとし、フィルターを取り付け	
(一一年目又は一六年目)、基		並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵	

即時関税撤廃	%	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその	九〇・三〇
廃(一一年目)	%、一○%等		
即時関税撤廃又は段階的関税撤	ほとんどは五%、一部は八	スチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇三
		気式のものを除く。)	
		除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電	
		るかないかを問わないものとし、家庭用のものを	
		一四項の電気炉及びその他の機器を除く。)であ	
		学用のものを含み、電気加熱式のもの(第八五・	
		変化による方法により材料を処理する機器(理化	
	%、 一五% 等	蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度	
即時関税撤廃	ほとんどは〇%、一部は一〇	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、	八 四 ・ 一 九
準税率の維持等			
(一一年目又は一六年目)、基		い。)及び液体エレベーター	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	○%、三%、一○%等	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わな	八 四 ・ 三
		<i>У</i>	
		るかないかを問わない。)並びにレトルトカーボ	
		から製造したものに限るものとし、凝結させてあ	
即時関税撤廃	○%又は三%	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭	二七・〇四
		(一次製品に限る。)	
即時関税撤廃	○%、三%又は五%	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	三九・〇九
は段階的関税撤廃(一一年目)		るものとし、鋳鉄製のものを除く。)	
三二八			

<u>`</u>
九

一三九			
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	ほとんどは五%、一部は一〇	調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナット	
即時関税撤廃	%	シリコーン(一次製品に限る。)	三九・一〇
部は即時関税撤廃		一三項までの車両のものに限る。)	
ほとんどは基準税率の維持、一	○%、四○%、四五%等	部分品及び附属品(第八七・一一項から第八七・	八七・一四
		無機又は有機の化合物	
		機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の	
即時関税撤廃	%	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無	二八・四六
又は基準税率の維持		及びカバー	
は段階的関税撤廃(一一年目)		ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台	
ほとんどは即時関税撤廃、一部	○%、一○%又は二五%	ミシン(第八四・四〇項の製本ミシンを除く。)、	八四・五二
		維の糸を準備する機械	
		項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊	
		糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第八四・四六	
		の他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、	
即時関税撤廃	%	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機そ	八四 ・四五
(一六年目)又は関税の引下げ		たものであるかないかを問わない。)	
即時関税撤廃、段階的関税撤廃	%	不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し	五六・〇三
		の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
		ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他	
		○・二八項の計器を除く。)及びアルファ線、	
		他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九	

		の類の注4の溶液	
		分散させ又は溶解させたものに限る。)並びにこ	
		天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に	
廃 (一一年目)		むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた	
即時関税撤廃又は段階的関税撤	五%又は一〇%	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含	三・〇八
関税の引下げ、除外等			
段階的関税撤廃(一一年目)、	一〇%、一五%、二〇%等	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	四 〇 ・ 一
		○・三二項の機器を除く。)	
		項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九	
		計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四	
		測定用又は検査用の機器(例えば、流量計、液位	
即時関税撤廃	%	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の	九〇・二六
		○ミリメートル未満のものに限る。)	
即時関税撤廃	%	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇	七二・二六
		を除く。)	
		礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品	
		重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基	
		する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全	
		皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用	
		ととしたものを含む。)及び紡織用繊維、革、毛	
(一一年目)又は関税の引下げ	%、二○%等	の離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をも	
0 111			

	剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン	トレートニングマシン、フラットニングマシン、	ンディングマシン、フォールディングマシン、ス	八四・六二   鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベ   ほとんご
				ほとんどは〇%、
				%、一部は二%
				即
				時関税撤

(ウ) 第二・六条(関税率の差異)3の規定に関する付録

付加した締約国であるとの要件)を課する(付録)。 の一部品目(計百品目)について、第二・六条3の規定に従って追加的な要件 ベトナムは、 酒類及び工業用アルコール、肉又は魚介の調製品、 家きんの肉、モーターサイクル並びにガラス製品等のうち (原産品の価格の総額の二十パーセント以上を

- $(\underline{-})$ ニュージーランド、フィリピン、タイ及びベトナムの表から成り、日本国は、表を作成していない(附属書Ⅱ)。 締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について規定している。附属書Ⅱは、 カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、
- (1) カンボジアの特定の約束に係る表

る。 カンボジアは、各分野に共通の制限として補助金、 土地に係る措置等を掲げているほか、 次に掲げる十一分野に関して約束す

ない賃貸サービスを含む。) 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

通信サービス(クーリエ・サービス及び電気通信サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、設置及び組

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービスを含む。)

教育サービス(高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

環境サービス(汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス)

ビス並びに観光客の案内サービス) 観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス(飲食の仕出しサービスを含む。)、旅行業サー

娯楽、文化及びスポーツのサービス(興行サービス)

運送サービス(海上運送サービス、 航空運送サービス、道路運送サービス及びパイプライン輸送)

中国の特定の約束に係る表

(2)

束する。 中国は、 各分野に共通の制限として外国企業の業務上の拠点の設立条件等を掲げているほか、 次に掲げる十二分野に関して約

含む。) 実務サービス (自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、不動産に係るサービス並びに賃貸サービスを

通信サービス(クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス)

- 立工事並びに建築物の仕上工事を含む。) 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、 設置及び組
- 流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービスを含む。)
- 教育サービス (初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)
- 環境サービス(汚水サービス、廃棄物処理サービス及び衛生サービスを含む。)

いずれにも含まれないその他のサービス(特殊デザインサービス並びに整髪及びその他の美容サービス)	ビス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)	運送サービス(海上運送サービス、内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サー	娯楽、文化及びスポーツのサービス(スポーツその他の娯楽のサービス)	観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス並びに旅行業サービス)	健康に関連するサービス及び社会事業サービス(社会事業サービス)	金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)
-------------------------------------------------	------------------------	---------------------------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------------

(3) ラオスの特定の約束に係る表

して約束する。 ラオスは、各分野に共通の制限として土地所有、 補助金、 投資の奨励に係る措置等を掲げているほか、 次に掲げる十分野に関

ない賃貸サービスを含む。) 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

通信サービス(クーリエ・サービス及び電気通信サービス)

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。) 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事、設置及び組

流通サービス(卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス)

教育サービス(初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

- 環境サービス(汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)
- 金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス(飲食の仕出しサービスを含む。)並びに旅行業

三匹

サービスを含む。)

ビス) 運送サービス(海上運送サービス、 内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、 鉄道運送サービス、道路運送サー

(4)ミャンマーの特定の約束に係る表

る十分野に関して約束する。 ミャンマーは、各分野に共通の制限として外国のサービス提供者の業務上の拠点の認可の条件等を掲げているほか、 次に掲げ

ない賃貸サービスを含む。) 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

通信サービス(クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス)

造物の組立て及び建設、 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 設置工事並びに建築物の仕上工事を含む。) 土木に係る総合建設工事、 プレハブ建

教育サービス(初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

環境サービス(汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

ス 健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス、その他人の健康に関連するサービス及び社会事業サービ

サービスを含む。) 観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス(飲食の仕出しサービスを含む。)並びに旅行業

他の文化サービス) 娯楽、文化及びスポーツのサービス (興行サービス、 通信社サービス並びに図書館、 記録保管所及び博物館のサービスその

運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)

(6)に関して約束する。 に関して約束する。 サービスを含む。 フィリピンの特定の約束に係る表 立工事並びに建築物の仕上工事を含む。) い賃貸サービスを含む。) フィリピンは、各分野に共通の制限として外国人が所有する資本の持分に係る措置等を掲げているほか、 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、 金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス) 環境サービス 教育サービス 流通サービス 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事、設置及び組 通信サービス(電気通信サービス及び音響・映像サービス) 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、不動産に係るサービス並びに乗務員を伴わな いずれにも含まれないその他のサービス(洗濯、クリーニング及び染色のサービス) 運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サー 観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービス) (初等教育サービス、中等教育サービス及び高等教育サービスを含む。) (問屋サービス、卸売サービス及び小売サービス) (排水処理サービス、廃棄物管理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。) 研究及び開発のサービス並びに不動産に係る ビス及びパイプライン輸送) 次に掲げる十二分野

(5)

ニュージーランドの特定の約束に係る表

ニュージーランドは、

各分野に共通の制限として外国企業の業務上の拠点の設立条件等を掲げているほか、

次に掲げる十分野

三五五

通信サービス(クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス)

1 | 三 六

- 流通サービス 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(土木に係る総合建設工事並びに設置及び組立工事を含む。 (問屋サービス、卸売サービス及び小売サービス)
- 教育サービス(高等教育サービス及び成人教育サービス)
- 環境サービス(汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)
- 金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)
- 健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービスを含む。)
- サービスを含む。) 観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス(飲食の仕出しサービスを含む。)並びに旅行業
- 娯楽、文化及びスポーツのサービス(他の興行サービス及び通信社サービス)
- の 形態の運送の補助的なサービス) 運送サービス(海上運送サービス、 航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サービス、パイプライン輸送及び全て
- いずれにも含まれないその他のサービス(エネルギーの供給に係るエネルギー・サービス)
- タイの特定の約束に係る表

(7)

- て約束する。 タイは、各分野に共通の制限として外国人が所有する資本の持分に係る措置等を掲げているほか、次に掲げる十一分野に関し
- ビス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。) 実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス、不動産に係るサー
- 通信サービス(電気通信サービス及び音響・映像サービスを含む。)
- びに建築物の仕上工事を含む。) 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る建設工事、土木に係る建設工事、 設置及び組立工事並
- 流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービスを含む。)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス並びに旅行業サービスを含む。) 健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス、その他人の健康に関連するサービス及び社会事業サービス 金融サービス(保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)
環境サービス(汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)
教育サービス(初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

文化サービス並びにスポーツその他の娯楽のサービス) 娯楽、文化及びスポーツのサービス(興行サービス、通信社サービス、図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の

的なサービス) 運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サービス及び全ての形態の運送の補助

ベトナムの特定の約束に係る表

(8)

て約束する。 ベトナムは、各分野に共通の制限として外国企業の業務上の拠点の設立条件等を掲げているほか、 次に掲げる十一分野に関し

ビス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。) 実務サービス (自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス、不動産に係るサー

通信サービス(クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス)

- 建設サービス 流通サービス (建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事、設置及び組立工事並びに建築物の仕上工事を含む。 (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス)
- 教育サービス (中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)
- 環境サービス (汚水サービス、 廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)
- 金融サー -ビス (保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービスを含む。)

一三七

二三八

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービスを含む。)

サービス) 観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス (飲食の仕出しサービスを含む。)並びに旅行業

娯楽、文化及びスポーツのサービス(興行サービスを含む。)

ビス及び全ての形態の運送の補助的なサービス) 運送サービス(海上運送サービス、内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、 鉄道運送サービス、 道路運送サー

- (三) ŕ (附属書Ⅲ)。 サービスの貿易又は投資についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない各締約国の現行の措置及び現行の措置を維持 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等(以下「将来の措置」という。)について規定している
- (1) オーストラリアの表

れる。 定する。 条、 根拠」、 サ 第十・四条、第十・六条若しくは第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置について規 (ービスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで若しくは第八・十一条のいずれかの規定又は投資に関する第十・三 表Bについては、「分野」、「小分野」、「関連する義務」、「概要」及び「現行の措置」の各事項がそれぞれ記載さ 留保事項には、 表Aについては、「分野」、「小分野」、 「政府の段階」、 「関連する義務」、 「概要」 及 び 「措置の

現 行 の措置に関してオーストラリアは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

(7)

居住要件、 Ļ 月一日に調整される。)を超えるオーストラリアの企業等への投資については、オーストラリア政府による承認を条件と 全ての分野 当該政府への通報を必要とすることがある。)、地域政府による適合しない現行の措置、 意匠登録され、 (外国投資政策(外国人による二億七千五百万オーストラリア・ドル(二千二十年一月一日現在の金額。 又は意匠出願されたデザイン) 私的企業の役員等についての 毎年

自 由職業サービス (弁理士についての実務経験等の要件、 移住代理業者についてのオーストラリア市民権等の取得要件、

取得、 将来の措置に関してオーストラリアは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。 執行・矯正サービス及び社会事業サービス、協定が効力を生ずる日に効力を有し、 民又は先住民の組織に与える有利な待遇、政府の権限の行使として提供されるサービス等への民間への移譲及び民営化、法 行の債務の保証、 づき与えるより有利な待遇、 設備の国内設置要件等、 る外資出資規制 郵便公社の排他的権利 金融サービス(外国銀行の支店及び駐在員事務所に対する業務の制限等、暫定的な債務保証契約によるコモンウェルス銀 海上運送 賭博及び賭け 教育分野 流通サービス 通信サービス 全ての分野(外国人による土地に関する利益の取得、外国人による農地に関する利益及びアグリビジネスに関する利益の 運送サービス 保健サービス 通信サービス(テルストラに対する外資出資規制 漁業及び漁業に付随するサービス 安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、 (娯楽・文化及びスポーツのサービス) (国際貨物船輸送サービス事業者の代表者についての居住要件等、 (最大四十九パーセント)等、カンタス航空に対する外資出資規制(最大四十九パーセント)・主要な運航 生命保険サービス(居住者でない生命保険業者の現地法人の設立義務)) エアサービス・オーストラリアにより提供される航空管理等の職務及びサービス) 地域政府の措置 (最大三十五パーセント)等、 自然人の存在を通じて提供されるサービス、先住 又は同日前に署名された他の協定等に基 カンタス航空以外の国際航空会社に対す 国内の郵便事業に対するオーストラリア

会計監査人及び清算人についての居住等の要件、通関仲立人についてのサービス提供地の要件

(1)

三三九

運送サービス

農業

航空運送に関連するサービス

サ 勧 ービス、 誘に関する措置、 金融サービス 金融サービスへの投資) (法的な形態に対する差別的でない制限等、 銀行サービスその他の金融サー ビス(保険及び保険関連のサービスを除く。)、 政府が所有する事業体に対する政府による保証、 保険及び保険関連の 自国における

る。 オー ストラリアは、 付録Aにおいて、 市場アクセスの義務に関し、 地域政府の段階の措置について特定の約束を行ってい

オーストラリアは、 表Cにおいて、 海上運送サービスについて、 追加的な約束を行っている。

(2) ブルネイ・ダルサラーム国の表

(7)については、 定する。 条、 サ 第十・四条、第十・六条若しくは第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置について規 現行の措置に関してブルネイ・ダルサラーム国は、 (ービスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで若しくは第八・十一条のいずれかの規定又は投資に関する第十・三 留保事項には、 「分野」、 表Aについては、 「小分野」、「関連する義務」、「概要」及び「現行の措置」の各事項がそれぞれ記載される。 「分野」、「小分野」、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。 「義務の種類」、 「措置の概要」 及 び 「措置の根拠」、 表 B

全ての分野 (外国人による個人企業・協同組合等の設立等、 保健及び安全に関する規則の執行等のために要求される事業

免 許)

製造業及び製造業に付随するサービス

農業及び農業に付随するサービス

漁業及び漁業に付随するサービス

林業及び林業に付随するサービス(木材伐出及び製材を除く。)

二 匹 〇

全ての分野(政府の資産等の民営化等、全ての土地の取引及び使用等、協定の効力発生の日の前に署名され、又は効力を	
(1) 将来の措置に関してブルネイ・ダルサラーム国は、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。	(1)
サービス、金融情報の提供及び移転・金融データの処理・関連ソフトウェア、資本市場、再保険及び再々保険)	
金融サービス(金融会社、両替及び送金業務、保険、保険仲介、銀行、保険及びタカフル、銀行サービスその他の金融	
教育サービス(成人教育のうち最長三箇月の期間の課程(民間の教育)、その他の教育サービス(外国語研修センター))	
通信サービス(音響・映像サービス、クーリエサービス)	
送、乗務員を伴う航空機の賃貸)	
運送サービス(鉄道運送サービス、海上旅客運送サービス・海上貨物運送サービス(エネルギー物品を除く。)、宇宙運	
及び運営のサービス・スポーツ施設の運営サービス・コンピュータ予約システム)	
娯楽、文化及びスポーツのサービス(通信社サービス・図書館サービス・記録保管所サービス・スポーツイベントの宣伝	
観光(ホテル・宿泊施設・ロッジ、ホテル・飲食店(ケータリングを含む。))	
観光及び旅行に関連するサービス(ツアーオペレーターサービス、観光ガイドサービス(野鳥観察に限る。)等)	
その他の保健及び社会事業のサービス(救急車サービス)	
その他の保健サービス(看護師が提供するサービス、医薬品サービス)	
社会事業サービス(障害者の通所支援サービスを含む児童の通所支援サービス)	
民間の保健及び社会事業のサービス(総合診療医、専門診療医、歯科診療医)	
電気通信サービス	
サービス・エンジニアリングサービス等、運転者を伴わない航空機の賃貸サービス)	
事業サービス(公認の監査サービス、獣医サービス、意匠サービス、コンピュータサービス及び関連のサービス、建築	
環境サービス	
建設サービス	

<u>一</u> 匹

二 四 二

- 有する他の協定等に基づいて各国に対して与える異なる待遇又は特恵的な待遇等、自然人の存在を通じて提供されるサービ
- ス、安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、技術移転等の要求等

漁業及び漁業に付随するサービス(領域及びその排他的経済水域における漁業)

木材伐出及び製材

鉱業及び採石業並びに鉱業及び採石業に付随するサービス

石油及びガス

石炭

サービス) 律サービス)、鑑定人及び不動産業者、 ビス、研究開発サービス、広告サービス等、 ギーの流通に付随するサービス、人材派遣サービス及び雇用代理業、非武装の警備サービスを含む調査及び警備、会議サー 事業サービス(農業、狩猟及び林業に付随するサービス、鉱業に付随するサービス、製造業に付随するサービス、エネル 徴税、 運転者を伴わない船舶その他運送機器の賃貸サービス、 運転者を伴わない機器等の賃貸サービス、運転者を伴わない航空機の賃貸 自由職業サービス(法

通信サービス(郵便サービス)

流通サービス

民間の保健サービス(薬剤師・看護師・助産師・民間の実験に係るサービス等、 民間の保健所又は診療施設

保健及び社会事業のサービス(病院サービス、実験に係るサービス及びX線サービス)

その他の保健サービス(看護師が提供するサービス)

その他の保健及び社会事業のサービス(救急車サービス)

- 及び運営のサービス・スポーツ施設の運営サービス・コンピュータ予約システム、テーマパーク) 娯楽、文化及びスポーツのサービス(通信社サービス・図書館サービス・記録保管所サービス・スポーツイベントの宣伝
- 観光及び旅行に関連するサービス(ホテル・宿泊施設・ロッジ、ホテル・飲食店(ケータリングを含む。)、旅行代理・

ーオペレーターサービス・観光ガイドサービス(野鳥観察
その他の観光サービス(ユースホステル、ゴルフ場、マリーナ施設)
放送サービス
新聞の印刷、発行及び複製(取材、公表及び新聞配達を含む。)
運送サービス(航空運送サービス、陸上運送サービス、パイプライン輸送、海上運送及び内陸水運サービスのための曳航
サービス等、乗組員を伴う船舶の賃貸等、貨物運送(エネルギー物品)、内陸水運、鉄道運送サービス、宇宙運送、貨物運
送の代理サービスその他の貨物運送サービス、全ての形態の運送の補助的なサービス)
民間の教育サービス
教育サービス(成人教育のうち最長三箇月の期間の課程(民間の教育))
高等教育サービス
教育サービス(初等教育サービス及び中等教育サービスのためのインターナショナルスクール)
電力サービス
取引サービス(飲料水の供給、たばこの卸売サービス及び小売サービス)
貿易見本市及び展覧会の運営サービス
金融サービス(資本市場並びに清算及び決済のサービス、現地法人化された銀行への有利な条件の付与、政府関連機関及
びイスラム金融機関への補助金の交付又は有利な条件の付与並びに中小企業金融に関する措置、銀行への免許の付与、金融
機関の上級役員等の任命)
信用報告サービス
() カンボジアの表
投資に関する第十・三条、第十・四条、第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将
来の措置について規定する。留保事項には、表Aについては、「分野」、「小分野」、「産業分類」、「政府の段階」、「義務

二匹三

(3)

<u>一</u> 四 四

要」  $\mathcal{O}$ `種類」 及 び 「措置の根拠」の各事項がそれぞれ記載される。 「措置の概要」及び 「措置の根拠」、表Bについては、 「分野」、 「政府の段階」、 「義務の種類」、 「措置の 概

二十四箇月の期間において当該措置を同 定の効力発生の日の前に存在し、 修正することができる。 なお、 カンボジアは、 ただし、 協定が効力を生ずる日から二十四箇月の期間において表Aに記載する留保事項を追加し、 かつ、 関係する適合しない措置が協定の効力発生の日において存在することを条件とする。 表Bに記載されていなかった適合しない措置を維持し、 表に追加する権利を留保する。 及び協定が効力を生ずる日から 撤回し、 また、協 又は

現行の措置に関してカンボジアは、 次に掲げる分野において留保事項を付する (表A)。

(7)

万ドル以上の資本金の投資計画等に関する閣僚評議会等の許可の取得義務等) 全ての分野 (土地所有に関する措置、 雇用政策に基づく雇用及び投資家の義務、 ポートフォリオ投資に関する措置、 五千

製造 製造業 (向精神薬及び麻薬系物質の製造又は加工、 毒性化学物質・農薬又は殺虫剤・ 化学物質を使用するその他の物品の

農業(種子の管理・植物育成者権)

漁業(内陸水域及び海洋における漁業)

林業(林業及び木材伐出・森林開発業)

鉱業(砂の採取並びに石油及びガスの採取及び精製を含む鉱業)

将 1来の措置に関してカンボジアは、 次に掲げる分野において留保事項を付する (表 B)。

(1)

れ 場にある集団 家又は投資財産に影響を与える地方行政機関又は地方行政当局が採用し、又は維持する措置、 l ないことを条件とするサービスへの投資に関連する措置、 全ての分野 又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇等、 (零細企業及び中小企業に対して付与される特恵又は特別措置、  $\mathcal{O}$ 権利又は優遇の付与、 国有企業の管理及び運営に影響を与える措置、 中央政府が採用し、 国防・公の秩序及び安全に関する措置、 補助金、 又は維持する措置、 第八章に規定する義務の違反を構成 協定の効力発生の日 社会的又は経済的に不利な立 土地に関する措置 の前に署名さ 投資

来の措置について規定する。 中国の表 投資に関する第十・三条、 不動産業 留保事項には、 第十・四条、 第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将 表Aについては、 「分野」、 「政府の段階」、

(4)

農業関連産業、

補助的な産業及び民芸手工芸品

る。 び 「措 置の根拠」、 表Bについては、 「分野」、 「義務の種類」、 「概要」 及 び 「現行の措置」 「義務の種類」、 の各事項がそれぞれ記載され 「措置の概要」及

現行 の措置に関して中国は、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

種苗業

(7)

漁業 (中国の管轄の下にある海域内及び内陸水域内での水産物の漁ろう)

排他的経済水域及び大陸棚の探査及び開発

希土類及び希少鉱物の採掘及び選鉱

自動車製造業 (特殊用途自動車及び新エネルギー自動車を除く完成自動車の製造)

通信機器製造業 (衛星テレビジョン及び放送のための地上受信設備並びにこれらの主要な構成品の製造)

医薬品製造業 (伝統的な中国の医薬用の材料、 中国の煎じ薬の加工技術

個人事業体若しくは個人企業の形態での事業活動又は 又は企業登録を認可しないこと等、 全ての分野(「外商投資参入特別管理措置」が対象とする分野に関し、 政府が許可する独占 (葉たばこ・紙巻たばこ・再乾燥した葉たばこ・葉巻たばこ・刻みたばこその他のたばこ製品) 株式・証券口座の開設・先物口座の開設、 「農民専業合作社」の構成員としての事業活動の禁止等) 同措置に掲げる要件に適合していない場合に免許 外国為替登録の完了・外国為替規定の遵守

将 来の措置に関して中国は、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

(1)

原子力産業

二 四 五

生物学的資源の保護

港・マカオ・台湾からの投資家及び投資に対して与える特別な取扱い又は有利な待遇、 生 非政府機関に関する措置、 |の日の前に効力を有し、 全ての分野 (少数民族及び少数民族地域への権利又は特恵の付与、障害者等を含む特別な集団への権利又は特恵の付与、 又は署名された二国間又は多国間の協定に基づきその締約国に対して与える異なる待遇等 国有企業及び政府機関が保有する資産又は持分の取得・変更・譲渡・移転・ 新たな分野及び産業) 処分、 協定の効力発 香

土地

玉

の伝統工芸技術

インドネシアの表

(5-1)

び 務の種類」、 現行の措置又は将来の措置について規定する。 サービスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで又は第八・十一条のいずれかの規定により課される義務に適合しない 「概要」の各事項がそれぞれ記載される。 「措置の概要」及び「措置の根拠」、表Bについては、 留保事項には、 表Aについては、 「分野」、 「小分野」、 「分野」、 「小分野」、 「産業分類」、 「政府の段階」、 「義務の種類」及 義

- (7)
- 現行の措置に関してインドネシアは、 自 由職業サービス(法律サービス) 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

通信サービス(郵便サービス、クーリエサービス)

海上運送サービス(国際旅客運送、 国際貨物運送

建設サービス(建築物の建設工事等)

(1)

将来の措置に関してインドネシアは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

に基づきサービス提供者に対して与えるより有利な待遇、 クセス) 全ての分野(表Aで特定される分野及び小分野等に関する約束を除く第八・四条(内国民待遇) の規定により課される義務に適合しない措置、 協定が効力を生ずる日の前に効力を有し、 表Aに掲げる小分野に関連するものを除き協定が効力を生ずる日 及び第八・五条(市場ア 又は署名された国際協定

その他の事業サービス(技術試験及び分析サービス、会議サービス、調査及び警備サービス、写真サービス、製造業に付
のを除く事業管理サービス)
経営相談サービス(一般経営相談サービス・マーケティング経営相談サービス・人材経営相談サービス、建設に関するも
無人の賃貸サービス(乗組員を伴わない船舶の賃貸サービス、ビデオテープに関する賃貸サービス)
研究開発サービス(学際的な研究開発サービス、言語学及び語学に関する研究及び実験開発サービス)
するサービス、データベースに関するサービス、コンピュータを含む事務機器の保守及び修理サービス)
コンピュータ及び関連サービス(コンピュータ・ハードウェアの設置に関連する相談サービス、ソフトウェアの実行に関
設計サービス、専門的な医療サービス・専門的な歯科サービス、専門家の看護サービス)
自由職業サービス(建築サービス等、エンジニアリングに関する助言及び相談サービス、工業工程及び生産に関する工学
研修等)
地域サービス、社会事業サービス及び人的サービスの一部(技術及び職業に関する中等教育サービス、語学課程及び語学
保存し、及び処理することを要求すること等)
国の領域においてコンピュータ関連設備を運営し、利用し、又は設置することを要求し、並びに特定の情報を自国において
る措置、公共の電子システム運営者の文脈において政府当局のため及び政府当局に代わって事業を実施する条件として、自
置、安全保障上の重大な利益の保護のための措置及びサービス貿易一般協定に基づく約束の範囲内において永住者を規律す
一定の水準以上の投資価額の総額を要求する措置、地方政府の段階における投資の実施許可に係る手続の側面に関連する措
の源泉徴収税の課税及び外国人の土地取得に関連する制限等、業務上の拠点を通じてサービスを提供する合弁企業に対して
企業又は代表事務所の形態とすることを要求する措置等、非居住者である納税者に対する利子・配当等への二十パーセント
態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住者となることを要求すること、外国のサービス提供者の業務上の拠点を合弁
締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供の条件として自国の領域において代表事務所又は何らかの形
の後に署名された二国間又は多国間の国際協定に基づきサービス又はサービス提供者に対して与えるより有利な待遇、他の

- 二四八
- 理学に関するサービス、設備の保守及び修理サービス、包装サービス、電話応答サービス、市場調査サービス) 随するサービス、金属製品及び機器の製造に付随するサービス、エネルギーの流通に付随するサービス、地質学及び地球物
- データ通信網サービス等 電気通信サービス(公衆交換電話サービス等、ビデオテキストに関するサービス等、 電子データの交換、 回線交換の公衆
- 通信サービス(映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画上映サービス)
- 音響・映像サービス(録音サービス)
- 建設及び関連のエンジニアリングサービス(建築物の建設工事等)
- 流通サービス(食品・飲料及びたばこの卸売等、直接販売、フランチャイズ等)
- 及び訓練に係る成人教育等) 教育サービス (技術及び職業に関する中等教育サービス、中等教育以降の技術及び職業に関する教育サービス、 語学課程
- 環境サービス(下水サービス、廃棄物処理サービス等、 衛生サービス及び類似のサー ビス、排気ガスの浄化サービス・そ
- の他の環境保護サービス、飲料水用の水の管理)
- 保健関連サービス及び社会事業サービス(病院サービス)
- その他の保健サービス(はり治療サービス)
- その他の保健サービス(獣医サービス)
- 社会事業サービス(高齢者の社会福祉サービス等)
- ス、飲料提供サービス、 観光及び旅行関連サービス(ホテル、モーテル宿泊サービス・貸別荘サービス、 旅行代理及びツアーオペレーターのサービス、観光ガイドサービス、 飲食店のサービスを伴う食事提供サービ ホテルを含む観光リゾート、
- 国際的なホテル事業者、観光相談サービス)
- 音響・ 映像サー ビスを除く娯楽、 文化及びスポーツのサービス (劇場及びオペラハウス、 宝飾品類の博物館サービス、 ゴ
- ルフコースその他の観光リゾート内の施設、マリーナ施設、ホテル経営)

その他のサービス(同位元素分析のためのコア解析及びその他の実験室試験、石炭の液化及びガス化、設計・調達・建設
道路運送サービス(道路運送機器の保守及び修理)
サービス、道路運送補助サービス、海上貨物運送サービス、保管及び倉庫サービス)
運送サービス(航空機の修理及び保守のサービス・コンピュータ予約システム・販売及びマーケティング、道路貨物運送
内国水運運送サービス(船舶の保守及び修理サービス)
テナー取扱サービス)
海上運送サービス(船舶の保守及び修理、海上運送のための曳航サービス、船舶救助及び離岸サービス、旅客運送、コン

- インドネシアは、 付録において、 金融サービスについて特定の約束を行っている。
- インドネシアの表

(5-2)

の概要」及び 来の措置について規定する。 投資に関する第十・三条、 「措置の根拠」 留保事項には、「分野」、「小分野」、「産業分類」、「政府の段階」、 第十・四条、第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将 の各事項がそれぞれ記載される。 「義務の種類」、 「措置

次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

(7)

現行の措置に関してインドネシアは、

- する会社又は事業、 資の現地販売代理店の指定、 全ての分野(土地の取得又は賃貸、 外国投資家が保有する会社株式の国内投資家への売却等、 人事に関連する職位へのインドネシア国民の配置、 外国投資の設立のための登録要件、 外国投資の有限責任会社の形態での設立、 非居住者である納税者に対する源泉徴収税 公的企業、 協定の効力発生の日の前に存在 外国投
- 現行の適合しない措置への第十・六条(特定措置の履行要求の禁止)に基づく義務の不適用

漁業 (捕獲漁業

鉱業及び採石業 (海砂の採取、 鉱業事業免許及び金属鉱物等の競売への参加

製造業

二 四 九

日本国の表

(6)

条、 定する。留保事項には、表Aについては、「分野」、「小分野」、「産業分類」、「政府の段階」、 サービスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで若しくは第八・十一条のいずれかの規定又は投資に関する第十・三 第十・四条、第十・六条若しくは第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置について規 「義務の種類」、「概要」

大麻の栽培等)

二 五 〇

農業

項がそれぞれ記載される。 及び「措置」、表Bについては、「分野」、「小分野」、 「産業分類」、 「義務の種類」、 「概要」及び「現行の措置」の各事

(7) 現行の措置に関して日本国は、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

水域及び大陸棚における投資又はサービスを除く。) 農林水産業及び関連するサービス(領海、 内水、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業並びに領海、 内水、 排他的経済

自動車整備業 (自動車特定整備業)

事業サービス (職業紹介業及び労働者派遣業)

回収代行のサー -ビス

建設業

流通サービス(アルコール飲料に関連する卸売サービス、 小売サービス及び問屋サービス)

教育及び学習支援業 (高等教育サービス)

ビス) 金融サービス(銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 Ŭ, 保険及び保険関連のサー

熱供給業

情報通信業(電気通信業、 インターネット付随サービス業、 情報サービス業)

造業及び皮革製品製造業) 製造業(電子部品・デバイス・電子回路製造業、 船舶製造・修理業、 舶用機関製造業、 医薬品・医療機器製造業、 皮革製

船舶の国籍に関する事項

医療及び福祉 計量サービス

鉱業及び鉱業に付随するサービス

____ 五

石油業

サービス、公認会計士サービス、 自 | 由職業サービス(法律サービス、外国法に関する法的な助言サービス、弁理士サービス、公証人サービス、 土地家屋調査士サービス) 税理士サービス、 建築設計業等のサービス、 社会保険労務士サービス、 行政書士サービ 司法書士

ス、海事代理士サービス、

不動産業

不動産鑑定業

船員

警備業

職業上の安全及び衛生に関連するサービス

測量業

送業、 国としない船舶)) 事業を除く。)、貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)、鉄道業、 技能検定 運輸業 運輸に付随するサー (航空運輸業、 航空機登録原簿への航空機の登録、 ビス業 (自動車道事業、 水先人)、 通関業、 水運業 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送 (外航船舶運航事業者、 水運業への投資、 道路旅客運送業、 日本国を旗 道路運

上水道業

卸売業及び小売業(家畜)

航空宇宙産業 (航空機製造修理業)

(1)

将来の措置に関して日本国は、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

サービス等への投資等、 全ての分野 (公的企業又は政府機関の持分又は資産の移転又は処分、 認識されていないか又は技術的に投資若しくはサービスの提供が可能でなかった産業、 電信サービス・公営競技等に係るサービス・ 協定が効力 郵便

二 五 二

- ビス、自然人の存在を通じて提供される金融サービス) サービス、 移動に関する規定及びそれに関する特定の約束に係る表の規定に従うことを条件とする自然人の存在を通じて提供される を生ずる日に効力を有し、又は同日前に署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇、 運輸業 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 警備業 情報通信業 漁業及び漁業に付随するサービス(領海、 金融サービス(銀行サービスその他の金融サービス 教育及び学習支援業 武器·火薬産業(武器産業、火薬類製造業) 航空宇宙産業(宇宙開発産業) テレマーケティング・サービス 雇用された自然人による家事サービス 音響・映像サービス 運輸業 土地取引に関する事項 エネルギー産業(電気業、 (航空運輸業) (航空運輸業 領海・内水・排他的経済水域・大陸棚における投資又はサービス、自然人の存在を通じて提供されるサービス) (放送業) (初等及び中等教育サービス) (空港及び空港運営サービスへの投資又は空港及び空港運営サー ガス業、原子力産業) 内水、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業) (保険及び保険関連のサービスを除く。)、 ビスに係るサービス) 保険及び保険関連のサー 自然人の一時的な
- (7)韓国の表

サー ビスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで若しくは第八・十一条のいずれかの規定又は投資に関する第十・三

三五三

二五四

ては、 条、 定する。 第十・四条、 「分野」、 留保事項には、 第十・六条若しくは第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置について規 「関連する義務」、 表Aについては、 「概要」及び「現行の措置」 「分野」、 「政府の段階」、「関連する義務」、 の各事項がそれぞれ記載される。 「概要」 及 び 「措置」、表Bについ

現行の措置に関して韓国は、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

建設サービス

(7)

建設機械及び設備に関連する賃貸、 保 守、 修理、 販売及び処分のサービス

び修理のサービス) 送及び鉄道運送に付随するサービス、 運送サービス (自動車の保守・修理・販売・処分及び検査のサービス・自動車ナンバープレートの発給サービス、鉄道運 国際海上貨物運送及び海上の補助的なサービス、 航空運送サービス、 航空機の保守及

流通サービス(たばこ及び酒類の卸売及び小売流通、 農業及び畜産)

農業及び畜産 (出資規制

働力の供給・労働者派遣サー 事業サービス (眼鏡技師及び検眼サービス、電子化された看板の事業者及び屋外広告のサービス、 ビス及び船員のための教育サービス) 職業紹介サービス・ 労

卸売及び小売流通サービス 医薬品の小売流通

クーリエサービス

電気通信サービス

不動産仲介業及び鑑定サービス

医療機器に関連する小売、 賃貸及び修理サービス

賃貸サービス (自動車)

科学的研究サービス及び海図作成サービス

自由職業サービス(法律サービス、会計及び監査のサービス、税理士)

サービスを除く。)) 総合エンジニアリングサービス・都市計画及び景観設計サービス、 エンジニアリングサービスその他の技術的サービス(産業安全・保健機関・コンサルティングサービス、建築サービス・ 測量及び地図作成サービス(地籍調査及び地籍図作成

調査及び警備のサービス

出版物に関連する流通サービス

教育サービス(高等教育、成人教育、職業能力開発訓練)

響評価、 環境サービス 土壌浄化及び地下水浄化のサービス、 (廃水の処理サービス、 廃棄物の管理サービス、 有毒化学物質の管理サー 大気汚染の処理サービス、 -ビス) 環境の防止施設の事業、 環境影

実演サービス

通信社サービス

生物学的製品の製造

エネルギー産業(原子力発電以外の発電並びに送電・配電及び売電、ガス業)

将来の措置に関して韓国は、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

(1)

術、 力発生の日に効力を有し、 全ての分野(公の秩序の維持、 認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス、自然人の存在又は移動を通じたサービスの提供、 又は同日前に署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇) 国有企業又は政府当局が保有する株式持分又は資産の移転又は処分、 防衛産業、 協定の効 重要な技

土地の取得

火器、刀、爆発物その他これに類する物品

社会的・経済的に不利な立場の集団への権利又は優遇の付与

国が所有する電子情報システム

二五五

同 び宇宙運送サービス、倉庫サービス、海上旅客運送及び内航海運) ち環境影響評価サービスを除く。 ス、農業・狩猟・ に適合しない措置) 社会事 漁業 音響・ 新聞 制作の取決め、 教育サービス 事業及び環境サービス(原材料農産物及び生きている動物の検査、 デジタル音響又はビデオサービス 事業サービス 通信サービス 運送サービス(クーリエサービスに関する陸上貨物運送サービスを除く道路運送サー 原子力エネルギー 流通サービス(原材料農産物及び生きている動物の問屋サービス、 エネルギーサービス(原子力発電以外の発電並びに送電・配電及び売電、ガス業) 環境サービス(飲料水の処理・供給サービス及び市の下水回収処理サービス等。 金融サービスを除く全ての分野 社会事業サービス 一及び定期刊行物の出版 (領海及び排他的経済水域における漁業活動) 映像サー 業サービス (就学前、 (非独占的な郵便サービス、放送サービス、放送及び電気通信サービス、放送及び音響・映像サー (不動産サービス(仲介及び査定を除く。)、 ・ビス 韓国作品か否かの決定基準の設定)) 林業及び漁業に付随するサービス、規制対象産品・ソフトウェア・技術の輸出及び再輸出 (保健サービス) (原子力発電、 (映画プロモーション、 初等、 中等、 (韓国の特定の約束に係る表に記載されたサービス貿易一般協定第十六条に規定する義務 核燃料の製造及び供給等) 高等、 映写、宣伝又はポストプロダクションサービス) 成人及びその他の教育 破産及び管財人サービス、 卸売及び小売) 認証及び分類 ただし、 ビス、 地籍調査及び地籍図 自然及び景観保護サー 内水における運送サー 作成サー

-ビス

( 共

Ľ

・ビス及

二五六

ビスのう

その他の娯楽サービス(地方の観光、漁業及び農場)

賭博及び賭けのサービス

娯楽、文化及びスポーツのサービス

法律サービス(外国の法律コンサルタント)

自由職業サービス(外国公認会計士、外国税理士、その他の自由職業サービス)

獣医サービス

事業サービス(規制対象産品・ソフトウェア・技術の輸出及び再輸出)

航空サービス

酒類の製造

金融サービス(付録Bに記載したものを除く全ての関連する義務に関する措置)

に規定する韓国の義務に関し、 韓国は、 付録Aにおいて、 サービス貿易一般協定の韓国の特定の約束に係る表に記載されたサービス貿易一般協定第十六条 同表から市場アクセスが向上した分野を記載している。

定の約束を行っている。 韓国は、 付録Bにおいて、 保険及び保険に関連するサービス、銀行及びその他の金融サー ・ビス (保険を除く。)について特

(8) ラオスの表

いて規定する。留保事項には、 「概要」及び「現行の措置」の各事項がそれぞれ記載される。 一概要」及び 投資に関する第十・三条、第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置につ 「措置の根拠」、 表Bについては、 表Aについては、 「分野」、 「分野」、「小分野」、 「小分野」、 「産業分類」、 「産業分類」、 「政府の段階」、 「政府の段階」、 「関連する義務」、 「関連する義務」、

において当該適合しない措置を通報することを条件として、表Aに記載のない適合しない措置を維持することができる。 なお、 ラオスは、 適合しない措置が協定の効力発生の日において存在し、 かつ、 協定が効力を生ずる日から二十四箇月 の期間

二五七

)											(1)									(7)
	みから供給するとの要件、石油及び天然ガス業)	鉱業(鉱業(探査及び開発等の許可)、投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けてラオスの	漁業	農業(政府の特区での農業に投資をする場合の主要なデータの収集の許可、駆除剤)	製造業(他に分類されないその他の食品の製造、医薬品・医化学品・植物性生産品の製造)	特区への投資	優遇措置に関連する措置、この表において特定されていない分野及び新規の分野又は産業)	居住に関する制限、投資許可の有効期間、使用料及び技術移転の要求に関する活動、投資保護法に基づく産業界による投資	術専門家等に関する会社における外国人労働者の割合規制等、外国人投資家及びその家族並びに海外の技術者及び専門家の	全ての分野(国内投資家と外国投資家が合弁企業を組成する場合における外国投資家の資本拠出規制、肉体労働を行う技	将来の措置に関してラオスは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。	農業(グアーノ(コウモリの糞))	漁業(商業的な観賞用の漁業)	鉱業(ウラン鉱及びトリウム鉱の採掘(放射性鉱物))	林業(国有林における木材及び非木材の林産物の開発、林業、木材伐出及び関連する活動)	類及び関連製品・模造宝飾品類及び関連製品の製造)	製造業(織物・裁縫物、その他の木材製品・コルク、わら及び組物材料の製品の製造、磁器及び陶磁製品の製造、宝飾品	中央銀行の通貨発行(紙幣、紙幣印刷のインク、紙幣印刷の機械及び貨幣鋳造装置)	第一種有害化学物質に関連する事業分野(第一種有害化学物質)	現行の措置に関してラオスは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

(9)

マレーシアの表

二五八

(7) 条、 表Bについては、「分野」、「小分野」、「関連する義務」、 定する。留保事項には、表Aについては、「分野」、「小分野」、「政府の段階」、 サービスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで若しくは第八・十一条のいずれかの規定又は投資に関する第十・三 第十・四条、第十・六条若しくは第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置について規 現行の措置に関してマレーシアは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。 ス契約の下での使用料に係る一定の率又は額の採用 製造業(バティックの織物及び衣類の製造、 道路貨物運送サービス 建設及び関連するエンジニアリングサービス 運送サービス(国際海上運送サービス) 観光案内サービス等 自由職業サービス(エンジニアリングサービス・土地調査サービス等を含む。 漁業(海洋捕獲漁業) 全ての分野(個人企業又は組合の登録についての国籍・居住要件等、 通関代理人・通関仲立人 民間の保健サービス 教育サービス(教育サー 通信サービス 不動産サービス(報酬の支払又は契約に基づくもの) 弁理士サービス等 ビス・ 技術訓練センター 保税工場及び自由工業区域内の企業に対する輸出要求・石油精製に従事する 職業訓練機関 「概要」及び「現行の措置」の各事項がそれぞれ記載される。 私的企業の役員等についての居住要件等、 「関連する義務」、 「概要」及び「措置」、 ライセン

二五九

企業に対する輸出要求・パーム油の精製に係る既存の事業の拡大の条件としての自社農園の原料の使用要求・パイナップル

措置、 求等、 将来の措置に関してマレーシアは、 分野における市場アクセス条件、認識されていないか又は技術的に提供が可能でなかった投資及びサービス、技術移転の要 益の保護のために必要であると認める措置、 国持分制限、 関する措置、 るより有利な待遇等、 託財産に関する措置、 製造業(爆発物・ ゲーム並びに賭博及び賭けのサー 鉱業及び採石業 全ての分野 獣 卸売及び小売のサービス 法律サービス 文化サービス 原子力発電への原子力の応用 土地及び不動産業 医サービス 指定法人に限定された活動等、免許及び許可の発給、 繁栄の共有ビジョン二千三十及び新産業マスタープラン) 外国金融サービス提供者から居住者へのサービス提供に対し適用される外国為替に関する措置、 証券取引所に上場された証券に関する措置・利益の取得又は買収等に関する措置、 (政府が保有する機関又は資産の民営化等に影響を与える措置等、ブミプトラ等に関する措置、 (仲裁を除く。 (馬術又は競馬クラブの馬類に関するもの) (石油及びガス、市民権を有しない者及び外国人に保有されている法人に係る国の当局の許 武 器 ・ マレーシアの会社等の外国の持分等の制限措置に関する異なる待遇、マレーシアの通貨の非国際化に 協定の効力発生の日の前に効力を有する、 弾薬・軍事関連機器及び類似の製品の製造・組立て・マーケティング・流通 (核燃料サイクル及び発電並びに燃料サイクルを含む。)、火力発電所 -ビス 次に掲げる分野において留保事項を付する (賭博サービスのための機器の製造及び供給 自然人の存在を通じて提供されるサービス、会計及び監査のサービス等六十五 特別の法人の権利に関する措置、 又は署名された他の協定等に基づき投資家等に対して与え (表B)。 (卸売及び小売を含む。 自国の安全保障上の重大な利 海外居住者の雇用に関する 定款による外 国及び州の信 可 Ď 取得等)

(1)

缶

話製造の承認の条件としての自社農園の原料の使用要求

製造、卸売及び流通のサービス

ニナつ

下水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護サービス
航空運送サービス
道路旅客運送サービス(タクシーサービス及び定期道路旅客運送を含む。)
法律サービス(仲介等を含む。)
社会事業サービス
獣医サービス(馬術又は競馬クラブの馬類に関するものを除く。)
民間の保健サービス
伝統的及び補完的な医療サービス
流通サービス(ハイパーマーケット・スーパーストア・百貨店・専門店・フランチャイズビジネス・コンビニエンススト
ア)
ガス供給、発電等、水道サービス、下水サービスに関する設備
武装した護送及び警護サービス
建築物調査サービス
教育サービス
研究サービス
郵便サービス(クーリエサービス及び急送便サービスを含む。)
農業
林業
通信サービス(スペクトルの分配等)
金融サービス(金融サービス(付録における特定の約束を除く。)、協定の効力発生の日の後に効力を有し、又は署名さ
れる他の協定等に基づき各国に対して与える権利、優遇及び異なる待遇)

- () ()

信用調査サービス

内航海運及び政府の貨物

広告(酒類・アルコール飲料・タバコ等)

マレーシアは、付録において、金融サービスについて特定の約束を行っている。

ミャンマーの表

(10)

- $\mathcal{O}$ 来の措置について規定する。留保事項には、 関連する義務」、 種 投資に関する第十・三条、 重類」、 「措置の概要」及び 「概要」及び「現行の措置」の各事項がそれぞれ記載される。 第十・四条、 「措置の根拠」、 第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将 表Aについては、 表Bについては、「分野」、「小分野」、 「分野」、「小分野」、「産業分類」、 「産業分類」、 「政府の段階」、「義務 「政府の段階」、
- (7) 現行の措置に関してミャンマーは、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。
- を除く。)、放射性金属の実行可能性調査及び生産、 連のサービス、 全ての分野 (連邦政府のみが営む事業) 郵便切手の発行、 郵便局及び郵便箱の設置等、 (安全保障及び防衛のための製品の製造、 電力系統の管理、 自然林及び森林区域の管理 電気事業の検査) 国防のための武器・弾薬の製造及び関 (炭素排出量の削 減に関する事業
- 自然林からの林産物の採取、 物の発行及び配布、 人の査証及び滞在許可のための標章の印刷及び発行、 全ての分野 (外国投資家が投資活動を行うことを認められない事業) 淡水魚の採捕及び関連のサービス、 中小規模事業のための鉱物の探査・実行可能性調査及び生産、 ひすい又は宝石用原石の探査・ 動物の輸出入のための検疫所の設置、 (ミャンマー語を含む各民族の言語による定期刊行 採掘・生産等) 中小規模での鉱物の製錬 森林地区及び政府が管理する 外国
- 産 市 えてはならない。 品の流通、 場のため 全ての分野 の建設、 プラスチック製品の製造及び国内マーケティング、 (ミャンマー市民が所有する事業体又はミャンマー市民との合弁企業 の形態によってのみ外国投資家が投資活動を行うことが認められる事業) 漁業に関連する研究活動、 獣医療の診療施設、 利用可能な天然資源に基づく化学品の製造及び国内流通 農地における作物の (外国の資本比率は八十パーセントを超 、栽培・ 国内市場及び輸出のため (物揚場又は漁港及びせり売 の農

1-1-1-1-1

取付け) 建設・取付け、 び 産 調 における流通、 発・研究開発及び人材養成、 重かつ希少な樹種の生産における高度な技術研究及び商業活動・保存及び組織培養生産、 区域及び自然林に基盤を有するエコツーリズム、輸入遺伝子組換え生物等の商業上の目的での複製及び流通、 びに養殖のための飼料・薬品及び化学薬品の供給に関するサービス) 石・宝飾品類及び完成品の製造及びマーケティング、市民による投資を伴う宝石・ マーケティング) 査等、 林業 林業 全ての分野のうち土地所有権に関するもの(土地等所有の禁止、 部分品の輸入・ ・建設・取付け、 鉱業及び採石業並びにこれらに付随するサービス 鉱業及び採石業(天然ガス及び石油の探査及び採掘並びにこれらに関連するサービス) 鉱業及び採石業並びにこれらに付随するサービス(鉱物の大規模な生産のための外国投資を伴う探査・調査・実行可能性 (チークの採取及び販売、 (林地及び政府が管理する土地における原木伐採、 鉱物の中小及び大規模な生産のための市民による投資を伴う探査・ 鉱物の大規模な生産のための外国投資を伴う探査・調査・実行可能性調査等) 石油・ 生 産 ・ 地質学的・ ガスのためのパイプライン網の輸送及び建設のための設備・ 建設・ 繁殖及び生産のための野生動植物の輸入並びに商業上の目的での輸出入を通じた国内又は海外 地球物理学的・地球科学的な方法による石油・ガスの探査及び解析のための設備 取付け、 木材産業等) 石油・ ガスの採掘・生産及び研究のための設備・附属品及び部分品の輸入・生産 ( 種 々の沖合掘削 人工林の設置、人工林の実施に伴う木材産業及び関連事業、 土地の賃貸(原則として五十年間を限度とする。) の 建 設のための設備・ 調查·実行可能性調査等、 宝飾品類及びその製品の探査・仕上げ 附属品 及び部分品の輸入・ 森林分野における先端技術の開 附属品及び部分品の 外国投資を伴う宝 生産・ 改善された貴 · 附属品及 輸入・生 建設 及 び 森林

利用の制限、ミャンマー市民である投資家の優遇等)

•

全ての分野 (ミャンマー 市民である投資家及び中小企業への資金拠出等

全ての分野 (有害又は有毒の廃棄物を生じさせ得る投資活動、 国外で試験中又は使用等が承認されていない技術 医薬

一六四

- 得る投資活動、 品・動植物及び機器を持ち込み得る投資活動、民族の伝統的な文化及び慣習に影響を与え得る投資活動、 自然環境及び生態系に多大の有害な影響を生じさせ得る投資活動、 関係法令に基づき禁止される物品の製造 公衆に影響を与え
- 又はサービスの供給に係る投資活動. (役員の居住要件)

全ての分野

将来の措置に関してミャンマーは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

(イ)

- 投資家に対して与えるより有利な待遇 全ての分野 (協定が効力を生ずる日の前に効力を有し、 又は署名された国際協定又は国際的な取決めに基づき非締約国の
- はその投資財産に対して与える特恵的待遇等) 全ての分野 (現行の若しくは将来における二国間の、 地域的な若しくは国際的な協定又は取決め等に基づき投資家若しく
- スの提供等) 全ての分野(ミャンマーについて協定が効力を生ずる日において認識されていない分野又は産業における投資又はサービ
- 全ての分野 (国防、 公の秩序及び安全に関連する措置)
- 全ての分野 全ての分野 (協定が効力を生ずる日の前に存在していた会社又は計画に対する免許又は許可の承認に係る措置等) (関係省庁及び関係機関の法令によって管理・運用される投資財産、 銀行業・保険業及び金融サービス業)
- 全ての分野 (ミャンマー投資法に基づく投資財産の設立及び取得)
- 全ての分野 (土地、 文化遺産、 土地に付随する天然資源及び鉱物資源に影響を与える措置
- 全ての分野 (土地の取得又は利用)
- 全ての分野 (健康評価、 文化遺産影響評価、 環境影響評価及び社会影響評価
- 全ての分野 (不動産の開発、 供給、 管理、売却及び賃貸のサービス)
- 全ての分野 (土地、 文化遺産、 土地に付随する天然資源及び鉱物資源
- 全ての分野 (国有の営利企業の管理・運営等に影響を与える措置

二六五

投資に関する第十・三条、 ニュージーランドの表 出等) 生産・購入・保管・加工・輸送・  $\mathcal{O}$ び生産に関連するサービス、 林から採取された原木を使用する木材産業に関連する全ての活動) アルコール飲料及びノンアルコール飲料の蒸留・混合・精留・瓶詰及びマーケティング) 発電 林業 漁業 農業 鉱業及び採石業並びにこれらに付随するサービス 探査・採掘及び輸出 鉱業及び採石業並びにこれらに付随するサービス(天然ガス及び石油の探査・生産及び販売、天然ガス及び石油の探査及 製造業(たばこ及びたばこ関連製品、 全ての分野(ミャンマー投資委員会が発出する禁止される投資活動に係る通知) 全ての分野 (木材及びチークの採取、 (発電及び発電サービス) (海洋漁業、淡水及び海水における魚及びえびの養殖及び生産) (季節性作物及び多年性作物の生産及び栽培、 (中小企業への特恵又は優遇の付与) 第十・四条、第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将 金属の探査・採掘及び輸出、 林地及び政府が管理する土地における原木伐採、チーク・木材及び木材製品の販売、 販売及び移転等) 麦芽及び麦芽酒等の製造及びマーケティング、全ての種類の蒸留酒・アルコー (全ての鉱物・宝石用原石・金属鉱物及び工業用の鉱物又は石の探査 契約農業、 ひすい及び貴石の探査・採掘及び輸出、 採油用の種の生産及び輸出 果樹の生産、 建設用及び装飾用の岩石 真珠の採 取 自 然 ル •

全ての分野

(ポー

トフォリオ投資に関連する措置)

ニートント

輸

(11)

る。

び

「措置の概要」、

表Bについては、

「分野」、

「義務の種類」、

「概要」及び

「現行の措置」の各事項がそれぞれ記載され

来の措置について規定する。

留保事項には、

表Aについては、

「分野」、

「義務の種類」、

「政府の段階」、

「措置の根拠」及

(7)現行の措置に関してニュージーランドは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。 全ての分野(外国企業等による財務状況の報告等の義務

次産品の独占的なマーケティング等 農業及び農業に付随するサービス(乳牛の試験データに関する国のデータベースの管理 養蜂・ 果実の栽培等から生ずる

通信サービス(電気通信業、音響・映像サービス)

航空運送(国際定期航空業務の提供、ニュージーランド航空への外資出資規制等)

- (1) 将来の措置に関してニュージーランドは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。
- 等 利用、 を有し、 排他的 経済水域 ・ スの民営化等、 全ての分野 動物の福祉及び植物・動物・人の生命及び健康の保全に関する国籍又は居住に係る措置、 又は署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇等、 (法執行・矯正サービス及び社会事業サービス、水に関する措置、 国有企業の株式又は資産の売却、海外からの投資の承認に適用される基準、 大陸棚に関する措置、 国家的財産又は歴史的若しくは考古学的価値のある特定の場所の保護に必要な措置 保護された区域・保護種等の規制・管理・ 政府の権限の行使として提供されるサービ 協定の効力発生の日の前に効力 沿 岸 ・ 海底・内水・ 領海
- 業に関連するサービス、 事業サービス 通信サービス (郵便、 (法律サービス、研究開発、技術的試験及び分析のサービス、漁業及び水産養殖業並びに漁業及び水産養殖 音響・映像サービスその他のサービス) 原子力エネルギーの生産・利用・分配・小売、 採掘に関する措置、 鉱業に付随するサービス)
- ティング、輸出産品の流通権の割当計画、 農業及び農業に付随するサービス(酪農企業の株式の保有及び資産の処分、 産品の輸出のためのマーケティングに関する計画 加工していないキウイの輸出のためのマーケ
- 娯楽、文化及びスポ 海上運送サービス ] ÿ (賭博及び賭けサービス・売春サービス、図書館・記録保管所・博物館その他の文化サービス)

金融サービス(サービス貿易一般協定第十六条、第十七条及び第十八条に基づくニュージーランドの義務に反しない措

二六七

置)

フィリピンの表

(12)

の 来の措置について規定する。 1.概要」及び「措置の根拠」の各事項がそれぞれ記載される。 投資に関する第十・三条、 留保事項には、 第十・四条、 第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将 「分野」、「小分野」、 「産業分類」、 「政府の段階」、 「義務の種類」、 「措置

の日において存在することを条件として、表Aに記載する留保事項を追加し、 なお、 フィリピンは、 フィリピンの表が効力を生ずる日から二十四箇月の期間においては、 撤回し、又は修正することができる。 適合しない措置が協定の効力発生

(7)現行の措置に関してフィリピンは、 次に掲げる分野において留保事項を付する (表A)。

雇用に関する規制、 全ての分野(会社の設立等に関する規制、 ライセンス契約の下での使用料に係る率又は額の採用 群島水域・領海・排他的経済水域における海洋資産等に関する規制 外国人の

漁業及び養殖

鉱業及び採石業(塩製造業、小規模鉱業)

(1)

将来の措置に関してフィリピンは、 製造業 (国防関連の製造業及び修理業等、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。 原子力エネルギー施設、マスメディア・印刷・ 出版、 特定の金属製品の加工)

術移転等に関連する措置、 は技術的に実行可能でなかった投資に関連する措置、 投資財産に対して与える特恵的な待遇等に関連する措置、 リピン中央銀行への登録に関連する措置、 に対する措置等、 全ての分野(土地・水・天然資源の所有・探査・ 地方政府の単位及び自治地域等に関連する措置等、 全てのサービスの分野及び小分野における投資に関連する措置、 政府資産の民営化計画等に関連する措置、 開発・保護・利用に関連する措置等、 安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、 認識されていたか若しくは認識すべきであった分野以外の投資又 外国投資(持分及び債務証書)及び外国貸付金のフィ 現行の協定等に基づき投資家又はその 国家利益に従った特定分野の投資 電子商取引に影響を及ぼし、 技 X

は関連する措置

二六八

林業及び製造業(林業、木材伐出及び木材加工)

漁業及び養殖(魚種の輸出入等)

製造業(特定の製造業のための合理化計画)

鉱業及び採石業(鉱物資源の探査・開発・利用)

農業(米及びとうもろこし産業)

シンガポールの表

(13)

拠」、 ぞれ記載される。 条、 定する。留保事項には、 サ 第十・四条、 ービスの貿易に関する第八・四条から第八・六条まで若しくは第八・十一条のいずれかの規定又は投資に関する第十・三 表Bについては、 第十・六条若しくは第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置について規 表Aについては、 「分野」、「小分野」、「産業分類」、 「分野」、「小分野」、「産業分類」、 「留保の種類」、 「関連する義務」、 「概要」及び 「現行の措置」 「概要」 及 び の各事項がそれ 「措置の根

現行の措置に関してシンガポールは、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

(7)

保有の制限、 全ての分野 個 (拠点を持たない金融機関による現地通貨の借入の制限等、 々の投資家が保有することができる特定の企業の持分の上限、 外国人等によるPSAコーポレー 現地の経営者の任用) ションの株式の

ス、 事業サービス(建築サービス、 エンジニアリングサービス、 会計サービス(法定監査を含む)、 不動産サービス、 非武装の警備サービス等、 土地調査サービス、 国境を越える自動車等の賃貸サービスの 弁理士サービス、 人材派遣サービ 提

供 )

教育サービス(医師の訓練に関する高等教育サービス)

保健及び社会事業のサービス(医療サービス・薬剤サービス等)

輸出入及び取引のサービス

電気通信サー -ビス (設備に基づく事業者及びサービスに基づく事業者に係る拠点設置要件等、 ドメイン名の割当て)

二六九

電力供給(電力の販売、電力供給の許可)

送電及び配電

観光及び旅行関連サービス(敷地内で消費される飲料の提供等)

ごみ処理、衛生その他の環境保護サービス(廃棄物の管理)

取引サービス(有害物質の流通及び販売、流通・小売・卸売サービス等)

製造業及び製造業に付随するサービス

精製されたガス及び天然ガスの輸送及び流通

件、 運送サービス 自国船員の登録に係る国籍要件 (海上運送サービス等、 周遊船及びフェリーのターミナルの運営及び管理、 自国籍船の登録に係る国籍要

自然保護区サービス(国立公園、自然保護区及び自然公園を含む)

将来の措置に関してシンガポールは、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

(1)

置、 置、 港 医療機関によって提供される健康サービスに影響を与える措置、 の管理・運営からの資本の引上げ、 全ての分野(自然人の存在を通じたサービスの提供、土地の開発又は利用等に関する措置、 不動産に影響を与える措置、 国が所有する不動産に影響を与える措置、 シンガポール・テクノロジーズ・エンジニアリング社の支配的利益の政府による保持、 協定の効力発生の日の前に署名され、又は効力を有する他の協定等に基づき各国に対 政府の権限の行使として提供されるサービスの民営化等に影響を与える措 社会事業サービス・公的な職業訓練等に影響を与える措 政府が所有又は支配する健康 空

国の電子的なシステムの管理及び運営して与える異なる待遇、信用調査サービス)

武器及び爆発物

放送サービス

興行及び文化サービス

二七〇

タイの表	
の約束を行っている。	
シンガポールは、表Bの付録において保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービスについて特定	
金融サービス(表Bの付録に記載したものを除く。)	
エネルギー(原子力エネルギー)	
料・水等の補給、廃棄物の収集・バラスト水の処理等)、内陸水運サービス)	
路による貨物運送並びにその支援サービス、すべての運送手段における補助的なサービス、海上運送サービス(曳航、燃	
運送サービス(パイプラインによる輸送サービス、航空運送サービス、鉄道旅客運送等の陸上運送サービス、鉄道及び道	
電気通信サービス(基本電気通信サービス等以外の電気通信サービスに影響を与える措置)	
郵便サービス	
下水及び廃棄物の処分、衛生その他の環境保護サービス(廃水の管理、その他の環境保護サービス)	
外国人従業員のための寄宿舎サービス	
娯楽、文化及びスポーツのサービス(記録保管所サービス、博物館サービス・遺跡等の保存サービス)	
保健及び社会事業のサービス(医療サービス・薬剤サービス等)	
教育サービス(シンガポール市民に対する初等教育・中等教育)	
の供給、アルコール飲料及びたばこの卸売及び小売のサービス)	
取引サービス(流通・問屋・卸売・小売のサービス(輸入禁止等の対象となる産品の供給に影響を与える措置)、飲料水	
新聞の流通、発行及び印刷	
共同体サービス、個人向けサービス及び社会事業サービス(協同組合・労働組合によって提供されるサービス)	
事業サービス(弁理士サービス、武装した警護サービス等、賭け及び賭博サービス、法律サービス)	

(14)

二 七 一 投資に関する第十・三条、第十・四条、第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将

二七二

- $\mathcal{O}$ 来の措置について規定する。 い概要」 及 び 「措置の根拠」の各事項がそれぞれ記載される。 留保事項には、「分野」、「小分野」、 「産業分類」、 「政府の段階」、 「義務の種類」、 「措置
- において存在することを条件として、 なお、 タイは、タイの表が効力を生ずる日から二十四箇月の期間においては、 表Aに記載する留保事項を追加し、 撤回し、 関連する適合しない措置が協定 又は修正することができる の効力発生の日
- (7) 現行の措置に関してタイは、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。
- 製造業 (遊技用のカード、 紙幣及び貨幣の製造、 富くじの製造、 たばこ製品の製造)

農業(たまねぎの種子の繁殖、 畜産農業)

る漁業 漁業 (深海用のいけすにおけるまぐろの養殖及びいせえびの在来種繁殖、 タイの領海・ 接続水域・ 排他的経済水域におけ

鉱業及び採石業(大理石の採掘)

石 油及びガスに関連する採掘

(1) 将来の措置に関してタイは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

置、 取得要件等、 立場にある者に対して特恵又は有利な待遇を与える措置、 フォリオ投資に関連する措置、 又は利用に関連する措置等、  $\mathcal{O}$ 類(第三回改正版) 前に効力を有し、 全ての分野(国家平和秩序維持評議会の議長による命令等、タイについて協定の効力が生ずる日において国際標準産業分 課税に関する使用料に係る要求に関連する措置、 外国人事業法に規定する基準及び要件、 又は署名された他の協定等に基づき投資家又は投資財産に対して与えるより有利な待遇等、 において「他に分類されない」として特定される分野又は小分野に関連する措置、 協定の効力発生の日における政府の権限の行使としての投資の民間部門への移譲等、 非居住者による外国為替取引に関連する措置等、 外国人による事業活動についての事業開発局からの免許又は証明書の 利益を付与される投資計画についてのタイ投資委員会及び特定産業競 環境・健康・文化に関連する措置、 中小企業に関する措置、 技術移転の要求に関連する措 協定の効力発生の日 少数者又は不利な 土地の取得 ポート

争力強化政策委員会による承認要件等

漁業(深海用のいけすにおけるまぐろの養殖及びいせえびの在来種繁殖を除く。)農業(たまねぎの種子の繁殖及び畜産農業を除く。)

林業(森林農園及び林業に関連する措置)

鉱業及び採石業並びにエネルギー(大理石の採掘並びに石油及びガスに関連する採掘を除く。

製造業(自動車の製造等の小分野における外資出資規制)

工業団地(工業団地の設立又は拡大、工業団地における土地の権利取得)

全てのサービス分野(サービス分野における投資に関連する措置)

ベトナムの表

(15)

いて規定する。留保事項には、「分野」、「小分野」、 措置の根拠」 投資に関する第十・三条、第十・六条又は第十・七条の規定により課される義務に適合しない現行の措置又は将来の措置につ の各事項がそれぞれ記載される。 「産業分類」、 「政府の段階」、 「義務の種類」、 「措置の概要」及び

る。 回し、 なお、ベトナムは、ベトナムの表が効力を生ずる日から二十四箇月の期間においては、表Aに記載する留保事項を追加し、 又は修正することができる。ただし、関係する適合しない措置が協定の効力発生の日において存在することを条件とす 撤

(7) 現行の措置に関してベトナムは、 次に掲げる分野において留保事項を付する(表A)。

全ての分野(協定の効力発生の日の前に発給した投資許可等により課される条件)

製造業(航空機製造業、鉄道の車両・予備部品等の製造)

将来の措置に関してベトナムは、次に掲げる分野において留保事項を付する(表B)。

(1)

れた分野の指定企業以外への自由化等、 全保障に関する措置 全ての分野(ポートフォリオ投資、投資の手続、国有企業並びに政府基金による投資の監視及び管理、 土地・不動産及び天然資源に関する措置、 中小企業の取扱いに関する措置、 指定企業に制限さ 食料安

二七三

製造業(花火を含む爆竹等の製造、工業用爆破装置の製造等)

鉱業及び採石業 (石油及びガス、 非金属鉱物及び一般建設用資材としての鉱物、 その他の鉱物に関する措置)

林業及び狩猟

農業(希少植物の栽培・生産・加工等)

電源開発

株式等購入に関する措置、 全ての分野(協定が効力を生ずる日に存在しなかった分野等、 社会的、 経済的及び地理的に不利な立場にある少数民族等への権利等の付与、 協同組合等の設立及び運営、 証券取引市場の有価証券及び 支店の設立の制

限、 国防及び安全、 武器・爆発物等、 原子力エネルギー、 河川港・海港・空港、 文化遺産・信条・宗教

伝統的な市場

出版、印刷、プレス、通信社、マスメディア、ラジオ及びテレビ放送

海外居住者の雇用、 全ての分野(技術移転の要求、 全てのサービスの分野及び小分野における投資) 使用料の要求に関する措置(保健、 課税、 国防及び安全、 公共の利益に関するもの) 等

各締約国が自然人の一時的な移動に関して行う特定の約束について規定している(附属書IV)。

(1) オーストラリアの表

(四)

(ア) 商用訪問者

滞在は六箇月) 原則として三箇月を限度とする期間、 の一時的な入国 サービス提供者の販売に係る代表者である場合には十二箇月を限度とする期間 (最初

(イ) 企業内転勤者

 $\mathcal{O}$ 

限度とする期間 役員及び上級管理職については、 (この期間は、 延長され得る。)の一時的な入国 最初の四年を限度とする期間 (この期間 (いずれも雇用者による保証を条件とする。) は、 延長され得る。 ) , 専門家については二年を

二 七 四

(ウ) 独立の役員

雇用者による保証を条件とした、二年を限度とする期間の一時的な入国

(J) 契約に基づくサービス提供者

雇用者による保証を条件とした、十二箇月を限度とする期間(この期間は、延長され得る。)の一時的な入国(労働市場テ

- ストの対象となることがある。)

当該自然人と同一の期間の一時的な入国

ブルネイ・ダルサラーム国の表

(2)

(ア) 企業内転勤者

監査サービス等二十六分野において三年を限度とする期間(この期間は、合計五年を超えない範囲で二年を限度とする期 更新することができる。)の一時的な滞在(経済上の需要を考慮するとの要件の対象となる。)

- (3) カンボジアの表間、更新することができる。
- (7) 商用訪問者

最初の滞在として三十日間(この期間は、更新することができる。)の入国査証

(イ)業務上の拠点の設立の責任者

最大滞在期間の対象とはならない。経済上の需要を考慮するとの要件の対象となる。

(ウ) 企業内転勤者

(専門家については、 二年間(この期間は、 経済上の需要を考慮するとの要件の対象となる。 合計五年を限度とする範囲で一年ごとに更新することができる。) の一時的な滞在及び就労の許可

(4) 中国の表

二七五

(ア) 商用訪問者

一時的な入国及び九十日を限度とする期間の一時的な滞在

(1) 企業内転勤者

できる。)の一時的な滞在 時的な入国、及び契約期間又は三年間のうちいずれか短い方の期間(この期間は、条件を満たす場合には更新することが (他の締約国が数量制限等の対象としない場合には、 中国も同制限等の対象としない。)

(ウ) 契約に基づくサービス提供者

F 等の対象となることがある。) 会計サービス等九分野において、一 時的な入国及び契約期間を限度とする(一年を超えない)一時的な滞在(労働市場テス

(1) 機械・設備の設置・修理事業者

一時的な入国及び契約期間を限度とする(三箇月を超えない)一時的な滞在

(オ) 同行する配偶者及び子

て、十二箇月を超えない、 企業内転勤者(管理職及び役員に限り、少なくとも十二箇月の滞在期間を与えられたもの) かつ同企業内転勤者の滞在期間を超えない期間の一時的な滞在 に同行する配偶者及び子につい

- (5) インドネシアの表
- (ア) 商用訪問者

入国及び六十日間 (この期間は、 百二十日を限度とする範囲で更新することができる。)の一時的な滞在

(1) 企業内転勤者

る。 ) 更新することができる。 法律サービス等九十七分野において入国及び二年を限度とする期間 の 一 時的な滞在 (管理職及び技術的専門家については経済上の需要を考慮するとの要件の対象とな (この期間は、二回を限度としてその都度二年の範囲で

(6) 日本国の表

---七七

(ア) 商用訪問者

一時的な入国及び九十日を限度とする期間の一時的な滞在

(イ) 企業内転勤者

済上の需要を考慮するとの要件等の対象となることがある。) 時的な入国及び三年を超えない期間(この期間は、条件を満たす場合には更新することができる。) の一時的な滞在 ( 経

(ウ) 契約に基づくサービス提供者(法人の被雇用者)

件等の対象となることがある。) の)を限度とする一時的な滞在(必要とみなされる場合には更新することができるものとし、 産業機器・機械の設置、 維持管理、 修理に係るサービス等十分野において一時的な入国及び契約期間(一年を超えないも 経済上の需要を考慮するとの要

- (8) ラオスの表
- (ア) 商用訪問者

法律サービス等八十五分野において九十日を限度とする一時的な滞在

(1) 企業内転勤者

法律サービス等八十五分野において一年間 (この期間は、 条件を満たす場合には三年を限度とする範囲で六箇月ごとに更新

- することができる。)の一時的な滞在及び就労の許可
- (9) マレーシアの表
- (7) 商用訪問者

法律サービス等四十七分野において九十日を超えない一時的な入国

(1) 企業内転勤者

法律サービス等六十六分野において二年を限度とする期間 (この期間は、二年ごとに更新することができる。)の一時的な

入 国

機械・設備の設置・修理事業者

(ウ)

三箇月間又は契約期間のうちいずれか短い方の期間の一時的な入国

金融サービス

(I)

付録で約束したサービスについて原則として五年を限度とする期間の一時的な入国

(10) ミャンマーの表

各区分に定める他の締約国の自然人は、経済上の需要を考慮するとの要件の対象となる。

(ア) 商用訪問者

ることができる。)の一時的な入国 会計、監査及び簿記サービス等四十八分野において七十日を限度とする期間 (この期間は一年の範囲で三箇月ごとに更新す

(1) 企業内転勤者

ることができる。)の一時的な入国 会計、監査及び簿記サービス等四十八分野において七十日を限度とする期間(この期間は一年の範囲で三箇月ごとに更新す

- (11)ニュージーランドの表
- (ア) 商用訪問者

各年で合計三箇月を超えない期間の入国

- (イ) 企業内転勤者
- 最初の滞在として三年を限度とする期間の入国
- (ウ)機械・設備の設置・修理事業者

いずれの十二箇月においても三箇月を超えない期間の入国

独立の自由職業家

(I)

二七九

二八〇

附属書Ⅱで約束した分野において十二箇月を限度とする期間の入国(経済上の需要を考慮するとの要件の対象となる。)

- (12) フィリピンの表
- (ア) 保険及び保険関連サービス

条件を満たす場合には五年を超えない期間の一時的な滞在

(イ) 商用訪問者

附属書Ⅱで約束した分野において一時的な入国及び最初の滞在として三十日間 (この期間は、 更新することができる。) の

滞在

(ウ) 企業内転勤者

附属書Ⅱで約束した分野において一時的な入国及び最初の滞在として三十日間 (この期間は、 更新することができる。)の

- 滞在
- (13) シンガポールの表
- (7) 企業内転勤者

会計及び監査サービス等七十一分野において三年を限度とする期間 (この期間は、 合計五年を超えない範囲で二年を限度と

- して更新することができる。)の入国
- (14) タイの表

各区分に定める他の締約国の自然人は、 経済上の需要を考慮するとの要件等の対象となることがある。

(ア) 短期の商用訪問者

金融サービスに関しては、九十日を超えない期間 エンジニアリング・サービス等九十三分野において一時的な入国及び九十日を超えない期間の一時的な滞在 (この期間は、 条件を満たす場合には一年を超えない範囲で更新すること

ができる。)の最初の一時的な入国

- 企業内転勤者

(1)

(15)ベトナムの表 各区分に定める他の締約国の自然人は、経済上の需要を考慮するとの要件等の対象となることがある。 三回を限度としてその都度一年を超えない範囲で更新することができる。)の一時的な滞在 エンジニアリング・サービス等九十三分野において一時的な入国及び最初の滞在として一年を超えない期間(この期間は、

(ア) 企業内転勤者

入国及び最初の滞在として三年間 (この期間は、 業務上の拠点の運営の期間を限度として更新することができる。) の滞在

- 許 可
- (イ) その他の者

ことができる。)の滞在許可 入国及び雇用契約の期間又は三年間のうちいずれか短い方の期間 (この期間は、 当該雇用契約の期間を限度として更新する

- (ウ) サービス販売者
- 九十日を限度とする期間の滞在
- (エ)業務上の拠点の設立の責任者
- 九十日を限度とする期間の滞在
- (オ) 契約に基づくサービス提供者

コンピューター及び関連のサービス並びにエンジニアリング・サービス分野において、 一定の条件の下での入国及び九十日

間又は契約期間のうちいずれか短い方の期間の滞在許可

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

二八一

(参考)

- 1 作成 令和二年(二千二十年)十一月十五日にブルネイ・ダルサラーム国のバンダルスリブガワン、カンボジアのプノンペン、イ ル及びニュージーランドのオークランドにおいて作成 ラ、シンガポール、タイのバンコク、ベトナムのハノイ、オーストラリアのキャンベラ、中国の北京、日本国の東京、韓国のソウ ンドネシアのボゴール、ラオスのビエンチャン、マレーシアのクアラルンプール、ミャンマーのネーピードー、フィリピンのマニ
- 2 効力発生 を寄託したこれらの署名国について効力を生じる。) のASEANの構成国でない署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、批准書、受諾書又は承認書 令和三年 (二千二十一年) 二月一日現在 未発効(少なくとも六のASEANの構成国である署名国及び少なくとも三
- 3 署名国 十五箇国

オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、中国、インドネシア、 マー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム 日本国、 韓国、ラオス、マレーシア、ミャン

4 締約国 令和三年(二千二十一年)二月一日現在 なし

二 八 二